自然・人・産業の和で築く 安心のまち

第２次南魚沼市総合計画

平成２８年３月

新潟県南魚沼市

第２次南魚沼市総合計画策定にあたり

南魚沼市が誕生してから 10 年経過いたしました。この間、市民の皆さまとともに、この地に生まれてよかったと実感でき、故郷南魚沼への愛着をもちながら生涯を安心して過ごせるまちづくりに向けて、さまざまな取組を進めてまいりました。

しかし、本市では、若い世代の都市部への流出などによる社会減と、死亡数が出生数を上回る自然減により人口減少が続いています。人口減少や少子高齢化の進行は、地域経済の縮小や社会活力の低下をもたらし、医療・介護関連費用の増加や税収などの減少により、市の財源確保が難しくなることが懸念されています。

こうした私たちを取り巻く社会状況に対応し、誰もが生涯現役で安心して暮らし続けられ、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てができるまちの実現に向け、これからの 10 年間のまちづくりの方向性を示す「第 2 次南魚沼市総合計画」を策定いたしました。引き続き「自然・人・産業の和で築く　安心のまち」を将来像とし、基本計画を定め、職員と一丸となり取り組んでまいります。

多様化・複雑化している市民のニーズに効果的に対応するためには、市民と行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、限りある財源を効率的かつ効果的に施策に反映させながら、地域の課題解決に取り組む必要があります。市民の皆さまとともに、地域の英知を結集し、自分たちがこの地で暮らすことを望み、市外の方からも選ばれる南魚沼市となるよう、強い意志を持って着実に進んでまいります。

結びに、この度の第 2 次南魚沼市総合計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまと関係各位に心より感謝を申し上げます。

南魚沼市長　井口一郎

市　章

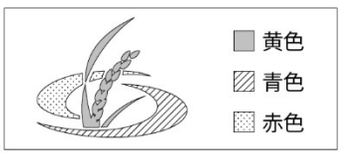

魚野川の清流と豊かな自然のもとで自然・人・産業の連鎖と融和により発展する南魚沼市を表しています。

黄は市の誇るコシヒカリの豊かなみのり、青は清らかな流れと澄みきった空、はてしない未知の世界、赤は将来への夢や希望とその実現に向けたエネルギーを表しています。

市民憲章

南魚沼市民憲章

わたしたちのふるさとは、魚野川、越後三山と巻機山、カタクリの群生など、豊かな自然に恵まれています。

先人たちは、この美しく、ときには厳しい自然と共存しながら、人間を思いやり支えあう気持ちをはぐくみ、ふるさとの歴史を刻んできました。また、コシヒカリをはじめとする特産物とものづくりは、先人たちの知恵と努力の結晶です。

わたしたちは、先人たちが守り発展させてきたこの「人間・自然・ものづくり」をいつまでも大切にし、明るく住みよいまちづくりを進めるよりどころとして、この憲章を定めます。

- わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

平成 19 年 4 月制定

市の花・市の木

市の花　カタクリ

雪解けの森にいっせいに咲き乱れるカタクリの花は、市内の各所で見られ、春の訪れを告げる花として市民に親しまれています。

太陽に向かって咲く様子には力強さが感じられます。

市の木　コブシ

早春の野山に芳しい純白の花を咲かせ、可憐さとたくましさを併せ持つコブシの木は市内の広範囲に自生しています。

昔からコブシの花の咲く頃から農作業が始まると言われており、豊作の象徴としても親しまれています。

市　歌

南魚沼市歌「時代新たに」

作　詞：長橋正宣
補作詞：いではく
作　曲：遠藤　実
編　曲：山口順一郎

1　越後路渡る　朝風に
みどりの大地　目を覚ます
照る陽明るく　降りそそぎ
八海山も　雲ひかる
ふるさとの　南魚沼は
希望溢れて　伸びるまち

2　若鮎はねて　溌剌と
魚野の流れ　瀬もはずむ
育つ稲の穂　コシヒカリ
実りも豊か　幸まねく
ふるさとの　南魚沼は
四季の彩り　映えるまち

3　出湯の里に　雪国の
風情をそそる　灯がともる
日ごと楽しく　人の輪に
笑顔の花が　咲き誇る
ふるさとの　南魚沼は
時代新たに　拓くまち

日本音楽著作権協会（出）
許諾　第 0812456−801 号

目　次

第Ⅰ編　総論 1

第１章　総合計画の策定にあたって 2

１　総合計画策定の目的 2

２　計画の構成と期間 2

第２章　総合計画策定の背景 4

１　南魚沼市の概況 4

２　市民の意識 10

３　まちづくりの課題 16

第Ⅱ編　基本構想 19

第１章　南魚沼市の将来像 20

１　南魚沼市の将来像 20

２　将来像実現のための基本理念 21

第２章　政策の大綱 22

第Ⅲ編　基本計画 27

第１章　保健・医療・福祉 31

１－１　こころとからだの健康づくりの推進 32

１－２　地域完結型保健医療体制の充実 34

１－３　子育て環境の充実 36

１－４　障がい者福祉の充実 38

１－５　高齢者福祉・介護の充実 40

１－６　地域で支えあう福祉の充実 42

第２章　教育・文化 45

２－１　学校教育の充実 46

２－２　生涯学習の充実 50

２－３　地域文化の振興 52

２－４　生涯スポーツの推進 54

２－５　地域・家庭教育の充実 56

２－６　子ども・若者やその家族への支援の充実 58

２－７　地域に根ざした野外・環境教育の推進 60

第３章　環境共生 63

３－１　自然環境の保全 64

３－２　循環型社会の推進 66

３－３　省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換 68

３－４　生活環境の向上 70

第４章　都市基盤 73
４－１　計画的な土地利用の推進 74
４－２　ひとにやさしいまちづくり 76
４－３　住環境の整備 78
４－４　上下水道の整備 80
第５章　産業振興 83
５－１　農業の振興 84
５－２　林業の振興 88
５－３　観光の振興 90
５－４　商工業の振興 92
５－５　雇用の促進 94
第６章　行財政改革・市民参画 97
６－１　行財政運営の効率化 98
６－２　協働のまちづくり 100
６－３　災害に強い安全と安心のまちづくり 102
６－４　情報化の推進 104
６－５　交流の推進と国際化 106
６－６　共感と共生のまちづくり 108
６－７　総合的な人口減少対策の推進 110

第Ⅳ編　資料 113

第１章　主要な事業 114
１　保健・医療・福祉 114
２　教育・文化 120
３　環境共生 125
４　都市基盤 127
５　産業振興 130
６　行財政改革・市民参画 135
第２章　総合計画策定のあゆみ 141
１　総合計画審議会への諮問 141
２　総合計画審議会からの答申 141
３　総合計画審議会委員名簿 142
４　総合計画策定体制 143
５　総合計画策定経過 144

第Ⅰ編 総論

第１章　総合計画の策定にあたって

１　総合計画策定の目的

本市は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を計画期間とする第 1 次南魚沼市総合計画（以下　第 1 次総合計画）を策定し、その構想に基づく将来像「自然・人・産業の和で築く　安心のまち」の実現を目指すまちづくりを推進してきました。

第 1 次総合計画は、旧 3 町の合併に際して、新市として均衡ある発展を図るために策定した新市建設計画を包含する計画でした。新市建設計画は、平成 17 年度から平成 27 年度までを計画期間としていましたが、平成 26 年 6 月に、この計画期間を平成 32 年度まで延長することを決め、均衡ある発展をさらに図ることとしています。

この第 2 次南魚沼市総合計画（以下　第 2 次総合計画）は、第 1 次総合計画に基づくまちづくりの方向性を継承しつつ、少子高齢化の進行や人口減少による社会構造の変化、環境問題や自然災害への対応の必要性など、さまざまな社会経済情勢の動向を踏まえ、本市の新たなまちづくりを推進するための基本的な考え方と具体的な施策や事業を体系的に示す最上位計画として策定するものです。

２　計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成されています。

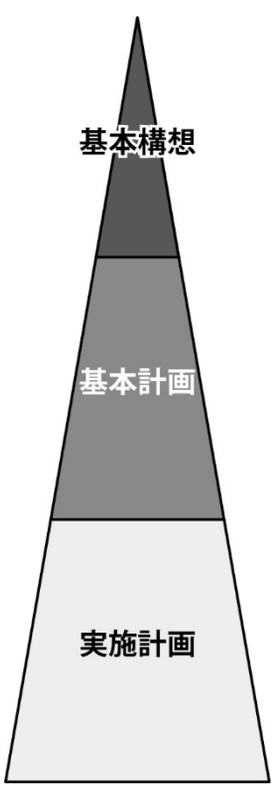

基本構想 は、まちづくりの推進にあたって市民・企業・行政が共有する基本理念や将来像、目標を明らかにするとともに、その実現を図るための政策の大綱を定めるものです。

計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

基本計画 は、基本構想に定める政策の大綱ごとに施策とその基本方針を示し、それに従って展開する具体的施策と主要な事業を示します。

計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間として、中間年となる平成 32 年度に見直しを行います。

実施計画 は、基本計画で掲げた施策に基づき、事業を実施するための計画として位置づけ、毎年度の予算編成の指針とします。

計画期間は向こう 3 か年として、毎年度見直すローリング方式とします。

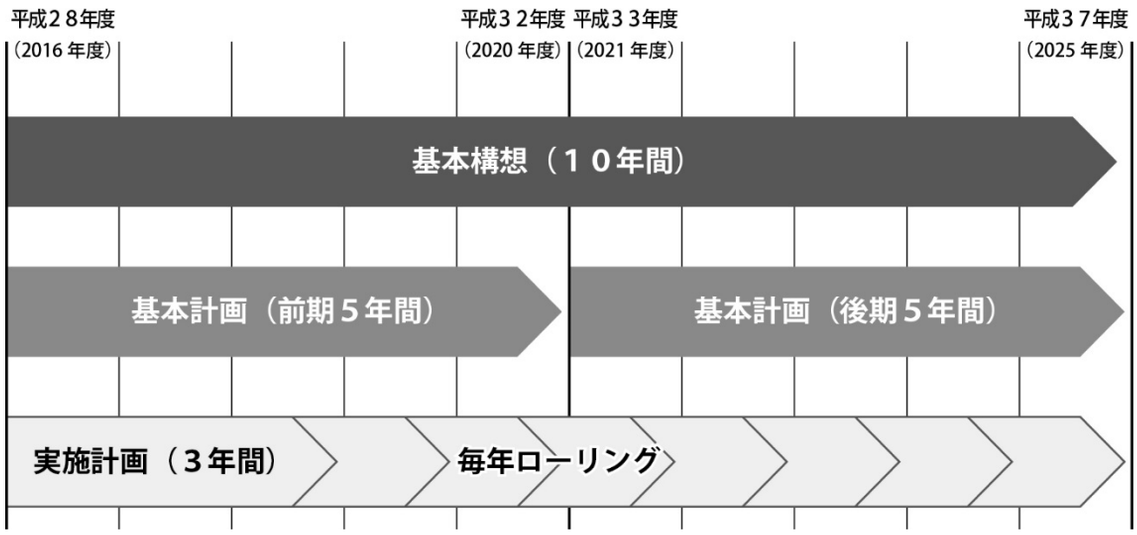
平成２８年度
（2016 年度）
平成３２年度
（2020 年度）
平成３３年度
（2021 年度）
平成３７年度
（2025 年度）
基本構想（１０年間）
基本計画（前期５年間）
基本計画（後期５年間）
実施計画（３年間）
毎年ローリング

第２章　総合計画策定の背景

１　南魚沼市の概況

１-１　位置と拠点性

本市は、越後三山をはじめとする山々、市域を北流する魚野川とその支流がつくる魚沼盆地に位置しています。

平成 16 年 11 月に旧六日町と旧大和町の合併による市制施行、平成 17 年 10 月の旧塩沢町の編入合併を経て、新生「南魚沼市」が誕生しました。

豊かな水と肥沃な土地がはぐくむコシヒカリをはじめとする農産物やさまざまな産業、美しい自然と日本有数の豪雪地帯で培われた歴史や文化が地域の魅力を醸しています。

また、東京と新潟を結ぶ上越新幹線や関越自動車道をはじめ、JR 上越線、六日町駅を起点駅として北陸地方とつながるほくほく線、国道 17 号をはじめとする幹線道路などが整備されており、交通の要衝としての高い拠点性を有しています。

魚沼地域の医療都市としての拠点性も高まっており、平成 27 年 6 月に魚沼地域全体の三次救急や高度医療を担う魚沼基幹病院の開院と市立南魚沼市民病院や市立ゆきぐに大和病院などの医療機関の再編による医療環境の充実は、安心して暮らし続けるための環境整備として大きな期待を集めています。

さらに、人口減少や少子高齢化の進行を見据えた広域的な取組を進めるために、魚沼市、湯沢町との 2 市 1 町で「定住自立圏」の形成を目指しており、平成 27 年 9 月、本市は中心市宣言を行いました。本市には、都市機能や交通、医療などの高い拠点性を活かし、魚沼地域の都市をつなぎあう中心地としての役割を発揮することが求められています。

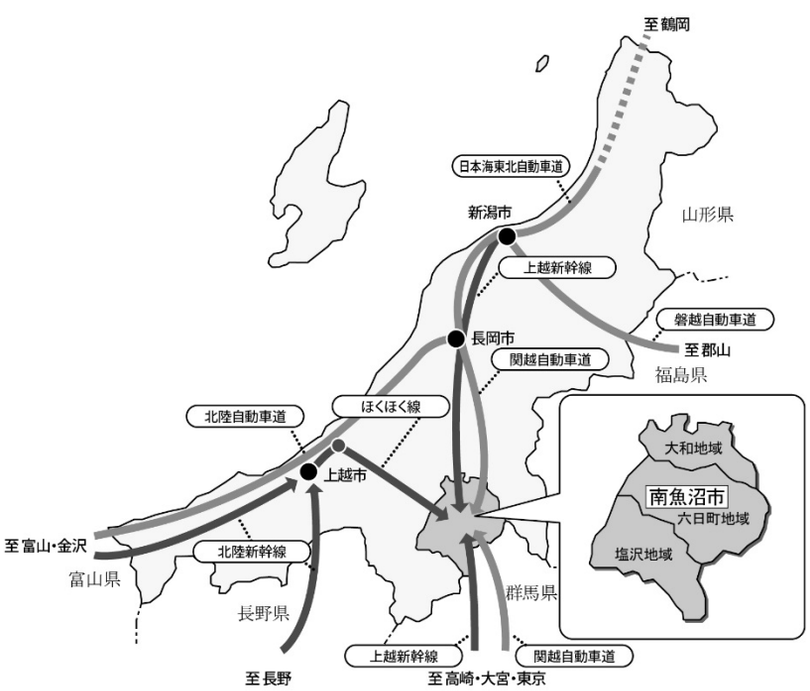

1 - 2　気候

本市の気候は、積雪量が多い日本海側気候に分類されます。平成 17 年から平成 26 年の 10 年間で見ると、年間平均気温は 12℃前後で比較的冷涼な気候ですが、夏季は最高気温が 40℃近くまで上がる一方、冬季は最低気温がマイナス 10℃程度まで下がり、季節による温度差が大きくなっています。

また、日本でも有数の豪雪地帯にあり、最大積雪深が 300cm を超える年もあります。

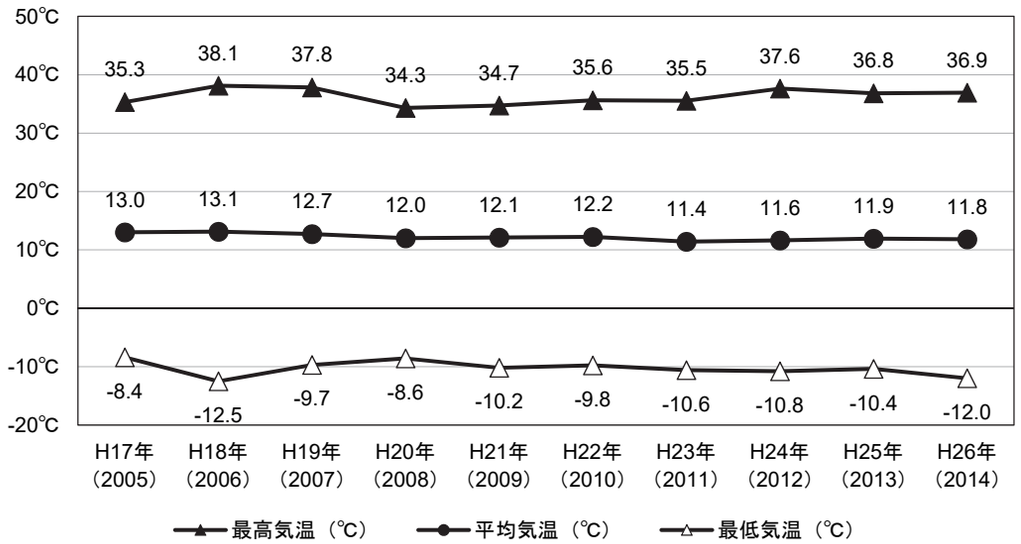

年間最高・平均･最低気温

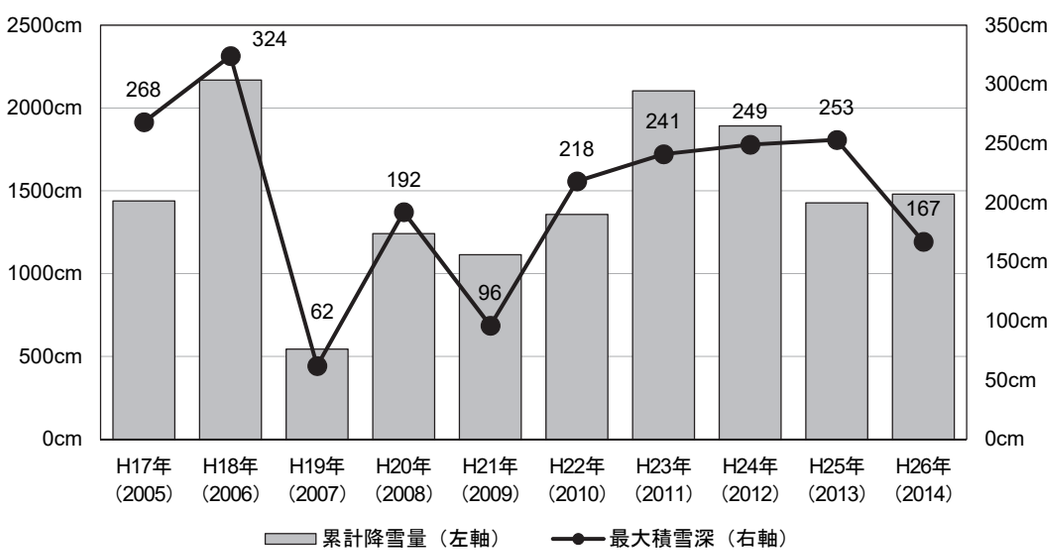

年間累積降雪量・最大積雪深

※ 観測場所は平成 19 年 3 月まで南魚沼市役所、平成 19 年 4 月以降は城内地域開発センター

資料：南魚沼市

1 - 3　人口・世帯

本市の人口、世帯当たり人口はいずれも減少傾向にあります。一方、世帯数はわずかながら増加しており、人口減少が進行する中、単身世帯や少人数世帯が増加していることがうかがえます。

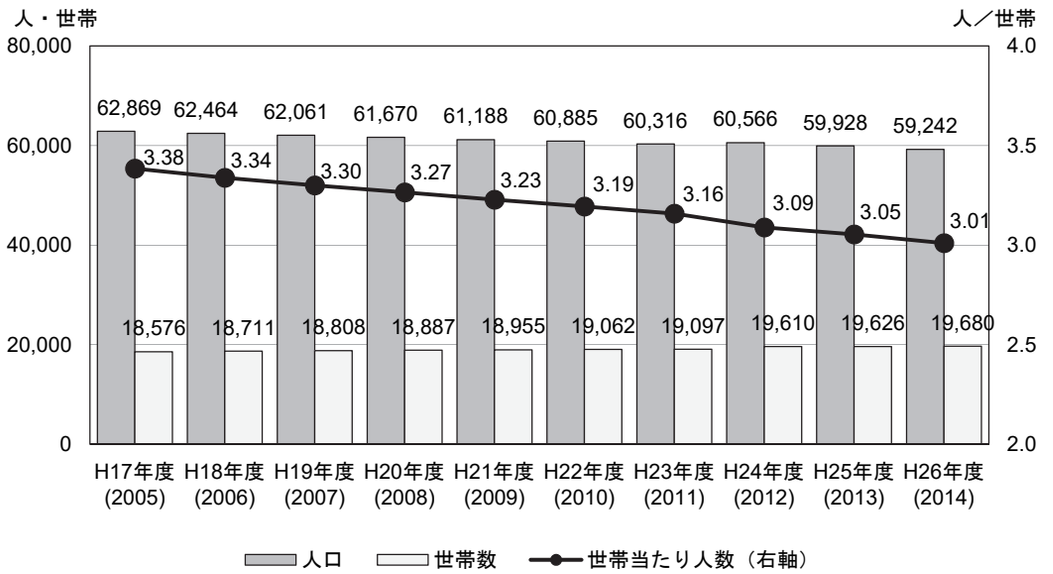

人口・世帯数と世帯当たり人数

※ 各年度末値。平成 24 年度末より外国人を含む　　資料：住民基本台帳

国勢調査によると、本市の人口は、平成 7 年をピークに、減少に転じています。年齢階層別に見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあります。一方、老年人口（65 歳以上）は増加しており、平成 7 年以降は年少人口を上回っています。

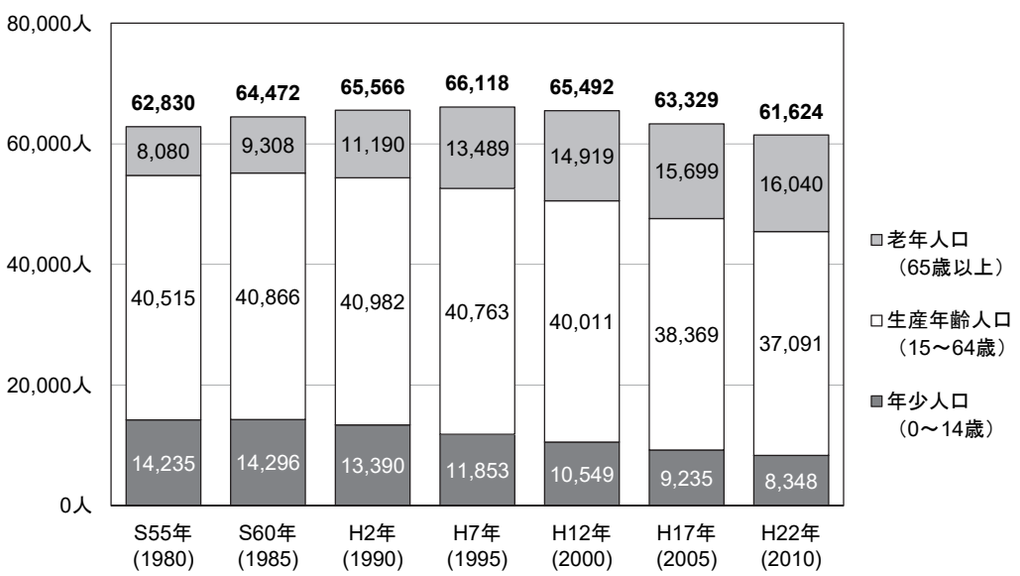

年齢 3 区分人口

※ 総人口（太字）は年齢不詳を含むため、年齢階層別人口の合計値とは一致しない
資料：総務省「国勢調査」

人口の社会増減を見ると、平成 22 年など一部の年では転入者が転出者を上回っていますが、ほとんどの年は転出者が転入者を上回っています。また、転入者、転出者ともに平成 23 年以降、それまで続いていた減少傾向が若干緩やかになっています。

自然増減を見ると、平成 13 年以降、死亡数が出生数を上回っており、その差は大きくなっています。

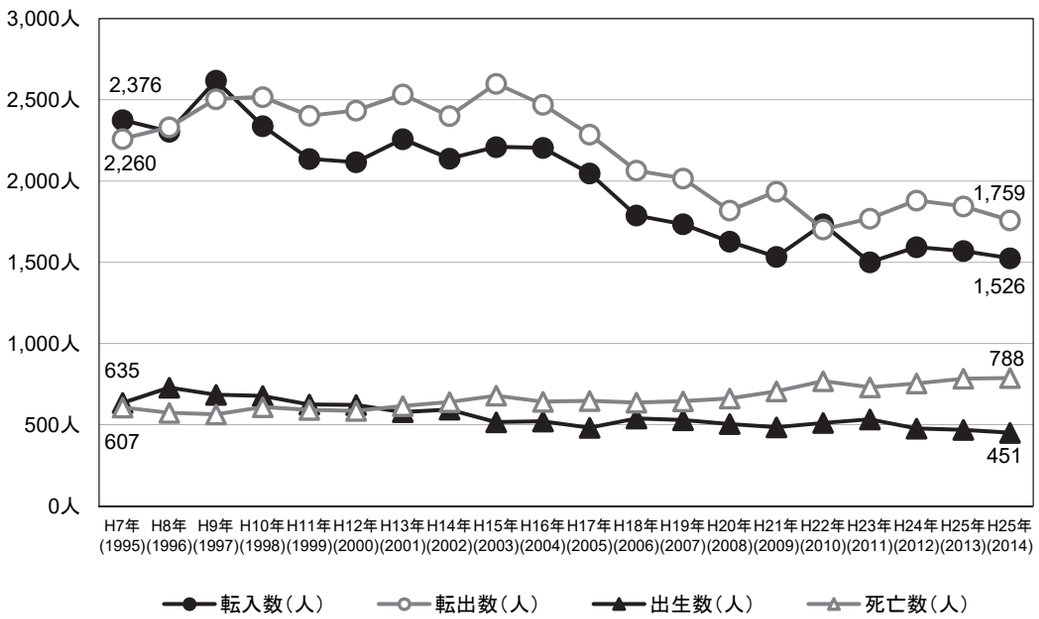

転入・転出数と出生・死亡数

資料：新潟県「人口移動調査」

1 - 4　産業構造

産業別就業人口の推移を見ると、農業等の第 1 次産業は、平成 2 年以降ほぼ横ばいの状況となっています。一方、製造業や建設業等の第 2 次産業は減少傾向、卸売・小売業やサービス業等の第 3 次産業は平成 22 年を除き増加傾向となっており、昭和 60 年以降は第 3 次産業が第 2 次産業を上回っています。

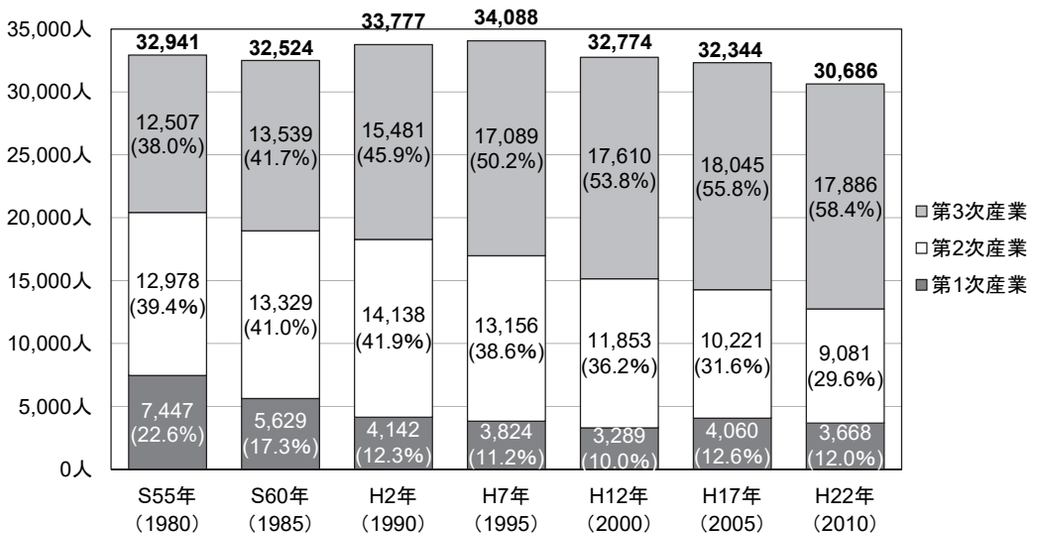

産業別就業人口

※ 各年最上段の総就業人口（太字）は分類不能の産業を含むため、各産業人口の合計とは一致しない
※ (　)内は総就業人口（分類不能の産業を除く）に占める割合(%)　　資料：総務省「国勢調査」

市町村経済の実態やその動向をとらえるための経済指標である市内総生産額について、産業別の推移を見ると、いずれの産業も大きな変化は見られません。就業人口構成と合わせて見ると、第 1 次産業や第 2 次産業と比べて、第 3 次産業は就業者 1 人当たりの生産額が高いことがうかがえます。

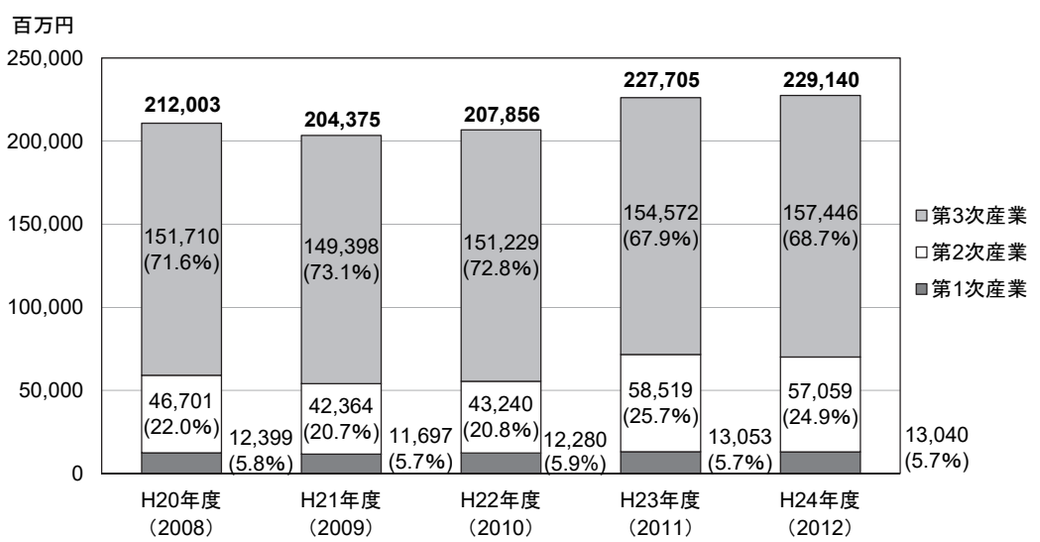

産業別市内総生産額

※ 各年最上段の総生産額（太字）は輸入品に課せられる税・関税等を含むため、産業別生産額の合計とは一致しない
※ (　)内は総生産額に占める割合(%)　　資料：新潟県「市町村民経済計算」

1 - 5　観光

本市の主要な産業である観光産業を見ると、観光客数はスキーが最も多く、平成 26 年度は約 126.8 万人となっており、総数約 401.3 万人の 3 割以上（31.6%）を占めています。

観光客数の推移を見ると、NHK 大河ドラマ「天地人」*1 が放映された平成 21 年の約 468.1 万人をピークとして一旦は減少傾向となりましたが、平成 23 年以降は増加傾向に転じています。これには産業観光*2 客の増加が影響していると考えられます。一方、スキー観光客はほぼ横ばいの状況が続いており、スキー観光を核としながら、産業観光など、新たな柱となる観光産業の振興が大きな課題となっています。

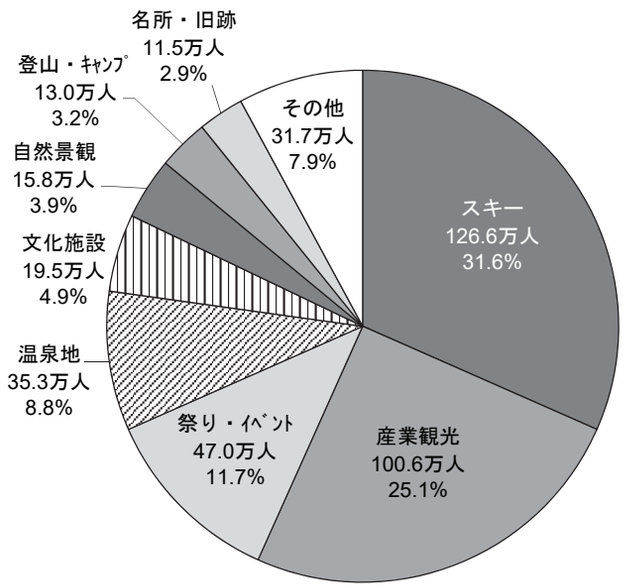

観光客数の実績と構成比（平成 26 年度）

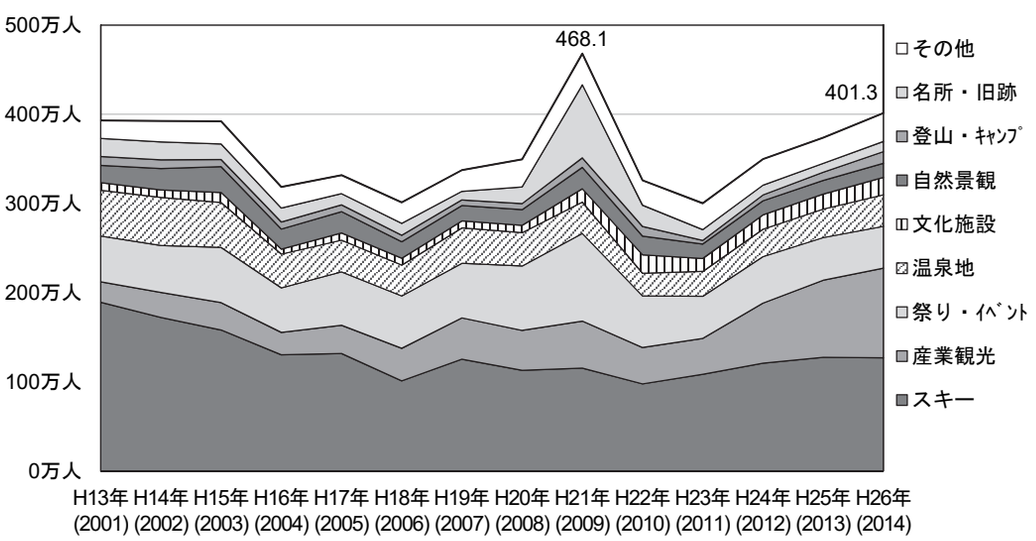

観光客数の推移

資料：H13～H21 年は新潟県「観光動態の概要」、H22～H26 年は南魚沼市商工観光課

＊1　大河ドラマ「天地人」：本市ゆかりの上杉景勝と直江兼続の生涯を描いた火坂雅志の同名小説を原作とし、平成 21 年に放映。

＊2　産業観光：観光農園、伝統工芸、酒蔵などの産業拠点および展示販売施設等を利用する観光形態。

2　市民の意識

2-1　まちづくりアンケート調査

本計画策定に先立ち、平成 26 年 9 月に「まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。この調査は、第 1 次総合計画策定から 3 年目の平成 21 年、6 年目の平成 24 年に実施した「市民の声」アンケートを継承するものです。この結果から見られる市民の意識やニーズについて以下にまとめます。

調査対象	満 20 歳以上の市民 2,500 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送法
調査期間	平成 26 年 9 月 5 日～30 日
有効回答者数	1,029 人（有効回答率 41.2%）

(1) 南魚沼市の暮らしやすさ

■「暮らしやすい」「どちらともいえない」がいずれも約 4 割

「暮らしやすい」(44.4%)、「どちらともいえない」(41.3%) が同程度に高く、次いで「暮らしにくい」(13.1%) となっています。

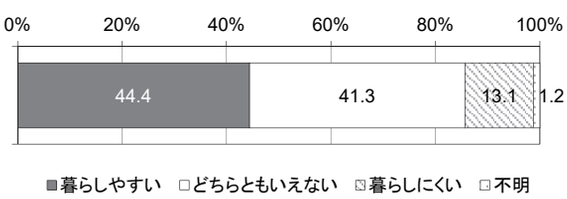

(2) 暮らしにくさや不安を感じること

■「雇用・収入」「医療・介護」「少子高齢化」がそれぞれ約 2 割

「雇用・収入」(21.5%)、「医療・介護」(20.6%)、「少子高齢化」(18.2%) の 3 項目が約 2 割で同程度に高く、次いで「大きな不安はない」(10.6%)、「自然災害・気候変動」(7.3%)、「人口の減少」(6.9%) となっています。

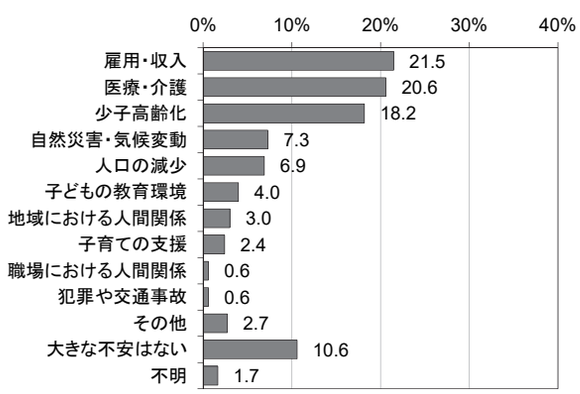

（3）定住意識

■「住み続けたい」が 6 割以上、「移りたい」が 1 割以上

「住み続けたい」（62.5%）が 6 割以上で最も高く、次いで「どちらともいえない」（20.5%）が 2 割以上、「南魚沼市外に移りたい」（14.4%）が 1 割以上となっています。

過去 2 回の調査と比較すると、「住み続けたい」は前回（71.0%）より 8.5 ポイント低くなっており、減少傾向がうかがえます。

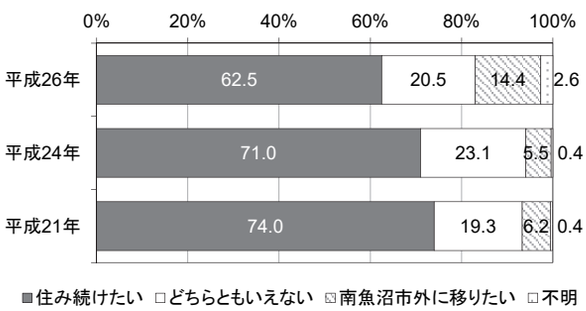

（4）合併についてどのように感じているか

■「どちらともいえない」約 5 割、「よかった」約 3 割、「しない方がよかった」約 1 割

「どちらともいえない」（52.0%）が 5 割以上で最も高く、次いで「合併してよかったと思う」（34.4%）、「合併しない方がよかったと思う」（11.9%）となっています。

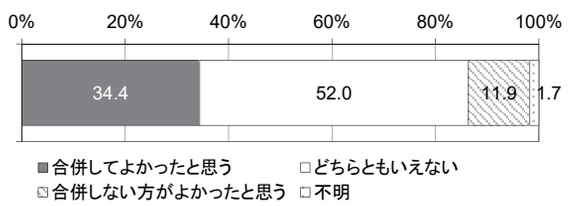

（5）まちづくりの現状評価

■「健康づくりと予防医療の推進」の評価が最も高く、「雇用の促進」の評価が最も低い

第 1 次総合計画で掲げた基本施策 33 項目について、それぞれのまちづくりの取組の現状評価を聞きました。

その結果、「そう思う」は「健康づくりと予防医療の推進」（35.7%）が最も高く、33 項目の中で唯一 3 割以上となっています。

「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計『そう思う』を見ると、「健康づくりと予防医療の推進」（74.3%）が 7 割以上で最も高く、次いで「上下水道の整備」（60.6%）、「子育て支援の充実」（57.3%）となっています。一方、「雇用の促進」（22.8%）が最も低くなっています。

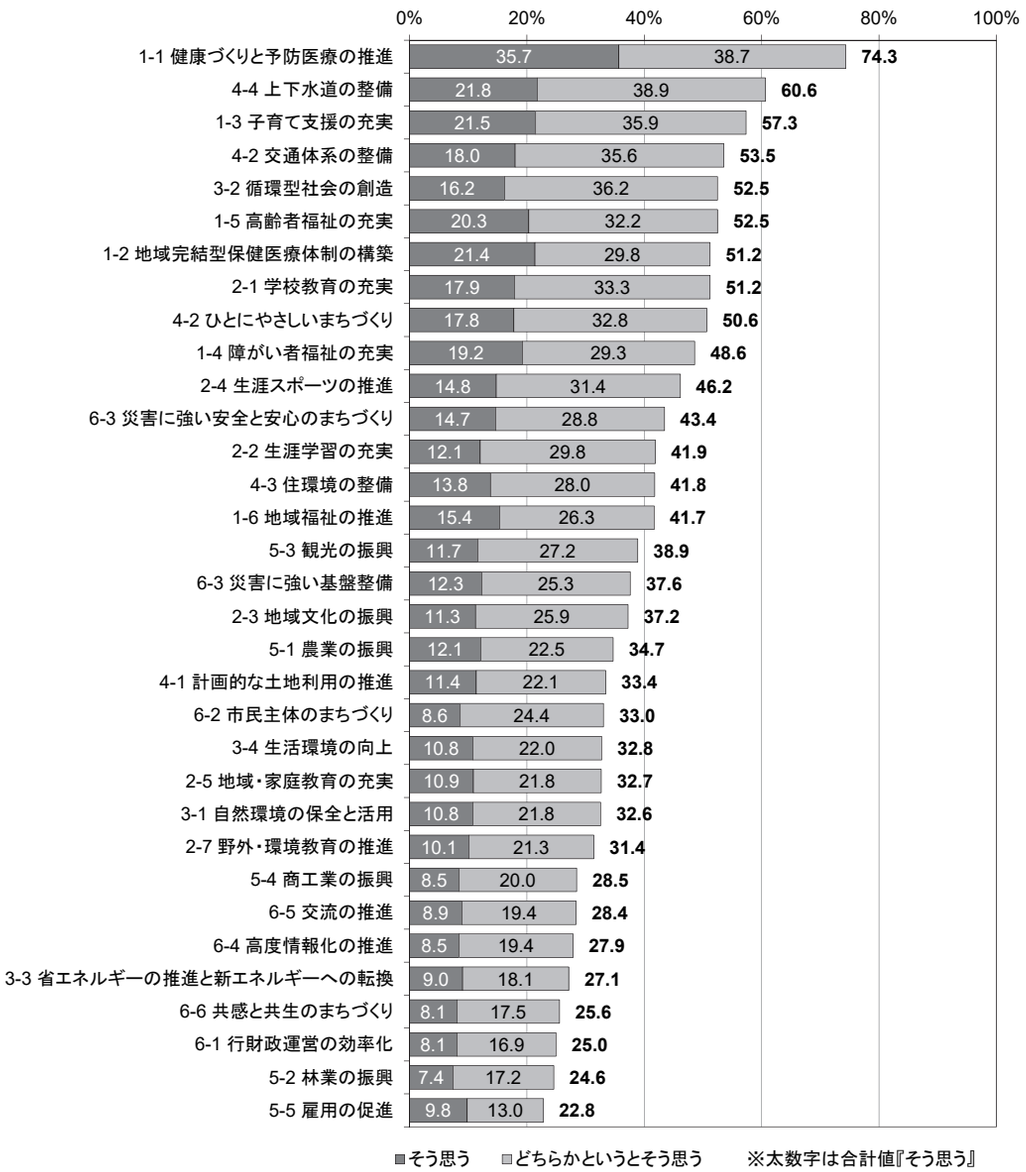

※ 各基本施策名の左側に付いた番号は、第 2 次総合計画における施策番号に該当。ただし、第 1 次総合計画と本計画では施策体系が異なるため、第 2 次総合計画では該当しない番号や重複する番号がある

※小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを表示しているため、「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計と、合計値『そう思う』（太字）は一致しない場合がある

（6）まちづくりの現状評価と重要度の関係

■「健康づくりと予防医療の推進」の評価が高く、「雇用の促進」が強く求められている

第 1 次総合計画で掲げた基本施策 33 項目について、特に力を入れて取り組むべき（重要性）課題を聞きました。

その結果、「雇用の促進」（34.2%）が最も高く、次いで「高齢者福祉の充実」（30.3%）、「子育て支援の充実」（27.1%）となっています。一方、「野外・環境教育の推進」（1.9%）がもっとも低くなっています。

先述の「現状評価」と合わせて見ると、基本施策 33 項目は下図のように分類できます。

②早急な対応が必要：現状評価【低】× 重要性【高】

現状の取り組みの評価が低く、今後取り組むべきこととして重要性が強く認識されているもの。

①高評価・高要望：現状評価【高】× 重要性【高】

現状の取り組みの評価が高く、現在の取り組みをさらに推進することが求められているもの。

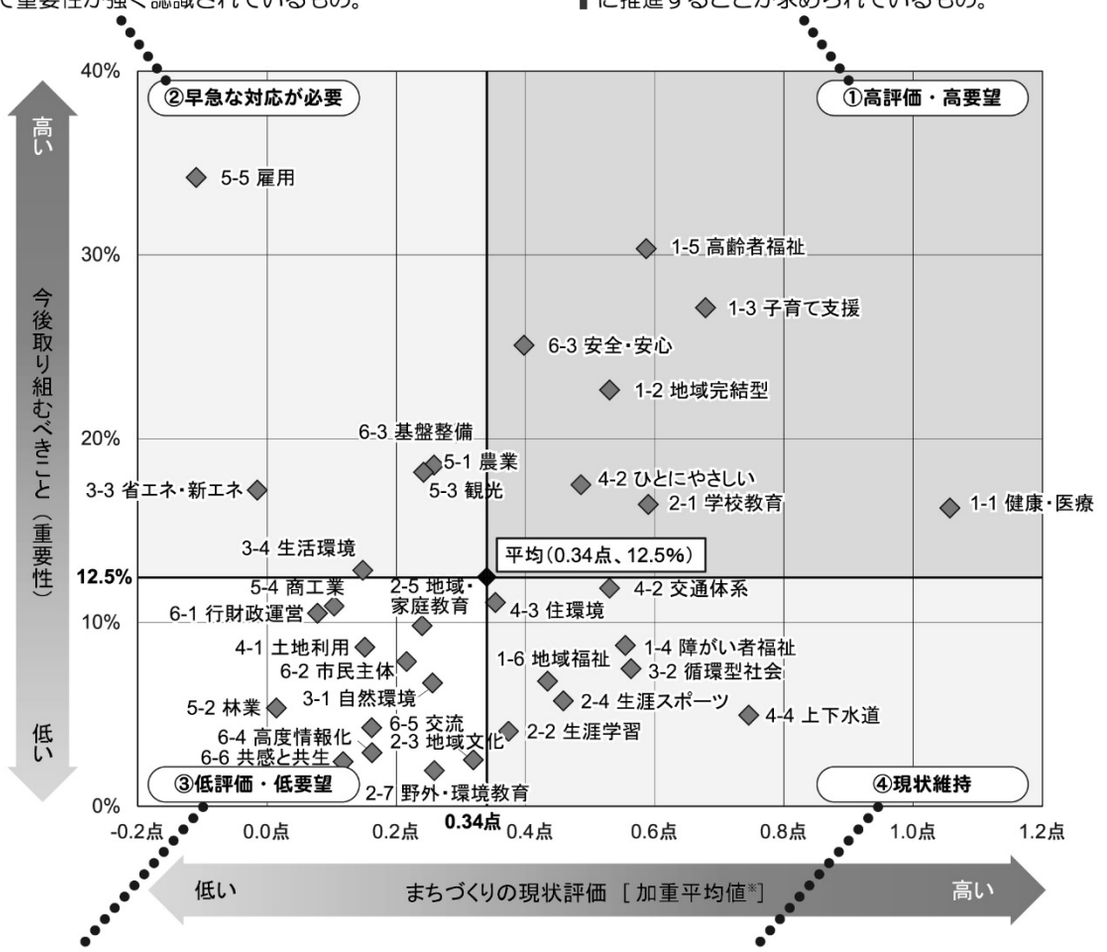

③低評価・低要望：現状評価【低】× 重要性【低】

現状の取り組みの評価が低く、今後取り組むべきこととしてあまり強く認識されておらず、必要性の周知を含めた、中・長期的視点による政策的な見直しが求められているもの。

④現状維持：現状評価【高】× 重要性【低】

現状の取り組みの評価が高く、今後取り組むべきこととしてあまり強く認識されておらず、現状の取り組みを維持しつつ、必要な見直しやさらなる周知を進めることが求められているもの。

※ 加重平均値：「そう思う」+2 点、「どちらかというとそう思う」+1 点、「どちらともいえない」0 点、「どちらかというとそう思わない」-1 点、「そう思わない」-2 点の加重値を与えて、「不明」を除く回答者数で平均値（点）を算出したもの

※ 各基本施策名の左側に付いた番号は、第 2 次総合計画における施策番号に該当。ただし、第 1 次総合計画と第 2 次総合計画では施策体系が異なるため、本計画では該当しない番号や重複する番号がある。基本施策名は表現を省略して表示

2 - 2　若者まちづくり会議（わかまちカフェ）からの意見

平成 25 年度から、49 歳以下の市民を対象に本市のまちづくりを考えるワークショップ「わかまちカフェ」を開催しています。このワークショップでは、「将来目指したい南魚沼市の姿」について意見を聞き、出された意見を 4 つのキーワードで分類し、まちづくりの理念としてまとめました。さらに、それぞれの理念に基づく将来像について具体的な意見を出し合いました。このワークショップでまとめられた理念や将来像を以下に示します。

参加者	49 歳以下の市民
会　場	平成 25 年度　ふれ愛支援センター 平成 26 年度　えきまえ図書館本の杜
開催回数	4 回
参加人数	延べ 92 人

(1) 理念

「【資】【働】【育】【愛】で、地域も人もつながる安心して住み続けられるまちにしたい！」

【資】	自然資源活用・文化資源継承
【働】	雇用・起業
【育】	子育て・出産
【愛】	郷土愛・定住

(2) 将来像

【資】 南魚沼市の地域資源が活かされるまちにしたい

・エネルギーを地産地消できるまち
・南魚沼市の最上級の資源を全国、世界に発信し、注目を集めるまち
・自然本来の姿で人を魅了するまち
・雪を見たことのない人たちにもっと来てもらえるまち
・雪をポジティブにとらえ、楽しく活用できるまち
・地域を愛せる教育をして、地域に誇りを持てる人をはぐくむまち
・自然の中で、多世代が交流できるまち

【働】 若者が働きやすい、賑わいあるまちにしたい

・店舗を持ちやすい環境があるまち
・起業に関してバックアップ体制があるまち
・歩きたいまち
・だれでも気軽にイベントに参加できるまち

【育】　子どもが育つまちにしたい。子どもが育てやすいまちにしたい

・子育てをしながらでも働き続けられるまち
・学校の中だけでなく、地域で学びや体験ができるまち
・地域の伝統文化で世代間コミュニケーションがとれるまち
・全世代で繋がりがあり、いろんな世代が集まる場所があるまち

【愛】　【資】【働】【育】の将来像を考え、具体的な意見の実現を目指すことで、【愛】の実現を目指したい

ワークショップの様子

3　まちづくりの課題

3 - 1　総合的な人口減少対策

国勢調査における本市の平成 22 年の人口は 6 万 1,624 人で、第 1 次総合計画における推計値 6 万 2,680 人を約 1,000 人下回りました。さらに、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 25 年 3 月に公表した推計によると、本市の人口は、平成 52 年には 5 万人を下回るとされ、本市における人口の減少傾向は、今後さらに進行することが予想されます。また、年少人口の減少が今後も進む一方、老年人口は微増から同程度の状況が続き、高齢化率は平成 22 年よりも若干高い状況で推移すると予想されます。

人口減少の進行は、経済活動の縮小、社会保障費の増大、社会活力の低下などをもたらし、地域社会の維持そのものが困難となることが危惧されています。また、地域の社会構造に大きな影響を与え、地域での暮らしや家族のあり方にも影響を及ぼすことが予想されます。

人口減少という厳しい現実を受け止め、その中にあって、だれもが生涯現役で安心して地域で暮らし続けられるまちづくり、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てができるまちづくりを進める必要があります。

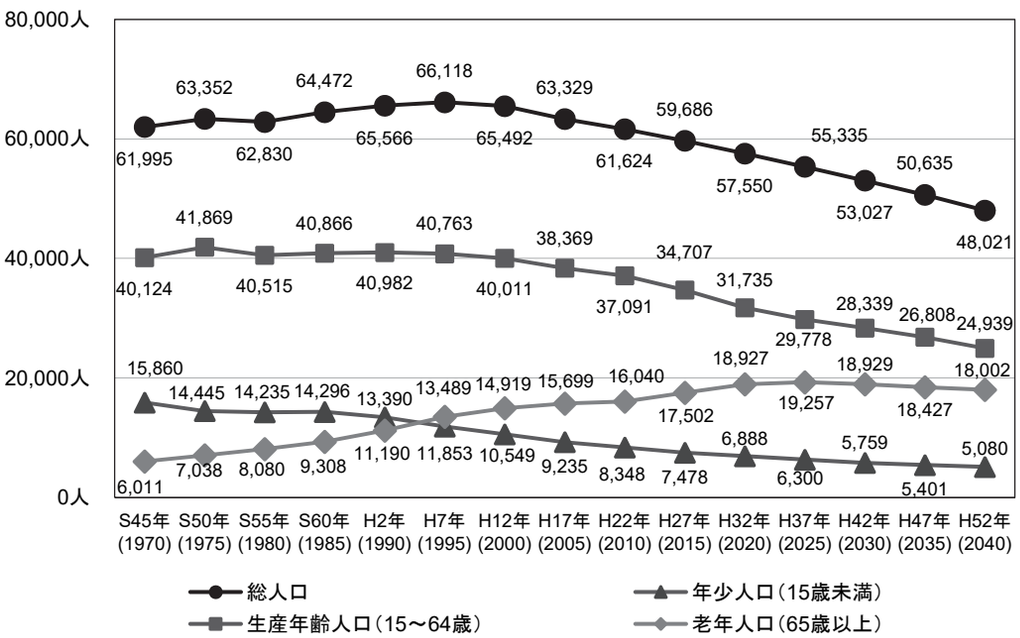

人口の推移と将来推計

資料：平成 22 年までは総務省「国勢調査」、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

※ 国勢調査値において、総人口は年齢不詳の場合を含むため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計と、総人口は一致しない場合がある

3 - 2　協働の推進

本市では、地域づくり協議会をはじめ、「地域の問題や課題を自分達で考えよう・解決しよう」というさまざまな「市民力」が地域で芽生え、育まれています。しかし、担い手の不足や高齢化、新たな人材の確保、必要となる経費の捻出と、より多くの市民の参加、他の組織などとの連携・協力など、活動の継続や発展のための課題が少なくありません。

自分でできることはできるだけ自分で（自助）、できないことや非効率なことは家族、地域や団体で（共助）、それでも困難なことは行政が主体となって（公助）という協働の基本を踏まえ、市民と行政がそれぞれの責任を自覚し、地域の問題や課題の解決に取り組む必要があります。

3 - 3　循環型社会の構築

今日の環境問題は、身近な自然環境やごみ処理などの問題から、地球温暖化など全世界で取り組むべき問題まで多岐にわたり、また、互いにつながりあっています。本市は豊かな緑や清らかな水と空気に恵まれており、その恩恵を地域の暮らしに活かしながら、次代に継承することが課題となっています。

市民一人ひとりが身近な環境に高い関心を持ち、環境への負荷の少ない生活を心がけることが必要です。また、ごみの減量化や再資源化、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入など、循環型社会の構築と地球温暖化防止のための積極的な取組を進める必要があります。

3 - 4　都市基盤の維持・更新

本市では、市民が等しく利便性や快適性を享受できるまちづくりのために、道路、河川、公園、住宅、上下水道、公共交通など、これまでさまざまな都市基盤の整備に取り組んできました。しかし、これらの都市基盤施設の中には、整備からの時間を経て老朽化が著しいもの、耐震化など安全性の確保が不十分なもの、市民のニーズに合致していないものなどが見られ、早急な対応が必要となっています。

人口減少により、財政状況が今後さらに厳しくなることが予想される中、市民の安全・安心の確保を最優先に、市民ニーズや環境への負荷などを十分考慮しながら、中長期的な視点で維持や更新を計画的に進める必要があります。

3 - 5　産業振興による雇用創出

本市では、高いブランド力を誇る「コシヒカリ」をはじめとする豊かな農作物を産する農業や林業、高速交通網の利便性を活かした商工業、豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業などが発達してきました。しかし、消費規模の縮小、経営者の高齢化や後継者不足、労働人口の減少、多様化するニーズ、大資本の進出の影響などにより、地域経済の停滞が見られます。経済の停滞は特に若い世代の雇用の確保を困難にし、人口減少を進行させると考えられます。「まちづくりに関するアンケート調査」（平成 26 年）においても「雇用の促進」は最重要課題となっています。

地域資源を活かした新たな産業の育成や誘致、市内企業の経営基盤や異業種間連携の強化、起業・創業の促進、雇用の「質」の充実などの産業振興により新たな雇用を創出するとともに、人材の市内定着や市内への回帰、さらに都市圏からの人口の転入を促す必要があります。

3 - 6　戦略的な行財政運営

社会動向の、成長型から成熟型への転換に伴い、市政に対する市民のニーズはさらに多様化・複雑化しています。また、人口減少が進行する中、厳しい財政状況の中で効果的かつ効率的にまちづくりを推進するためには、行政運営のあり方をさらに見直す必要があります。また、これまでにない、地方自治体同士の協力や連携の重要性、必要性が高くなることが予想されます。

市民と行政の協働のまちづくりを基本として、組織機構や事業の見直し、民間活力の積極的な活用などによる、戦略的な行財政運営を推進する必要があります。

第Ⅱ編

基本構想

第１章　南魚沼市の将来像

１　南魚沼市の将来像

本市には、豊かな自然や文化、伝統など、先人から受け継いだ貴重な財産とともに、まちを支える多様な人材、地域特性を活かしたさまざまな産業があります。

市制施行から 10 年、豊かな自然と文化を背景に、市民一人ひとりの熱意と努力により、また、さまざまな産業の集積により、地域の特性を活かしたまちづくりが進められてきました。

しかし、本市のさらなる発展のためには、これまで進めてきたまちづくりの実績を将来につなぐとともに、人口減少や地域の創生などの新たな課題に柔軟に対応することが必要です。そのために、市民と産業、行政の協働をさらに進めるとともに、市民一人ひとりが自覚と責任を持ってまちづくりに参画し、知恵を出し合いながら安全・安心に暮らせる未来のまちの姿を描き、実現に向けてさらに努力することが必要です。

そこで、市民のだれもが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、本市の将来像を『自然・人・産業の和で築く　安心のまち』とします。

将来像	自然・人・産業の和で築く　安心のまち

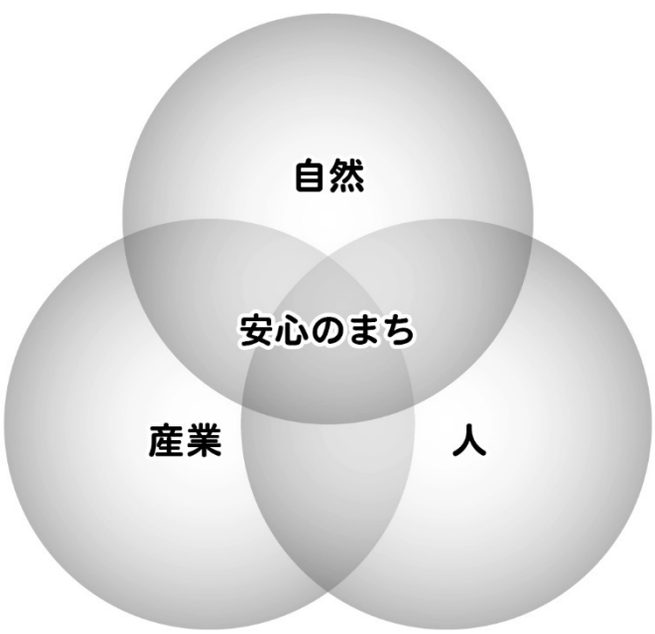

２　将来像実現のための基本理念

第２次総合計画では、第１次総合計画の将来像を継承し、その実現に向けた４つの基本理念を改めて掲げます。

基本理念１　郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち

豊かな自然や文化、伝統に満ちた郷土を愛する市民を育て、市民一人ひとりが主体となって、活力ある自立したまちを目指します。

将来にわたって発展するまちであり続けるために、まちづくりや地域づくりに積極的に取り組む人材の育成を図ります。

基本理念２　人の和で支えあう安心のまち

身近な地域内から、都市間の連携まで、活気ある交流を進めることによって、人と人とが支えあう、安心と思いやりのあるまちを目指します。

子どもから高齢者まで安心していきいきと暮らし続けるために、災害に強いまちづくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の充実や、生涯にわたって学べる教育環境の整備を図ります。

基本理念３　力強い産業が育ち、働く魅力がたくさんあるまち

将来にわたってまちを支え、活力をもたらす力強い産業が生まれ、育つまちを目指します。

たくさんの地域資源を基に、豊富な人材と活力で多様な業種を結び、地域に根づいた力強い産業を育て、安定した雇用を創出します。また、新たなビジネスや事業が生まれ、育ちやすい環境の整備、ICT*の活用による地域情報の積極的な発信、地域の特性を活かした地域ブランドの創造と販路の拡充を図ります。

基本理念４　新しい課題に柔軟に対応する行政組織をもつまち

市民と行政の協働、産業界や教育機関等の関係機関と行政との連携を進め、新たな課題に柔軟に対応できる行政組織の構築を目指します。

民間活力の積極的な活用と市民協働による行政運営の仕組みづくりを進め、市民生活に密着した、公正で無駄のない行政サービスを提供します。

＊ ICT：（Information and Communication Technology）の略。情報通信技術のこと。

第２章　政策の大綱

基本構想では、本市の将来像「自然・人・産業の和で築く　安心のまち」を実現するために、4 つの基本理念に基づき、まちづくりの枠組みを 6 分野の政策大綱（分野別政策）に整理します。6 分野の政策大綱では、それぞれに「まちづくりの目標」を定めます。

これらはそれぞれが独立したものではなく、相互につながりあうことで、より効果・効率的に、将来像の実現を目指します。

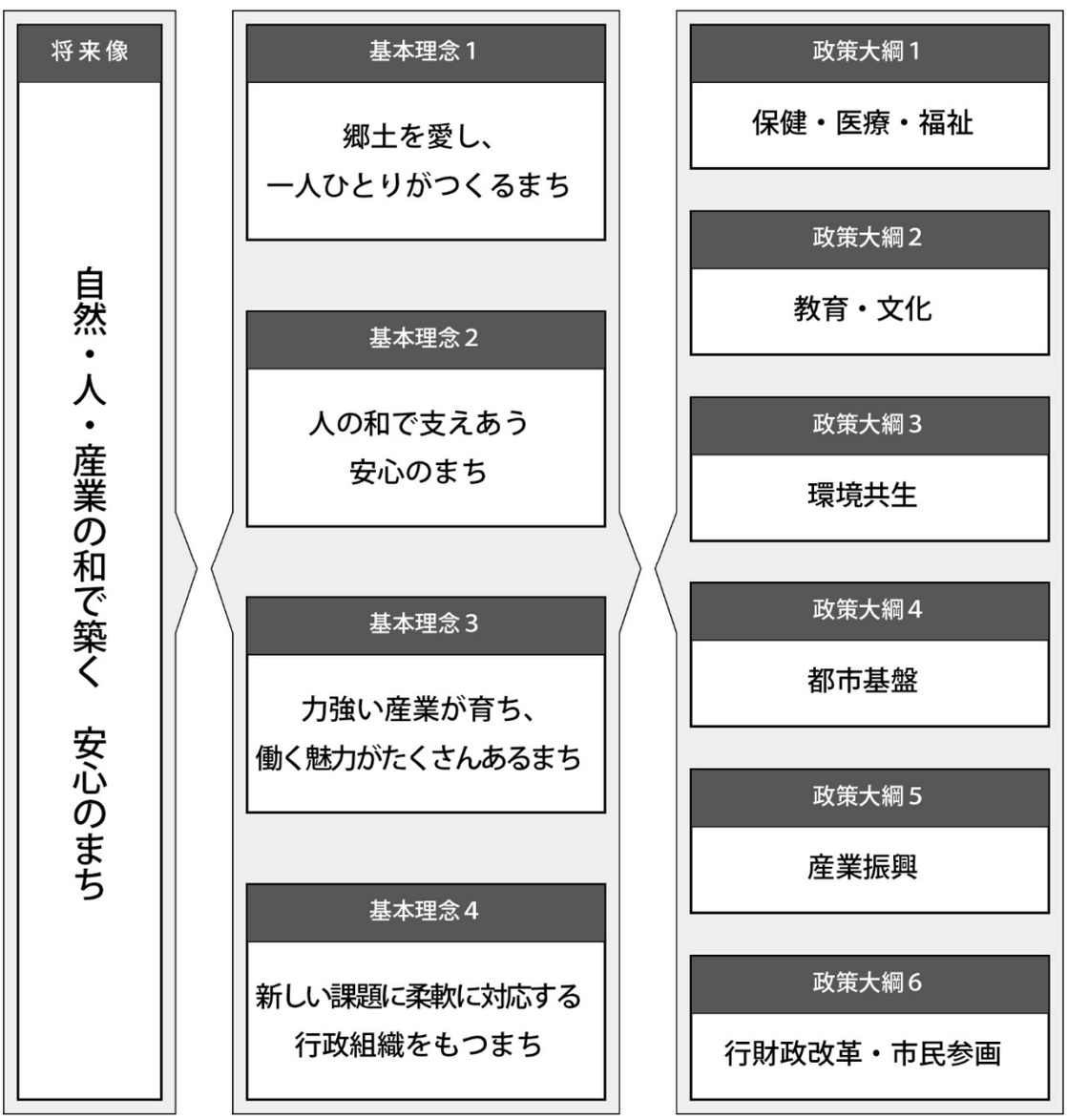

政策大綱１	保健・医療・福祉
まちづくりの目標	地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち

人口減少は、近隣関係の希薄化や経済活動の縮小といった社会経済状況の変化をもたらし、市民の暮らしに大きな影響を与えます。

地域の「人と人の和」を基礎として、安心して子どもを産み、育てられ、だれもが住み慣れた地域で互いに支えあい、生涯現役で健康でいきいきと自立して暮らせるまちづくりを推進します。

目標達成のための施策は以下のとおりです。

施　策	
	１　こころとからだの健康づくりの推進
	２　地域完結型保健医療体制の充実
	３　子育て環境の充実
	４　障がい者福祉の充実
	５　高齢者福祉・介護の充実
	６　地域で支えあう福祉の充実

政策大綱２	教育・文化
まちづくりの目標	学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

「地域の最大の課題はひとづくり」という認識のもと、地域に根ざした文化をはぐくみながら、すべての市民が生涯にわたって自由に学べる学習の機会を拡充します。

家庭、地域、行政が互いに連携して支えあい、地域社会全体で子どもを育てる充実した教育環境づくりを推進するとともに、地域の特性を活かした野外・環境教育を推進します。

目標達成のための施策は以下のとおりです。

施　策	
	１　学校教育の充実
	２　生涯学習の充実
	３　地域文化の振興
	４　生涯スポーツの推進
	５　地域・家庭教育の充実
	６　子ども・若者やその家族への支援の充実
	７　地域に根ざした野外・環境教育の推進

政策大綱３	環境共生
まちづくりの目標	豊かな自然を守り、そして共に生き、 １００年後に引き継いでいくまち

環境問題は地球規模で取り組むべき課題であり、小さな取組の積み重ねと継続が欠かせません。本市の豊かな自然環境を次代に継承するとともに、限りある資源やエネルギーの有効利用を図り、地域内で完結する持続可能な循環型社会の構築を目指します。

また、さまざまな公害の発生を防止するため、観測体制の整備と事業者等への指導・監督を強化するとともに、防止対策の研究と普及を図ります。

目標達成のための施策は以下のとおりです。

施　策	
	１　自然環境の保全
	２　循環型社会の推進
	３　省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換
	４　生活環境の向上

政策大綱４	都市基盤
まちづくりの目標	住みたい、住み続けたいまち

地域の特性や環境に配慮したまちなみ景観と適正な土地利用を促進し、災害や雪に強く、ひとにやさしい、秩序ある快適な都市基盤整備を推進します。

また、高齢化社会に対応した交通システムや生活道路、災害に強い道路ネットワークの整備を推進するとともに、交通事故のない社会を目指し、交通安全意識の向上と事故防止の環境整備を推進します。

目標達成のための施策は以下のとおりです。

施　策	
	１　計画的な土地利用の推進
	２　ひとにやさしいまちづくり
	３　住環境の整備
	４　上下水道の整備

政策大綱５	産業振興
まちづくりの目標	豊かな自然を活かし、 自然や人にやさしく力強い産業のまち

世界に冠たるブランド力を誇る「南魚沼産コシヒカリ」をはじめとする豊かな農作物を産する農業や林業、高速交通網の利便性を活かした商工業、豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業など、それぞれの産業を高度に連携させながら、産業構造のバランスの取れた、力強い産業のまちを築き、安定した雇用の創出を図ります。

また、高速交通網やICTの活用による地域情報の積極的な発信、個性ある地域資源を活かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図り、地域内外から人々が集う、魅力あふれるまちづくりを目指します。

目標達成のための施策は以下のとおりです。

施　策		
	１　農業の振興	４　商工業の振興
	２　林業の振興	５　雇用の促進
	３　観光の振興	

政策大綱６	行財政改革・市民参画
まちづくりの目標	世界にひらく市民が誇りをもてるまち

人口減少や少子高齢化の進行を見据えながら、市民、産業界、教育機関、金融機関、医療機関などの関係機関・団体との協働による活力あるまちづくりを推進するとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる公正で効率的な行政サービスの提供や、市政に関する徹底した情報公開を推進します。

総合的な都市機能の維持・向上により、若い世代を中心とした人材の市内定着・回帰と、地域間連携・交流の活性化や、総合的な少子化対策を推進します。

さらに、性別や人種、国籍、文化などを超えて世界にひらかれた、新たな時代にふさわしい共感のまちづくりを推進し、多様な人々の交流による地域の賑わいや地域に対する市民の誇りの醸成を図ります。

目標達成のための施策は以下のとおりです。

施　策		
	１　行財政運営の効率化	５　交流の推進と国際化
	２　協働のまちづくり	６　共感と共生のまちづくり
	３　災害に強い安全と安心のまちづくり	７　総合的な人口減少対策の推進
	４　情報化の推進	

第Ⅲ編

基本計画

将来像	施策の体系

自然・人・産業の和で築く　安心のまち
政策大綱１
保健・医療・福祉
地域ぐるみでつくる
健康・福祉・子育てのまち
1-1 こころとからだの健康づくりの推進
1-2 地域完結型保健医療体制の充実
1-3 子育て環境の充実
1-4 障がい者福祉の充実
1-5 高齢者福祉・介護の充実
1-6 地域で支えあう福祉の充実
政策大綱２
教育・文化
学ぶ喜び・文化をはぐくむ
喜びのあるまち
2-1 学校教育の充実
2-2 生涯学習の充実
2-3 地域文化の振興
2-4 生涯スポーツの推進
2-5 地域・家庭教育の充実
2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実
2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進
政策大綱３
環境共生
豊かな自然を守り、そして共に生き、
１００年後に引き継いでいくまち
3-1 自然環境の保全
3-2 循環型社会の推進
3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換
3-4 生活環境の向上
政策大綱４
都市基盤
住みたい、住み続けたいまち
4-1 計画的な土地利用の推進
4-2 ひとにやさしいまちづくり
4-3 住環境の整備
4-4 上下水道の整備
政策大綱５
産業振興
豊かな自然を活かし、自然や
人にやさしく力強い産業のまち
5-1 農業の振興
5-2 林業の振興
5-3 観光の振興
5-4 商工業の振興
5-5 雇用の促進
政策大綱６
行財政改革・市民参画
世界にひらく
市民が誇りをもてるまち
6-1 行財政運営の効率化
6-2 協働のまちづくり
6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり
6-4 情報化の推進
6-5 交流の推進と国際化
6-6 共感と共生のまちづくり
6-7 総合的な人口減少対策の推進

施　策

1-1	◆市民参加による健康づくりの環境整備 ◆地域社会が連携したこころの健康づくり	◆妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	◆生活習慣病の発症予防、重症化予防
1-2	◆地域医療体制の充実	◆持続可能な市立病院の運営	◆予防医療・在宅医療の推進
1-3	◆地域で支える子育て支援の充実 ◆子育て家庭への支援の充実	◆保育サービスの充実	◆放課後児童の健全育成の推進
1-4	◆相互理解と共に支えあう社会の推進	◆自立支援と社会参加の促進	◆障がいの早期発見・早期対応の推進
1-5	◆介護予防の充実 ◆共に支えあう環境づくり	◆安心して利用できる介護サービスの充実	◆高齢者の社会参加と自立支援
1-6	◆市民主体の地域活動への支援	◆社会福祉団体との連携強化	◆生活困窮者への支援
2-1	◆学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進 ◆学校教育施設の整備　◆小・中学校の連携強化	◆幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進 ◆高等教育との連携・交流支援	◆いじめや不登校対策の推進 ◆総合教育会議の充実
2-2	◆生涯学習機会の充実	◆生涯学習施設の整備	
2-3	◆地域文化の振興	◆地域文化・伝統の継承と推進	◆文化財の保護と活用
2-4	◆体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進	◆総合型地域スポーツクラブの充実	
2-5	◆家庭の教育力向上の推進	◆青少年の健全育成の推進	◆家庭が地域とつながる取組の推進
2-6	◆不登校の子どもへの支援の充実	◆ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実	◆困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実
2-7	◆野外・環境教育の推進	◆連携活動の支援・推進	
3-1	◆自然環境の保全		
3-2	◆循環型社会のための体制の確立	◆ごみ減量化とリサイクルの推進	◆効率的なごみ処理体制の推進
3-3	◆省エネルギーの推進	◆新エネルギーの活用	◆バイオマスタウン構想の推進
3-4	◆安全な生活環境の向上	◆地盤沈下対策の継続・強化	
4-1	◆都市計画の推進 ◆まちなみ景観の形成	◆国土調査事業の推進	◆都市公園の活用と充実
4-2	◆公共交通体系の確保・維持 ◆道路施設の計画的な修繕	◆円滑な道路網の整備 ◆交通安全対策の推進	◆災害や雪に強い道づくり
4-3	◆住みやすい住環境の提供	◆雪への対処機能強化	◆空き家バンクの整備
4-4	◆安定した持続可能な水道事業の推進	◆豊かな水環境をはぐくむ汚水処理の推進	
5-1	◆農地集積化の推進　◆特産品の販売促進と６次産業化の支援　◆畜産業と水産業の支援　◆農業基盤の整備 ◆農業の担い手育成支援　◆環境保全型農業の推進　◆食の安全の推進　◆鳥獣被害防止対策の推進		
5-2	◆森林資源の活用と林業基盤の整備	◆林地の保全と機能誘導	◆治山事業の推進
5-3	◆地域資源を活かした四季観光の推進 ◆ニュー・ツーリズムの推進	◆国際観光の推進 ◆食によるまちおこしの推進	◆道の駅「南魚沼」の有効活用
5-4	◆中心市街地の活性化	◆産業の育成支援	◆地域ラウンドテーブルによる産業支援
5-5	◆職業能力の向上と雇用の場の確保	◆若い世代のＵＩＪターン就職希望者支援	◆若者・女性への就職支援
6-1	◆効率的・効果的な行財政運営 ◆民間活力との協働	◆行政評価の活用	◆職員の資質向上
6-2	◆市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保 ◆市民による幅広いボランティア活動の推進		◆市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実
6-3	◆防災体制の強化 ◆砂防施設整備の促進	◆防犯、消防・救急体制の強化 ◆水害防止施設整備の促進	◆避難所等の整備推進
6-4	◆高速インターネット網の活用 ◆多様化する情報発信ツールの有効利用	◆行政システムの高度化と市民サービスの向上	◆「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実
6-5	◆地域間交流の支援 ◆国際化の推進	◆広域連携の推進 ◆次代を担う子ども達の国際理解教育の推進	◆都市間連携の推進
6-6	◆人権尊重のまちづくりの推進	◆男女共同のまちづくりの推進	
6-7	◆若い世代の交流機会の拡大	◆若い世代の移住・定住の促進	◆シニア世代の移住の促進

第1章 保健・医療・福祉

地域ぐるみでつくる
健康・福祉・子育てのまち

1-1 こころとからだの健康づくりの推進

1-2 地域完結型保健医療体制の充実

1-3 子育て環境の充実

1-4 障がい者福祉の充実

1-5 高齢者福祉・介護の充実

1-6 地域で支えあう福祉の充実

１－１　こころとからだの健康づくりの推進

現状と課題

健康推進員等地区組織の育成による市民の健康意識の高まりに加え、受診環境の改善や受診勧奨により、特定健診*1受診率及び特定保健指導*2実施率は県内でも上位となっています。しかし、生活習慣の悪化による血管性疾患が増加しており、筋・骨格系のロコモティブシンドローム*3や認知症を含む疾病の予防と合わせた対策が必要です。また、健康寿命延伸の大切な要素である歯の健康づくりをライフステージに合わせてさらに進める必要があります。

母子保健では、不妊・不育症治療費の助成、2か月児全戸訪問、各種健診・教室による育児支援を実施していますが、少子化の進行、ライフスタイルの変化等により育児環境は多様化しており、それらに柔軟に対応した妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援が必要です。

さらに、本市を含む魚沼圏域は、県内でも自殺率が高いことから、関係機関の連携による広域的な予防対策が必要です。

施策の基本方針

○ 健康推進員等の地区組織や地域づくり協議会との協働による健康づくりの環境整備を推進し、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう努めます。

○ 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のないきめ細やかな支援の充実を図り、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整えます。

○ 健診内容の充実と、受診しやすい環境の整備を図り、生活習慣病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見に努めるとともに、受診データの分析による効果的な保健指導等を実施します。

○ 精神疾患への正しい理解や相談窓口の周知を行うとともに、医療機関や関係機関と連携した相談窓口の充実を図り、こころの健康づくりを推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
特定健診（国保ドック・集団健診）受診率の向上	49.8%	60.0%	60.0%	国保データで把握
特定健診肥満者（BMI25 以上）割合の減少	男性 24.2% 女性 20.1%	男性 20% 女性 19%	男性 20% 女性 19%	国保データで把握
自殺者数の減少 （過去 10 年間の平均人数）	22 人	20 人以下	18 人以下	保健所「死亡小票」調査にて把握

施策の概要

◆市民参加による健康づくりの環境整備

健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会との連携・協働により、市民自らが取り組む健康づくりの環境整備を推進します。

◆妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援

関係機関との連携による妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援と、望まない妊娠の予防により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

◆生活習慣病の発症予防、重症化予防

健診データ等の分析・活用と医療との連携により、効果的な保健指導と適切な受診勧奨を行い、生活習慣病の発症と重症化の予防に努めます。

◆地域社会が連携したこころの健康づくり

専門医や関係機関と連携して精神疾患に対する理解と対応を地域に周知するとともに、専門相談会の継続や関係職員の相談対応能力の向上を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
市民参加による健康づくりの環境整備	► 健康に対する意識づくりの推進
妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	► 母子保健事業の充実
生活習慣病の発症予防、重症化予防	► 健診内容の充実、効果的な保健指導等の推進 ► 健診受診の促進と適切な健康情報の提供 ► 歯科保健事業の推進
地域社会が連携したこころの健康づくり	► 自殺予防対策の推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P114 に掲載

＊1　特定健診：40～74 歳が加入の医療保険において実施される、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。

＊2　特定保健指導：特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険性の高い人に対して行う、一人ひとりの状態にあった生活習慣の改善に向けた指導。

＊3　ロコモティブシンドローム：運動器の障がいにより移動機能が低下し、要介護になる危険性が高い状態のこと。

１－２　地域完結型保健医療体制の充実

現状と課題

三次救急・高度医療を担う魚沼基幹病院と初期救急から二次救急・回復期・慢性期の医療を担う南魚沼市民病院の開院を期に、地域内の医療機関が連携し、機能的・総合的に地域の医療を支える地域完結型医療の体制が整いました。

魚沼地域は、人口当たりの医療従事者数が少ないことが課題であり、限られた医療資源を効率的に運用するためには、地域完結型医療体制の活用が必要です。そのために、市民が地域内に「かかりつけ医」を持つことを促すとともに、「地域医療連携パス」*1や「紹介・逆紹介」による医療連携を推進することが重要です。また、効率的な医療連携の推進には、「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米(まい)ねっと）」*2を活用した診療情報の共有化が必要であり、多くの市民や医療機関の加入促進が課題となっています。

施策の基本方針

○ 「地域医療連携パス」や「紹介・逆紹介」による医療連携を推進し、魚沼基幹病院を中心とした地域完結型医療体制の充実を図ります。

○ 「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米(まい)ねっと）」加入者の増加を図り、地域内での効率的な医療連携を進めます。

○ 妊産婦・乳幼児の健診から精密検査、治療まで小児医療連携体制の充実を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。

○ 市立病院（南魚沼市民病院・ゆきぐに大和病院）の機能と特性を活かした役割分担により、在宅医療連携体制の充実を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加	4,946 人	13,000 人	20,000 人	「魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数」にて把握

施策の概要

◆地域医療体制の充実

魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

◆持続可能な市立病院の運営

安全・安心な医療を継続して提供するため、市立病院の経営安定化に努めます。

◆予防医療・在宅医療の推進

医療連携に加え、母子保健事業や介護事業とも連携し、予防医療と在宅医療を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
地域医療体制の充実	► 魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携強化 ► 魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）の充実
持続可能な市立病院の運営	► 市立病院等の経営安定化
予防医療・在宅医療の推進	► 保健との連携強化による予防医療の充実 ► 介護との連携強化による在宅医療の推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P115 に掲載

■南魚沼市市民病院（外観）

■「うおぬま・米ねっと」イメージ

＊1　地域医療連携パス：急性期治療から維持期や社会復帰までの治療計画を地域の各医療機関で共有し連携すること。現在は、介護や保健サービスを含めた連携の取組が進められています。

＊2　魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）：効率的に安全・安心な医療を提供するため、魚沼医療圏内にある病院、診療所、薬局等が診療情報を共有するネットワーク。

１－３　子育て環境の充実

現状と課題

家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てへの不安や孤立感を抱える人が多くなっています。このような状況に対応するため、子ども同士のふれあいや子育ての相談の場としての子育て支援の拠点整備を推進し、子どもを育てやすい環境づくりに努めています。近年は冬期間や雨天時に活用できる全天候型施設の整備が求められています。

平成 27 年 3 月末現在、南魚沼市には、市立、私立を合わせ 26 か所の保育園と認定こども園が整備され、乳児保育や休日保育、延長保育などの特別保育の充実が図られています。また、各地区に病後児保育室を設け、大和地域には病児保育室を整備しました。働きながら安心して子育てができる特別保育の充実を今後さらに進めていく必要があります。

放課後児童クラブを市内 12 地区すべてに設置していますが、利用児童数が急増し、一部の施設では適正な定員や広さの規準への対応が必要となっています。放課後の児童の安全・安心な居場所を確保するために、放課後子ども教室*1 と合わせて整備・改修を進める必要があります。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き子どもの医療費助成に取り組む必要があります。

発達支援事業「遊びの教室」開催などによる要支援児や保護者への支援を実施していますが、今後は虐待や DV の防止及び被害者支援対策をさらに充実させ、複雑化する問題について、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

施策の基本方針

○ 「生まれてくれてありがとう　育ててくれてありがとうのまちづくり」をテーマとした「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭と地域における子育ての重要性を踏まえ、子ども達の成長段階に応じた教育・保育の環境を整備し、子育て世代が安心して暮らし続けることができる環境づくりや、地域社会全体で子育てを支えあうネットワークの構築を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
認可保育所に占める公立保育園の割合	85%	70%	60%	認可保育所現況調査で把握
放課後子ども総合プラン*2 の実施か所数の増加	0 か所	9 か所	11 か所	実施状況調査にて把握

施策の概要

◆地域で支える子育て支援の充実

地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業の充実を図り、地域で子育てを支え、子どもを「産み」「育て」やすい環境の整備を進めます。

◆保育サービスの充実

保護者のニーズに対応した特別保育などの充実と、保育環境向上のための施設改修や、公立保育園再編の検討を進め、安心して子育てできる保育サービスの充実を図ります。

◆放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実と、放課後子ども教室の整備を進め、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる環境づくりを推進します。また、子育て・教育分野が連携を図りながら、双方が一体となって活動を行う仕組みを構築します。

◆子育て家庭への支援の充実

医療費等の経済的負担の軽減、要支援児や要保護児童の早期発見、早期対応による支援の充実を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
地域で支える子育て支援の充実	▶ 地域子育て支援拠点事業 ▶ ファミリーサポートセンター事業 ▶ 全天候型遊びの広場の設置
保育サービスの充実	▶ 特別保育事業などの整備充実
放課後児童の健全育成の推進	▶ 放課後児童クラブ（学童クラブ）・放課後子ども教室の充実
子育て家庭への支援の充実	▶ 子育てにかかる経済的負担の軽減 ▶ 要支援児の支援体制等の充実 ▶ 要保護児童の支援体制の充実

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P116 に掲載

＊1　放課後子ども教室：すべての子どもを対象として、地域住民の参画を得ながら、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ、文化活動等の機会を提供する取組。

＊2　放課後子ども総合プラン：すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、さらに多様な体験・活動ができる環境づくりを計画的に進めるためのガイドライン。放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、放課後子ども教室との一体型を中心とした、すべての子どものための放課後の居場所づくりを目指す。

１－４　障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい者手帳の交付数は、年々増加するとともに人口に占める割合も増加しています。これには、精神疾患を理由とする障がい者の増加が主な要因として関わっていると考えられます。

障がい者のうち在宅で生活している割合は約 97%を占めていますが、世帯の高齢化や核家族化により家族の介護力低下が懸念されています。

在宅で自立した生活を送れるよう、サービス提供事業所、グループホーム、相談支援体制の整備を推進してきましたが、引き続き障がい特性に応じた在宅支援サービスの充実を図ることが必要です。また、社会参加のための外出支援サービスも一層重要になっており、サービス提供体制の整備や人材育成が課題となっています。

施策の基本方針

○ 「南魚沼市障がい者計画」及び「南魚沼市障がい福祉計画」に基づき、障がい者が自分らしく地域で安全･安心に暮らすために、障がいのある人もない人も互いを尊重しあい、助けあい、理解しあう共生社会の実現に取り組みます。

○ 障がいがあっても自分らしく地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障がい特性に応じたサービス提供体制を整備します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
居宅介護サービスの 1 人当たり利用時間数の増加	10.8 時間/月	14.0 時間/月	14.2 時間/月	利用実績にて把握
生活介護サービスの 1 人当たり利用日数の増加	19.3 日/月	20.0 日/月	20.0 日/月	利用実績にて把握

施策の概要

◆相互理解と共に支えあう社会の推進

障がいを理由とする差別の解消と相互理解のための取組や活動を進めます。

◆自立支援と社会参加の促進

障がいの特性に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、相談対応の充実と生活の場の確保により、自立の支援と社会参加の促進を図ります。

◆障がいの早期発見・早期対応の推進

障がいの原因の１つとなる疾病等の予防、障がいの早期発見、早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と連携しながら支援を進めます。

施策の体系

施　策	主要な事業
相互理解と共に支えあう社会の推進	▶ 広報啓発活動の推進 ▶ 連携ネットワークの充実
自立支援と社会参加の促進	▶ 障がい福祉サービスの充実 ▶ 社会参加の促進 ▶ 雇用と就業の推進
障がいの早期発見・早期対応の推進	▶ 障がい児支援の充実

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P117 に掲載

１－５　高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

高齢者が地域の中で生きがいを持ち、元気に暮らし続けられるよう、社会参加の促進や生きがいづくりの推進が求められています。

介護保険制度は施行から 15 年が経過し、高齢者を支える制度として定着する一方で、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加等の課題が顕在化しています。

介護予防事業への参加者は徐々に増加していますが、介護保険ニーズ調査によると、「参加したくない」と回答した人は 40%に上り、内容の改善を図りながら参加を促進し、健康寿命の延伸により効果的な事業を実施する必要があります。

施策の基本方針

○ 高齢者が元気に暮らし続けられるように、地域の特性を活かした介護予防活動を積極的に推進します。

○ 介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域において在宅生活ができるように、介護サービスをはじめとした包括的な支援・サービスが提供できる体制づくりを推進します。

○ 高齢者が地域社会の一員として積極的に社会活動に参加し、生涯現役で生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
前期高齢者の要介護認定率の減少	2.9%	2.5%	2.4%	要介護認定者数で把握（65 歳から 74 歳までの人口に対する要介護認定者の割合）
筋力づくり教室参加率の増加（65～79 歳）	9.0%	9.5%	10.0%	筋力づくり教室参加者数で把握

施策の概要

◆介護予防の充実

介護予防事業を展開し、高齢者の健康寿命延伸を推進します。

◆安心して利用できる介護サービスの充実

地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進し、きめ細かな介護サービスの充実を図ります。

◆高齢者の社会参加と自立支援

高齢者が健康でいきいきと自立した生活を続けられるように、社会参加と生きがいづくりを推進します。

◆共に支えあう環境づくり

高齢者の虐待や犯罪被害の防止を図るとともに、認知症の早期発見・対応の体制づくりや認知症の高齢者等を地域で見守り、共に支えあう環境づくりを進めます。

施策の体系

施　策	主要な事業
介護予防の充実	▶ 地域性を活かした介護予防活動の充実
安心して利用できる介護サービスの充実	▶ 「地域包括ケアシステム」の構築 ▶ 在宅介護サービスの充実
高齢者の社会参加と自立支援	▶ 就業機会の確保 ▶ 生涯学習、ボランティア活動への参加促進 ▶ 高齢者福祉サービスの提供
共に支えあう環境づくり	▶ 地域でつくる高齢者の安全・安心の推進 ▶ 認知症高齢者等の見守り支援

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P118 に掲載

■水中運動教室

１－６　地域で支えあう福祉の充実

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民相互の日常的なつながりや助けあいが重要です。

本市では、社会福祉協議会をはじめさまざまな団体が、主体的に地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、人口減少の進行により、家族間のつながりや地域の連帯感の希薄化が進み、さまざまな活動で団体数・参加者数の減少が目立つようになりました。このような状況を受け、今後は市民・団体・行政の連携強化により、地域福祉を総合的に推進する必要があります。

複合的な要因により社会的・経済的に地域で孤立する生活困窮世帯が増加傾向にあり、その自立を支援する相談体制の整備を図っています。今後は、関係機関・団体と連携を図り、総合的な支援体制を確立する必要があります。

施策の基本方針

○ 市民・関係機関等・社会福祉協議会・行政それぞれが役割を果たし、協働して地域福祉の充実を図り、「南魚沼市地域福祉計画」の基本理念である「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支えあう福祉のまち」づくりを推進します。

○ 市民、団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政の情報共有と連携を強化し、市民の自立を地域全体で支えあう環境づくりと市民主体の活動を支援します。

○ 生活に困窮している市民が安定した生活を営むことができるよう、自立に向けた支援に取り組みます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
ふれあい・いきいきサロンの参加者数の増加	18,538 人	20,000 人	21,000 人	社会福祉協議会に登録されている高齢者ふれあい・いきいきサロン参加者数で把握

施策の概要

◆市民主体の地域活動への支援

老人クラブ活動、サロン活動、ボランティア活動など、市民主体の活動を支援します。

◆社会福祉団体との連携強化

社会福祉団体との連携を強化し、地域福祉を推進します。

◆生活困窮者への支援

生活に困窮している市民に対する支援体制を充実させ、経済的・社会的な自立を促します。

施策の体系

施　策	主要な事業
市民主体の地域活動への支援	▶ 老人クラブ活動への支援 ▶ サロン活動への支援 ▶ ボランティアセンター事業の推進 ▶ 地域活動の参加促進
社会福祉団体との連携強化	▶ 社会福祉団体との連携強化
生活困窮者への支援	▶ 支援体制の整備 ▶ 子どもの学習支援

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P119 に掲載

■ふれあいサロン活動（五日町）

■ふれあいサロン活動（山谷寿）

第2章 教育・文化

学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

2-1 学校教育の充実

2-2 生涯学習の充実

2-3 地域文化の振興

2-4 生涯スポーツの推進

2-5 地域・家庭教育の充実

2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実

2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進

２－１　学校教育の充実

現状と課題

少子化の進行や、子ども達を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、一人ひとりの個性を重視し、自ら学び、考え、行動できる能力の育成と、幼児教育から小・中学校への円滑な移行の推進が求められています。

また、国際化や情報化など、時代の変化に対応した教育を引き続き推進する必要があります。

本市には、4 つの県立高校や、医療系専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学など、特色ある高等教育機関があり、基礎的学習から高度な教育まで充実した教育を受けられる環境が整っています。今後は、これらの教育機関と地域がより良い関係を築き、協働での取組や南魚沼らしい教育課程を推進することが課題となっています。

また、本市の小・中学校では不登校発生率*1 が高いことから、その支援の充実が課題となっています。

施策の基本方針

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う重要なものであることから、幼児期からの教育を充実させ、子ども達一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図ります。また、いきいきと学校生活が送れるよう、南魚沼らしい教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

○ 教職員の資質と指導力の向上に努めるとともに、社会のニーズや変化に的確に対応できる教育の充実を図り、次代を担う個性豊かな人材を育成します。

○ 「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」等の機能強化を図り、学校、家庭、地域、その他関係者との連携により複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、相談体制の充実に活かすとともに、互いを思いやり、命を大切にし、正しいことをやりとおす「こころの教育」の充実に努めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
学級生活に満足している子どもの割合が 60%を超える学級の増加	61.9%	70.0%	75.0%	Q-U 調査*2 で把握
家庭学習を目標時間以上達成している子どもの割合が 70%を超える学級の増加	小学校 87.2% 中学校 48.1%	小学校 90% 中学校 60%	小学校 90% 中学校 70%	家庭学習時間調査で把握

施策の概要

◆学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

子ども達が自分の将来への夢や希望をもち、自立した人生を生き抜くために、一人ひとりの学ぶ意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を促し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。また、地域の特性を活かし、地域住民と連携しながら、たくましい子ども達の育成に努めます。

◆幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進

子ども達が、安心して小学校へ進めるよう、幼児教育において「学びの基礎力」の育成を図り、自立を促します。また、幼児教育と小学校の相互連携による、接続カリキュラムの円滑化を推進します。

◆いじめや不登校対策の推進

いじめや不登校の未然防止と、学校、家庭、地域、その他関係者と連携した早期発見、迅速かつ適切な対応に努めます。また、学校や子ども・若者育成支援センターでの相談体制の充実を図り、子ども達の状況に応じた支援の強化を図ります。

◆学校教育施設の整備

子ども達がいきいきと安全に学習に励めるよう、児童・生徒数の動向を捉えながら、災害に強く、安全な教育施設の計画的かつ効果的な改築・改修を進めます。

◆小・中学校の連携強化

小学校から中学校への接続が円滑にされ、より充実した学習ができるよう、小・中学校間の相互連携を一層強化します。

◆高等教育との連携・交流支援

地域の高等教育機関と連携した学習機会や、文化交流などの取組を推進します。

◆総合教育会議の充実

教育環境の整備や、地域特性に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策を検討する総合教育会議を充実させます。また、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、市の教育課題や目指す姿を共有しながら、市民の声を反映した教育行政を推進します。

＊1　不登校発生率：不登校の理由で 1 年間に 30 日以上の欠席があった者の割合。本市の不登校発生率は全国平均より高く、小学校では「親子関係をめぐる問題」、「無気力」、中学校では「不安など情緒的混乱」等の原因が多い。P58「2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実」において、「不登校発生率の減少」を指標とし、支援の充実に取り組みます。

＊2　Q-U 調査（Questionnaire-Utilities 調査）：児童・生徒の健やかな成長や学力の向上のための重要な要素となる学級環境の満足度をはかるアンケートで、全国的に実施されています

施策の体系

施　策	主要な事業
学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進	▶ 幼児教育の充実事業 ▶ 教育改革推進事業 ▶ 特別支援教育事業 ▶ 学校相談体制の充実 ▶ 教育課程特例校事業
幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進	▶ 自立の育成
いじめや不登校対策の推進	▶ いじめの防止対策事業 ▶ 子ども相談体制の充実【再掲】
学校教育施設の整備	▶ 小・中・支援学校設備等整備事業 ▶ 学校給食センター再編整備事業 ▶ 老朽施設大規模改修事業
小・中学校の連携強化	▶ 小・中学校連携教育実践研究事業
高等教育との連携・交流支援	▶ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院・長岡技術科学大学との連携
総合教育会議の充実	▶ 総合教育会議の開催

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P120 に掲載

■中学生海外派遣事業（ALT との英語研修）

■南魚沼市学力向上プログラム（土曜学習）

■タブレット端末公開授業（北辰小学校）

■いじめ見逃しゼロスクール集会（城内小学校・城内中学校連携事業）

２－２　生涯学習の充実

現状と課題

本市では、市民の教養の向上と地域の活性化を図るため、公民館事業を中心として、のびのび塾、女性学級、しゃくなげ学級等の幅広い階層を見据えた教養講座を行いながら生涯学習の充実に取り組んでいます。

しかし、少子高齢化、講座内容のマンネリ化、参加者の固定化などを背景に公民館利用者は漸減傾向にあります。

このような公民館を取り巻く現状を打破し、幅広い市民の参加が見込める教養講座の企画・実施と、それに対応できる指導者の育成、だれもが学べ、交流できる集いの場の整備が求められます。

また、新設された図書館の利用者をさらに増やすため、蔵書の充実とともに魅力的な主催事業の実施が求められます。

施策の基本方針

○ すべての市民が、生涯を通じて主体的に学習活動に取り組めるよう、学習機会や発表の場の充実を図ります。また、活動の拠点となる公民館とともに集いの場としての生涯学習センター（仮称）や「知の拠点」としての図書館など、生涯学習施設の機能強化を推進します。

○ 活動の成果を地域や社会で活かす仕組みづくりとして「学びの郷　南魚沼プラン*」の実施、指導者の確保・育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。

○ 公民館分館と地域づくり協議会との関係を整理し、生涯学習センター（仮称）や公民館を核としながら、分館活動の、地域づくり協議会への一本化を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
公民館１講座当たり参加者数の増加	153 人	165 人	200 人	決算事務報告等（教養講座全般）で把握
市民１人当たり図書館蔵書貸出冊数の増加	3.2 冊	5.0 冊	5.2 冊	決算事務報告等（図書館利用全般）で把握

施策の概要

◆生涯学習機会の充実

図書館、公民館、生涯学習センター（仮称）、市民カレッジ（仮称）等の連携による相乗効果を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを感じられる生涯学習機会の一層の充実を図ります。

◆生涯学習施設の整備

「知の拠点」南魚沼市図書館の充実、既存の公民館機能を高めた集いと交流の場としての生涯学習センター（仮称）の整備により、これらを核として学びが循環する環境づくりの創造を目指します。

施策の体系

施　策	主要な事業
生涯学習機会の充実	▶ 教養講座の充実 ▶ 図書館主催事業の充実 ▶ 市民カレッジ（仮称）事業の推進
生涯学習施設の整備	▶ 生涯学習センター（仮称）設置事業 ▶ 図書館の充実

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P121 に掲載

■南魚沼市図書館（外観）

■南魚沼市図書館（館内）

＊ 学びの郷　南魚沼プラン：地域創生・継承・発展指向のもとライフステージ毎の学習機会の提供として、児童・生徒期の「たんけん南魚沼」、青年・成年期の「市民カレッジ」、高齢期の「幸齢義塾」による「南魚沼ふるさと学」を推進する事業。

２－３　地域文化の振興

現状と課題

地域の公募展や芸術鑑賞事業、各文化施設による展示、地域の文化芸術団体の発表や交流などを通して、市民への芸術鑑賞機会の提供や市民自らが主体的に参加できる芸術文化活動の促進を図っています。

今後は、社会情勢の変化を踏まえながら、市民の芸術文化活動への意欲的な参加と活動の一層の促進、世代間の交流による伝統文化の継承と発展を図る必要があります。

また、本市には、ユネスコ無形文化遺産「小千谷縮・越後上布」をはじめとして、「坂戸城跡」、「奉納越後上布織」などの国指定文化財や史跡、工芸、芸能、天然記念物、技術など、さまざまな文化財や貴重な郷土資料があります。

担い手の高齢化が進む中、このような貴重な地域文化を次代に継承し、振興するためには、後継者の育成や文化・伝統の調査保存と活用を今後も計画的に推進する必要があります。

施策の基本方針

○ 市民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。そして、後世に継承するための担い手となる人材育成を図るとともに、調査研究や映像化及びデジタル化等による記録保存を推進します。

○ 拠点となる文化施設の整備と充実を図るとともに、市民主体の文化活動による活用を推進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
社会文化施設利用者数の増加	96,874 人	102,300 人	108,100 人	決算事務報告等（市民会館の入場者数）で把握
博物館等の利用者数の増加	36,140 人	38,200 人	40,400 人	決算事務報告等（鈴木牧之記念館、トミオカホワイト美術館、池田記念美術館の入場者数）で把握

施策の概要

◆地域文化の振興

地域の伝統芸能保存団体や芸術団体の活動を支援しながら、地域文化の継承と発展を推進します。また、文化施設を適切に管理しながら、施設ごとに特徴づけをして効率的かつ効果的に活用し、質の高い文化芸術の発信に努めます。

◆地域文化・伝統の継承と推進

地域の文化や伝統を継承・発展させる活動を支援するとともに、そのための人材育成や情報交換、発表の場の提供を推進します。また、「越後上布」、「浦佐毘沙門堂裸押合の習俗」を内外にアピールし、地域文化の発展と活用を図ります。

◆文化財の保護と活用

地域で大切に受け継がれてきた文化財の価値を再認識し、その適切な保護と地域文化の振興のための活用を図ります。

必要な調査研究、適切な保存管理・史跡整備などに取り組むとともに、積極的な公開や情報発信を行い、市民が文化財に接し、その価値を認識する機会を増やし、文化財を活かした地域づくりを推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
地域文化の振興	▶ 文化振興事業
地域文化・伝統の継承と推進	▶ 郷土史編さん事業 ▶ 公文書保存事業 ▶ 国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業 ▶ 浦佐毘沙門堂裸押合祭習俗保存活用事業
文化財の保護と活用	▶ 国指定史跡坂戸城跡整備事業 ▶ 県指定文化財*維持管理事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P122 に掲載

＊ 県指定文化財：平成 27 年 7 月末現在、史跡 4 点、書蹟 1 点、彫刻 3 点、天然記念物 4 点、無形民俗 1 点、建造物 1 点の 14 点が指定。

２－４　生涯スポーツの推進

現状と課題

生涯にわたってスポーツを楽しみ、その効果による健康増進への市民の期待が高まっており、市民のだれもが気軽にスポーツができる環境、気軽に参加できるイベントの充実が求められています。

大原運動公園の第 1 期工事が平成 26 年度に完了し、屋外体育施設が整備されたことから、今後は施設の稼働率を上げるための予約システムの導入など、予約しやすく使いやすい環境の整備が求められています。また、市民と市民以外の利用のバランスに留意した使いやすい施設とする必要があります。

平成 26 年度に第 2 のスポーツ施設指定管理団体が市内に誕生したことから、大手スポーツ企業と連携したスポーツイベントの検討が始まり、今後は、これまでに行われていない分野のスポーツ教室等を行いながら、市内 2 団体目の総合型地域スポーツクラブ*設立を目指します。

施策の基本方針

○ 生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かに生活し続けられるように地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めます。
○ 大原運動公園について、利用しやすい環境整備を推進し、利用促進を図ります。
○ 地域の豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通した健康づくりや、スポーツ・ツーリズム等の交流拡大を図ります。また、スポーツの振興を目指して、指導者の確保・育成に取り組み、大会の誘致や施設のさらなる充実を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市民 1 人当たり指定管理体育施設の利用回数の増加	4.98 回	5.23 回	5.38 回	指定管理者の報告書で把握
学校開放体育館稼働率の向上	51.3%	56.4%	59.2%	利用予約、利用簿等により集計

施策の概要

◆体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進

市民のだれもが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

◆総合型地域スポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブの充実により、多様なスポーツイベント等を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進	► インターネット予約システム構築事業
総合型地域スポーツクラブの充実	► 総合型地域スポーツクラブ支援事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P122 に掲載

■ジュニアサッカー教室

■大原運動公園

＊ 総合型地域スポーツクラブ：生涯スポーツ社会の実現に向けて、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型スポーツ活動団体。

２－５　地域・家庭教育の充実

現状と課題

地域とのつながりの希薄化や、身近な人から学び、助けあう機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域の環境が大きく変化しています。子育ての不安や孤立を感じている家庭、子どもの基本的生活習慣や社会性・自立心の育成に課題を抱えている家庭が少なくありません。また、地域からの孤立によって、子どもへの過保護や過干渉、虐待等が深刻化することが危惧されます。

本市では、家庭の教育力向上を目指し、市民・団体・行政が協働し「心豊かな子育て教室」や「親子映画鑑賞会」、「ブックスタート」、「家庭教育関係講座等（学校関係）」、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」による「親子教室・学習会」などの学習機会の提供に努めており、多くの市民が学んでいます。

今後も社会を支える次代の人材育成に関わる家庭教育を一層充実させ、愛情で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子ども達の心身の調和のとれた発育と社会性・自立心の育成を図る必要があります。

施策の基本方針

○ 保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭・学校・地域の連携協力により、家庭教育の支援や地域における青少年の健全育成活動を促進し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

○ 子どもと保護者が地域の中でふれあい、学べる機会の拡充を図るとともに、家庭が地域や支援のネットワークとつながる取組を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
家庭教育関係事業の参加者数の増加	5,307 人	5,600 人	5,400 人	青少年育成市民会議総会資料等で把握（心豊かな子育て教室・親子映画鑑賞会等、ブックスタート、だんぼの部屋親子教室・学習会、学校での家庭教育関係講座等について）

施策の概要

◆家庭の教育力向上の推進

家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭での教育力の向上や親子で学ぶ環境づくりを推進します。

◆青少年の健全育成の推進

青少年の社会参加や学習・交流機会の提供を図るとともに、地域ぐるみで健全育成に取り組む体制づくりを推進します。

◆家庭が地域とつながる取組の推進

家庭教育支援チームによる「しゃべり場サロン」*1 を通した家庭教育支援、学校支援地域本部*2 による地域ぐるみの教育支援を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
家庭の教育力向上の推進	► 家庭教育支援事業
青少年の健全育成の推進	► 青少年健全育成推進事業
家庭が地域とつながる取組の推進	► 学校・家庭・地域の連携促進事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P123 に掲載

■家庭支援チーム「だんぼの部屋」（親子ものづくり教室）

■心豊かな子育て教室（合同教室）

＊1　しゃべり場サロン：小学校等に市が設置し、家庭教育支援チームだんぼの部屋が運営する、誰でも気軽に立ち寄れ、気軽に子育てや家庭教育の話ができる部屋。（平成 27 年 3 月現在、六日町小学校、北辰小学校、塩沢小学校、浦佐小学校、総合支援学校に設置）

＊2　学校支援地域本部：教育基本法に規定する「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を具体化するために、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制として自治体が設置。

２－６　子ども・若者やその家族への支援の充実

現状と課題

近年では、社会情勢や家庭環境の変化により、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化し、不登校、ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者が増加しています。

平成 22 年 4 月に子ども・若者育成支援推進法が施行されたことを受け、本市では平成 23 年 4 月に子ども・若者育成支援センターを設置し、相談や自立のための支援を行っています。

しかし、児童虐待、DV、親の病気、家族基盤の弱体化、一人親家庭の増加などを背景とし、子どもと若者を取り巻く家庭環境が複雑化してきていることから、子ども・若者とその家族を支援するため、子ども・若者育成支援センターの体制を強化し、子育て・保健・福祉分野と連携を図りながら、家族に対する相談業務の充実を図る必要があります。

施策の基本方針

○ 子ども・若者が、安心して育ち、自立することを目指し、一人ひとりとのかかわり・寄り添いを重視した相談対応を中心に、関係機関と連携し、継続的な支援に取り組みます。
○ 困難を有する子ども・若者に寄り添い、交流の場や居場所づくりを進め、自立支援と社会参加を促します。
○ 困難を有する子ども・若者の家族に寄り添い、関係機関との支援ネットワークづくりを進め、家庭の実態にあった支援の充実を図ります。
○ セーフティネットとしての「相談・支援」の重要性を認識し、相談しやすい体制づくりに努めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
不登校発生率の減少	小学校 0.62%	0.30%以下	0.25%以下	「問題行動調査」で把握
	中学校 3.43%	2.50%以下	2.00%以下	
若者相談窓口の相談件数等の増加	若者相談件数 34 件	50 件	50 件	決算事務報告等で把握
	居場所利用者 11 人	15 人	15 人	
家族相談窓口の相談件数の増加	未実施	30 件	30 件	決算事務報告等で把握

施策の概要

◆不登校の子どもへの支援の充実

子ども達のニーズに対応した相談体制や適応指導教室などの支援の充実を図ります。

◆ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実

若者達のニーズに対応した相談体制や居場所づくりなどの支援の充実を図ります。

◆困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実

家族の心に寄り添う継続的な相談体制の充実を図るとともに、家族を支援するネットワークの構築を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
不登校の子どもへの支援の充実	► 子ども相談体制の充実
ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実	► 若者相談体制の充実
困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実	► 家族相談窓口の設置

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P123 に掲載

■施策のイメージ

２－７　地域に根ざした野外・環境教育の推進

現状と課題

本市では、豊かな自然環境を活かし、学校教育や社会教育など、さまざまな場で環境教育活動が行われています。また、旅行事業者らによるグリーン・ツーリズム活動なども展開され、市外からの来訪者による活動もされています。

今後、地域の自然環境の活用と保全をさらに推進するため、地域や青少年育成会、子ども会に対し、野外活動や環境教育への理解を促し、必要性を呼びかけることが必要です。

また、自分達が住んでいるふるさとの自然とその仕組みを理解し、地震や水害、雪害などさまざまな自然災害への対応を一人ひとりが考える防災教育につなげることが重要な課題となっています。

地域特有の資源でもある「雪」については、「厳しい環境としての雪」だけでなく「文化としての雪」を伝えていくことも大切です。

施策の基本方針

○ 学校、家庭、地域が一体となって、地域の自然環境について学び、次代に継承するための保全活動を推進します。また、身近な里山の再生・保全につながる活動を推進します。

○ 子どもから大人まで市民が一体となって、地域に根ざした野外・環境教育、防災教育に取り組みます。また、「文化としての雪」を学ぶ取組を推進します。

○ ボランティアスタッフやジュニアリーダーなど活動を担う人材の養成に取り組みます。また、学校や地域、活動団体、事業者等との連携を推進し、子どもから大人まで多くの市民が自然やふるさとの伝統にふれられる事業を実施します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数の増加	1,438 人	3,200 人	3,200 人	決算事務報告等（少年教育）で把握
子ども会連絡協議会へ参加する子ども会数の増加	29 団体	40 団体	40 団体	決算事務報告等（市子ども会連絡協議会）で把握

施策の概要

◆野外・環境教育の推進

学校教育、社会教育、青少年育成会、子ども会等既存の各種団体、事業者等が取り組む活動を支援し、地域全体で野外・環境教育を推進します。

◆連携活動の支援・推進

地域と各種団体、学校が一体となって取り組む連携活動を支援するとともに、ネットワークづくりを推進します。また、活動を担う人材の育成を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
野外・環境教育の推進	▶ 子ども自然教室 ▶ 青少年育成会事業 ▶ 自然環境・雪・地域の地理的特性への理解教育の推進
連携活動の支援・推進	▶ ボランティアスタッフ・ジュニアリーダーの養成 ▶ ネットワーク支援事業の推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P124 に掲載

■青少年健全育成会（塩沢ブロック）

■生き物調査（まほろば薮神広域協定）

第３章 環境共生

豊かな自然を守り、そして共に生き、
１００年後に引き継いでいくまち

3-1 自然環境の保全
3-2 循環型社会の推進
3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換
3-4 生活環境の向上

３－１　自然環境の保全

現状と課題

山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の色彩にあふれ、恵みを与えてくれる豊かな自然環境は、本市の小・中学校校歌や市歌にも謳われる市民の最大の財産であり、誇りです。

先人達が長年にわたって維持し続けてきた森林は豊かな水資源を蓄え、全国に誇る「コシヒカリ」をはじめとする多様な農作物をはぐくみ、さまざまな特色ある産業を支えています。

今日に至るまで大切に維持・形成されてきたこれらの豊かな自然環境を次代に引き継ぐことは市民の責務といえます。

施策の基本方針

○ 地域の豊かな自然環境を次代に引き継げるよう、自然環境の保全に努めます。
○ 森林機能の維持や地球温暖化の防止を図るため、カーボンオフセット制度*1 などを活用し、森林の整備を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
河川水 BOD 値*2の水準維持	1.0mg/L	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下	市内主要河川の BOD 値の平均値を年 4 回調査し把握
カーボンオフセットクレジット「銘水の森」販売量の増加	H25~26 年度の累計 63ｔ	H27~31 年度の累計 1,000ｔ	H27~36 年度の累計 2,000ｔ	担当課で集計

施策の概要

◆自然環境の保全

豊かな自然環境を次代に引き継げるよう、自然環境の保全に努めます。また、身近な自然にふれられる場や機会を提供し、自然環境保全意識を高めるとともに、地域ぐるみの取組を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
自然環境の保全	▶ 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造 ▶ 身近な水辺環境づくり推進事業 ▶ 湧水継承保全事業 ▶ 森林環境保全育成事業 ▶ カーボンオフセット制度活用事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P125 に掲載

■水環境ふれあい教室（登川）

＊1　カーボンオフセット制度：市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせる制度。

＊2　BOD 値：水中に存在する有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

３－２　循環型社会の推進

現状と課題

家庭系可燃ごみの平成 26 年度の排出量は 11,079ｔで、平成 21 年度の 11,886t に比べて約 7%減少しました。しかし、市民 1 人 1 日当たりの排出量は約 600ｇ前後で、過去 6 年間横ばい状態であることから、減量化、資源化の推進が求められています。

資源ごみの回収量は、容器包装プラスチック類、古着・古布の分別回収を始めたこともあり、平成 26 年度 1,551ｔで、平成 21 年度 1,334t に比べて約 17%増加しました。また、平成 27 年 7 月から不用食器の回収を始め、より積極的に再資源化に取り組んでいます。

今後、プラスチック類、紙類のリサイクルの推進や資源化できる廃棄物に対する分別マナーの向上などについて、市民、事業者、行政の取組を促すことが課題です。

また、新ごみ処理施設の建設により効率的なごみ処理体制を再構築する必要があります。

施策の基本方針

○ 3R*1（ごみにしない･繰り返し使う･再資源化する）を基本理念として、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となってごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。

○ 新ごみ処理施設の建設にあたり、ごみの減量化、資源化について魚沼市、湯沢町とともに検討し、平成 35 年度供用開始を目指して準備を進めます。

○ 関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を目指します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
家庭系ごみの１人当たり搬入量の減少	623g/日	610g/日	598g/日	施設への搬入量（環境衛生センター＋エコプラント魚沼）で把握
事業系ごみの１人当たり搬入量の減少	417g/日	409g/日	400g/日	施設への搬入量（環境衛生センター＋エコプラント魚沼）で把握
リサイクル率の向上	16.7%	17.2%	19.5%	施設への搬入量・資源化量（環境衛生センター＋エコプラント魚沼）で把握

施策の概要

◆循環型社会のための体制の確立

環境の保全活用と循環型社会の推進のために、「南魚沼市環境基本計画」に沿った効果的な環境施策に取り組みます。また、事業者による環境 ISO*2 やエコアクション 21*3 の取得を推奨します。

◆ごみ減量化とリサイクルの推進

3R について、市民の積極的な参加を促し、ごみの減量化とリサイクルを推進します。

◆効率的なごみ処理体制の推進

排出されるごみの適正かつ効率的な処理と、効率的なごみ処理施設等の維持管理運営に努めます。また、新処理施設建設に向け、効率的な処理体制について検討します。

施策の体系

施　策	主要な事業
循環型社会のための体制の確立	▶ 環境基本計画推進事業 ▶ 事業者の環境 ISO やエコアクション 21 取得の推奨
ごみ減量化とリサイクルの推進	▶ ごみ減量化の推進 ▶ リサイクルの推進 ▶ ディスポーザー*4 の活用
効率的なごみ処理体制の推進	▶ ごみ処理・し尿処理施設の効率的な維持管理の推進 ▶ 新たなごみ処理施設の整備

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P125 に掲載

＊1　3R : Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字。ごみにしない･繰り返し使う･再資源化すること。

＊2　ISO：環境マネジメントシステムの国際規格。

＊3　エコアクション 21：環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

＊4　ディスポーザー：キッチンのシンクにある排水口に設置する、生ごみを粉砕し水と共に排水管に流し出す生ごみ処理機。

３－３　省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

現状と課題

快適な生活を支えるためには、安定したエネルギーの供給が欠かせませんが、これまでのエネルギーは化石燃料に依存しており、地球環境への影響や将来的な安定性の観点から、より環境負荷が少なく、地域内での循環が考えられる、再生可能な新エネルギーへの転換を図ることが求められています。

また、持続可能な循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーに取り組むことが必要です。

施策の基本方針

○ 市民、事業者、行政の協働により省エネ意識の向上に努めます。
○ 雪氷冷熱・太陽光・地下熱・バイオマス資源*1など、クリーンな新エネルギーに対する市民や事業者による理解と、有効活用を促進します。
○ 豊かな自然と風土などの地域特性を活かした省エネルギー、新エネルギーの活用方策についての調査・研究を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブの新規設置台数の増加	85 台	110 台	110 台	補助実績件数、販売店等への独自調査等で把握

施策の概要

◆省エネルギーの推進

市民、事業者、行政の協働による啓発活動や取組により、省エネルギー社会の実現を目指します。

◆新エネルギーの活用

豪雪地という地域特性を活かした雪氷冷熱、太陽光、燃料電池、地下熱、小水力発電などの新エネルギーについて研究するとともに、実用化された新エネルギーの活用を促進します。

◆バイオマスタウン構想の推進

バイオマスタウン構想*2に基づき、地域内のバイオマス利活用を進めます。

施策の体系

施　策	主要な事業
省エネルギーの推進	▶ 省エネルギー事業
新エネルギーの活用	▶ エネルギー転換事業
バイオマスタウン構想の推進	▶ バイオマスの地域内循環活用

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P126 に掲載

■ペレットストーブ（市役所本庁舎市長室）

■ペレット

＊1　バイオマス資源：動植物から生まれた再生可能な有機性資源。バイオマスを利用したバイオマス燃料を使うことで発生した CO2 は、バイオマスの元である植物が育つときに吸収するため、空気中の CO2 量は変わらないという扱い（カーボンニュートラル）。その中でも、本市では、木質ペレットの利用を積極的に推進しています。

＊2　バイオマスタウン構想：環境政策、産業振興政策との整合性をとりつつ、①バイオマスの循環利用と地産地消による地域の活性化、②環境保全型農業の推進による食の安全・安心の確保、③バイオマスエネルギー利用による環境への負荷軽減を基本方針とし、循環型社会の形成を促進する構想（平成 21 年策定）。

３－４　生活環境の向上

現状と課題

これまでの急速な社会経済活動の進展は、物質的な豊かさをもたらした一方で、大気汚染や河川汚濁、生活騒音など公害の発生による生活環境の低下をもたらしました。

六日町地域の中心市街地周辺では、冬季の消融雪を目的とした地下水の大量揚水による地盤沈下が大きな問題となっています。近年は揚水量の抑制によって沈下量は減少傾向にあるものの、依然として沈下が続いており、今後も継続して地盤沈下問題に取り組む必要があります。

施策の基本方針

○ 観測体制の充実、事業者への指導・監督体制の強化を図るとともに、市民に対する啓発や指導を推進し、さまざまな公害の発生防止に努めます。

○ 地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策について、調査・研究を推進します。

○ 環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、野焼きの抑制、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨て防止を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
地盤沈下量の減少 （過去 5 年間の平均値）	2.02cm	2cm 以内	2cm 以内	毎年 9 月 1 日の基準日の標準測量の結果で把握

施策の概要

◆安全な生活環境の向上

適切な公害対策を行い、安全・安心な市民生活が送れるよう、生活環境の向上を図ります。

◆地盤沈下対策の継続・強化

六日町地域中心部の地盤沈下区域における状況等の監視を継続し、国や県と協議しながら効果的な地盤沈下防止のための対策を推進します。また、地盤沈下防止意識高揚のための市民、事業所への啓発活動を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
安全な生活環境の向上	► 生活環境保全推進事業
地盤沈下対策の継続・強化	► 地盤沈下対策事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P126 に掲載

■階段数を増やした玄関（六日町中学校）

■傾く屋外階段と地盤沈下（北辰小学校）

第4章 都市基盤

住みたい、住み続けたいまち

4-1 計画的な土地利用の推進

4-2 ひとにやさしいまちづくり

4-3 住環境の整備

4-4 上下水道の整備

４－１　計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市の土地利用の現状（地目別面積割合）は、「保安林、道路、河川等」（69.1%）が大半を占め、次いで「山林原野」（15.9%）、「田」（10.7%）となっています。「宅地」（2.7%）や「畑」（1.6%）は少なく、保安林などの山岳傾斜地が市域面積の多くを占めています。

豊かな自然環境と快適な都市環境の保全を図りながら、調和のとれたまちづくり、合理的、計画的で災害に強い土地利用を推進することが求められています。また、人口減少・高齢化社会に対応した機能の維持と、地域住民と行政の協働による土地利用の計画的な推進が求められています。

施策の基本方針

○ 市民の理解と協力を得るとともに、地域の意向を確認しながら、豊かな自然環境を活かした良好なまちなみ景観と計画的な市街地の形成を推進します。

○ 特に市街地については、適正な土地利用への誘導により、秩序ある快適な都市環境の構築を促すとともに、災害や雪に強く、ひとにやさしい都市基盤整備を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
合併後の平坦地国土調査済面積割合の増加	25.7%	43.0%	51.5%	国の認証済面積で把握

施策の概要

◆都市計画の推進

災害に強く、景観に配慮した、ひとにやさしい快適な都市環境づくりを、地域の意向を確認しながら、地域住民と行政の協働により計画的に推進します。

◆国土調査事業の推進

六日町地区中心市街地の国土調査を積極的に推進し、災害に強い土地利用の計画的な推進を図ります。

◆都市公園の活用と充実

市民の多様な活動の場、快適な余暇を過ごす場、地域内の交流の場となる都市公園の活用と充実を図ります。

◆まちなみ景観の形成

地域独自の文化や豊かな自然景観と調和したまちなみづくりを目指して、景観計画の策定に向け、まちの魅力を活かす景観づくりを市民との協働で推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
都市計画の推進	▶ 立地適正化計画*の推進
国土調査事業の推進	▶ 国土調査事業の推進
都市公園の活用と充実	▶ 公園長寿命化計画の策定
まちなみ景観の形成	▶ まちなみ景観づくりの推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P127 に掲載

＊ 立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

４－２　ひとにやさしいまちづくり

現状と課題

市民バスは、平成 27 年度の再編により、市内統一の運行体制となりました。民間の路線バスを含めた市全体でのバス路線について、今後も持続可能な運行体制を確保するとともに、市民の利便性向上のため、より利用しやすい運行体制へ改善を進める必要があります。

幹線道路や生活道路については整備が進み、市民からも一定の評価が得られています。また、国道 17 号六日町バイパスや浦佐バイパス、国道 253 号八箇峠道路の整備も概ね順調に進んでおり、八箇峠トンネルの供用開始も具体的となりました。

しかし、近年の国の道路関係予算は、維持管理に対する配分が多くなり、改築のための予算確保が難しい状態となっているため、市民が必要とする道路整備が遅れることが懸念されています。

市内の交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数ともに平成 12 年度をピークに減少傾向となっていますが、依然、年間 210 人前後の人々が交通事故で負傷しており、死亡事故も後を絶ちません。今後、市民や事業者が一体となって交通安全に取り組むことが必要です。特に、高齢者人口の増加に伴い交通事故の増加が予想されることから、高齢者に対する周囲の配慮や高齢者の交通安全意識の向上が重要です。

施策の基本方針

○ 高齢化社会に対応した交通システムの整備と、だれもが安全で快適に利用できる生活道路の整備を推進します。

○ 大規模災害など不測の事態が発生した場合に備え、安全に避難できる道路の整備など、基幹道路の代替性を確保する、災害に強い道路ネットワークの整備を図ります。

○ 交通バリアフリー法*に基づき、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる、人にやさしい道づくりと維持管理を推進します。

○ 交通事故のない社会を目指し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故が起きにくい環境を整備します。

○ 冬期の道路交通確保を図るとともに、積雪時の歩行者の安全を確保するため、除雪活動を地域住民と協働して推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市民バスの市民 1 人当たり利用回数の増加	0.87 回	0.89 回	0.91 回	運行事業者からの報告で把握
交通事故件数の減少 （過去 5 年間の平均事故件数）	192 件	170 件	155 件	新潟県警交通企画課調べで把握

施策の概要

◆公共交通体系の確保・維持

今後の人口減少の進行を踏まえ、持続可能な地域の公共交通体系の確保と維持を図ります。

◆円滑な道路網の整備

道路網の整備で市内各地域への移動や近隣都市への移動時間の短縮及び円滑化等を推進します。さらに、自動車だけでなく歩行者や自転車利用者に配慮した、人と環境にやさしい道路網を計画的に整備します。また、高速自動車道と地域内道路の円滑なつながりを確保することにより、地域の利便性向上を図ります。

◆災害や雪に強い道づくり

消融雪施設や雪崩災害防止施設等の設備改修等を推進し、積雪時でも安全な道路環境の維持を図ります。

◆道路施設の計画的な修繕

道路ストック点検結果に基づく計画的な修繕を実施します。

◆交通安全対策の推進

交通安全教育の推進により市民の交通安全に対する意識の高揚を図ります。また、横断歩道や停止線などの整備を推進し、危険箇所の解消を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
公共交通体系の確保・維持	▶ 市内交通ネットワーク整備事業
円滑な道路網の整備	▶ 基幹広域交流軸整備事業 ▶ 主要幹線整備事業 ▶ 市内ネットワーク道路網整備事業
災害や雪に強い道づくり	▶ スノートピア道路事業（流雪溝整備） ▶ 消雪パイプリフレッシュ事業 ▶ 道路防災整備（雪寒）事業
道路施設の計画的な修繕	▶ 橋りょう長寿命化修繕事業 ▶ 道路ストック点検
交通安全対策の推進	▶ 交通安全教育の推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P127 に掲載

＊ 交通バリアフリー法：高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、駅前広場や周辺道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するもの。

４－３　住環境の整備

現状と課題

核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、住環境への市民ニーズは多様化しています。また、公営住宅は老朽化が進み、改修が必要となっています。このようなことを受け、住みやすい住環境の充実を目指して平成 24 年度に「南魚沼市住宅整備基本計画」、平成 26 年度に「公営住宅長寿命化計画」を策定しました。

しかし、老朽化した公営住宅の改修整備を計画的に行うためには、多額の事業費が見込まれるため、慎重な検討が必要です。また、住環境整備には耐震や克雪などの安全機能の充実と同時に、環境問題への対応が不可欠であり、より環境負荷の少ない住環境の整備が求められています。限られた財源の中で、質の高い住環境を供給するためには、民間活力の積極的な活用とその促進が必要です。

また、人口減少の進行などに伴い、空き家となる建物が増加しています。今後、空き家対策のための体制を整備し、空き家等の利活用を図る必要があります。

施策の基本方針

○ 民間活力の活用を促進しながら、良質な住環境の整備と供給を計画的に推進し、安心して快適に暮らせる住環境づくりを図ります。

○ 既存の公営住宅については、耐震性や耐火性、克雪、省エネルギー、バリアフリーなどの機能を強化し、施設の長寿命化と環境に配慮した質的向上を図ります。

○ 一般住宅について、耐震性や克雪、省エネルギーなどの機能の強化・充実の支援を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
克雪屋根改修補助件数の増加	8 件/年	H27~31 年度の累計 40 件	H27~36 年度の累計 90 件	補助実績件数で把握
宅地内融雪施設設置補助件数の増加	3 件/年	H27~31 年度の累計 20 件	H27~36 年度の累計 45 件	補助実績件数で把握

施策の概要

◆住みやすい住環境の提供

若者や子育て世代の定住促進や、高齢者、ひとり親世帯が住みやすい公営住宅の充実を図るとともに、施設の改修や機能向上を推進します。また、個人住居の耐震診断や耐震改修の費用を支援するとともに、長寿命化住宅、長期優良住宅、省エネルギー化住宅などの周知啓発や相談対応などを推進します。

◆雪への対処機能強化

克雪住宅の整備推進など、積雪時にも安全で快適に生活できる住環境の維持を図るとともに、環境負荷に配慮した設備の整備を推進します。また、地盤沈下区域については、抑止のための啓発を強化するとともに、地下水に頼らない消融雪方法の検討を推進します。

◆空き家バンクの整備

空き家バンクを活用する体制や情報の発信体制の整備を推進し、増え続ける空き家の有効な利活用を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
住みやすい住環境の提供	► 住生活基本計画の策定 ► 公営住宅整備事業 ► 住宅改修支援事業 ► アスベスト除去支援事業
雪への対処機能強化	► 克雪住宅推進事業 ► スノートピア道路事業（流雪溝整備）【再掲】
空き家バンクの整備	► 空き家の利活用体制の構築

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P128 に掲載

４－４　上下水道の整備

現状と課題

人口減少による上下水道の使用人口の減少や節水機器の普及により上下水道料金等の収入が減少しています。一方、施設の老朽化が進み、修繕や更新が必要となっており、今後、上下水道事業の収支の悪化が懸念されています。

また、平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨災害による畔地浄水場の浄水機能低下に伴って大規模な断水が発生したことを受け、地下水等の緊急水源の確保が必要となっています。また、施設の規模が給水人口に対して過大である現状を踏まえ、浄水場の縮小等、規模の見直しを進め、市民の負担を軽減する取組が求められています。

下水道は整備事業が終了し、今後は維持管理が主体となります。処理場や管渠の老朽化を見据えた適正な修繕や計画的な更新を行い、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

また、農業集落排水施設等の統廃合により効率的な汚水処理を進めるとともに、公営企業会計への移行による経営状況の明確な把握と経営基盤の強化が課題となっています。

施策の基本方針

○ 人口減少を見据えた、効率の良い上下水道施設を目指し、施設の縮小や統合による経費の削減を図ります。

○ 豪雨や地震等の災害発生時にも安定した給水や汚水処理を継続するための施設整備や更新を計画的に行い、衛生的で快適な生活環境の維持と、公共用水域の水質の保全を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
上水道有収率*の向上	77.9%	81.5%	85.0%	実績に基づき算定
配水管の耐震化率の向上	5.0%	10.0%	15.0%	実績に基づき算定
下水道水洗化率の向上	86.0%	90.0%	93.0%	実績に基づき算定

＊ 上水道有収率：給水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

施策の概要

◆安定した持続可能な水道事業の推進

財政、危機管理、環境保全等の各視点から現状と将来の見通しを総合的に分析し、安定した持続可能な水道事業のための実施計画を策定するとともに、健全で効率的な事業の運営を推進します。

◆豊かな水環境をはぐくむ汚水処理の推進

既存施設の長寿命化対策による適正な維持管理を推進し、性能の維持を図ります。また、災害時における汚水処理機能維持対策を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
安定した持続可能な水道事業の推進	▶ 水道施設の計画的な更新・再構築 ▶ 老朽管の更新 ▶ 緊急水源の確保 ▶ 民間活力の導入
豊かな水環境をはぐくむ汚水処理の推進	▶ 公共下水道事業 ▶ 汚水処理体系の整備再編 ▶ 浄化槽市町村整備推進事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P129 に掲載

■下水道管渠敷設工事

■清水配水池

第5章 産業振興

豊かな自然を活かし、
自然や人にやさしく力強い産業のまち

5-1 農業の振興
5-2 林業の振興
5-3 観光の振興
5-4 商工業の振興
5-5 雇用の促進

５－１　農業の振興

現状と課題

安定した農業経営と、農業所得の増加のために、経営農地面積 7ha 以上の稲作農家数増加に取り組むとともに、農地の集積化を推進していますが、より安定した経営基盤と農業所得を確保するためには、さらなる農地の集積化や経営の複合化・多角化が必要です。

農家数や農業就業者数の減少と高齢化が急速に進行する中、今後の農業情勢の変化に対応するためには、南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品の品質の維持・向上を図るとともに、他の産地に負けない競争力をつけ、販路を拡大することが重要です。

また、循環型社会に根ざした環境保全型農業の推進や、食の安全の確保が求められています。

施策の基本方針

○ 南魚沼産コシヒカリを農業振興の中心として、農業基盤の整備、農地の集積化と生産組織化・法人化を推進するとともに、次代の農業を担う人材の育成を図ります。

○ 関係団体等と協働し、南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品について、地域特性を活かした開発や販売促進に取り組むとともに、6 次産業化*1 への支援により経営の複合化・多角化を目指します。

○ 地域特性を活かした個性ある農畜産物や水産物の生産などを支援し、バランスのとれた農業・畜産業・水産業の振興を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
経営農地面積 7ha 以上の稲作農家（高度担い手農家）数の増加	108 戸	128 戸	148 戸	農地基本台帳の 3 月末経営農地面積で把握

施策の概要

◆農地集積化の推進

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）*2を活用し、農地中間管理事業*3による農地の集積化を推進します。

◆特産品の販売促進と６次産業化の支援

ブランド力のある特産品の販路拡大と、6次産業化による商品開発や販路開拓に取り組みます。

◆畜産業と水産業の支援

地域特性を活かした特色ある畜産業、水産業の振興を支援します。

◆農業基盤の整備

農業の基盤となる農地や農道、農業用排水施設の整備を推進し、作業の効率化による収益性の向上を促します。また、農業・農村が持つ多面的機能*4の維持を支援します。

◆農業の担い手育成支援

次代の農業を担う人材育成を支援し、農業者人口の減少と高齢化への対応を図ります。

◆環境保全型農業の推進

有機資源の堆肥化とその活用を図り、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。

◆食の安全の推進

生産者と消費者による「食」に関する情報共有、相互理解の充実を図り、安全・安心な農産物を消費者に届ける体制づくりを推進します。

◆鳥獣被害防止対策の推進

農産物に対する鳥獣被害対策を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
農地集積化の推進	► 人・農地プラン推進事業・農地中間管理事業
特産品の販売促進と６次産業化の支援	► 特産品の販売促進 ► 6 次産業化の支援
畜産業と水産業の支援	► 畜産業の支援 ► 水産業の支援
農業基盤の整備	► 経営体育成基盤整備事業 ► 農村地域防災減災事業 ► 用排水基盤の整備 ► 多面的機能支払交付金事業
農業の担い手育成支援	► 農業振興対策補助事業
環境保全型農業の推進	► 環境保全型農業直接支援対策事業
食の安全の推進	► 農業振興対策補助事業
鳥獣被害防止対策の推進	► 鳥獣被害防止総合対策事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P130 に掲載

＊1　6 次産業化：農業や水産業などの第 1 次産業が食品加工（第 2 次産業）・流通販売（第 3 次産業）にも業務展開している経営形態。

＊2　人・農地プラン（地域農業マスタープラン）：持続可能な力強い農業を実現するための基本となる、人と農地の問題の一体的な解決を図るためのプラン。

＊3　農地中間管理事業：農家の意向にそった農地の貸し借りを進め、農地の集約化を図る事業。

＊4　農業・農村が持つ多面的機能：農業・農村が本来の生産活動としての機能以外に持つ、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能。

■稲刈り風景

■南魚沼市広域有機センター

■八色スイカ畑

■農産物直売所（つるりん市場）

■多面的機能支払交付金事業（水路補修）

■電気柵設置

５－２　林業の振興

現状と課題

本市の林野面積は約 44,232ha（平成 27 年 1 月公表　新潟県地域森林計画書）で、市域面積の約 76%を占めています。森林は木材等の林産物を生産するだけでなく、水源涵養、生物多様性の確保、地球温暖化防止、山地災害防止などの多面的機能を持ち、市民生活に安全と安心、潤いや豊かさを提供しています。

しかし、木材価格の下落や後継者不足、林家の意欲低下などにより、林業の生産活動は低迷しており、継続的に管理すべき人工林の荒廃、森林の持つ多面的機能の喪失が懸念されています。このようなことを受け、森林資源の活用推進につながる市独自の支援制度の創設、林道や治山施設の整備など、林業や山地の保全のための基盤整備に取り組んでいます。

近年では、切り捨てられたままの間伐材が多くあることや、戦後に造成された人工林が利用期を迎えつつあることなどから、“育てる林業から利用する林業へ”の移行による森林資源の有効活用と災害に強い山の環境づくりが強く求められています。

施策の基本方針

○ 森林の整備・維持の基本となる機能区分を地区ごとに定め、将来の森林のあるべき姿を示し、地域、民間、行政の連携を進めます。

○ 森林組合等と連携し、木材生産地となる適地の選定を進め、除間伐などの森林整備を継続的に進めることや、新たな視点での複層林化や針広混交林化*への誘導を検討し、森林の適正な保全管理を推進します。さらに作業の効率化につながる林道整備や下流域の安全確保につながる治山事業を推進します。

○ 先人達より受け継いだ森林内に眠る資源の有効活用を図るため、“林のまわる仕組みづくり”を目指し、良質材から低質材まですべて使い切れるよう、具体的な利用方法の検討を進めるとともに、新たな雇用創出へ発展するよう研究を進めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
間伐材の利用量の増加	247t	300t	400t	森林組合の「素伐材生産量調査」で把握
地元産木材の利用量の増加	1,018m³	3,000 m³	4,000 m³	「木材需給動向調査」で把握

施策の概要

◆森林資源の活用と林業基盤の整備

間伐材の有効利用と地元産木材の利用促進による森林資源の有効活用への支援を推進するとともに、需要拡大のための既存施策の検証や新たな具体的利用可能性を研究します。

◆林地の保全と機能誘導

災害に強い森林環境の保全のために必要な整備を森林組合等と連携して行うとともに、将来のあるべき森林機能を確保するために適正なレベルの保育事業への取組について検討を進めます。

◆治山事業の推進

地すべり、土砂崩れ、土石流などの山地災害を防止する治山事業を推進し、林地の保全と市民生活の安全・安心の確保を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
森林資源の活用と林業基盤の整備	▶ 森林資源活用事業 ▶ 林道整備事業
林地の保全と機能誘導	▶ 民有林保育事業 ▶ 分収造林事業
治山事業の推進	▶ 地すべり防止事業 ▶ 県営・市営治山事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P131 に掲載

■林道整備

■県営治山事業（長崎地内）

＊ 複層林・針広混交林：複層林は、樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠の部分が何層にも分かれている森林。針広混交林は、広葉樹と針葉樹とが混生する森林。

５－３　観光の振興

現状と課題

本市の観光の特徴は、冬季スキー観光にあり、全観光入込客数の約 3 割がスキー観光によるものとなっています。しかし、観光客のニーズの多様化や意識の変化により、スキー観光の入込客数はピーク時の 3 分の 1 に減少しています。今後は、地域資源を有効に活用し、再び訪れてみたくなるような魅力的な観光地づくりと継続的な観光振興を図る必要があります。

第 1 次総合計画では観光誘客数を 360 万人にすることを目標に、四季観光の振興に取り組み、道の駅「南魚沼」、「魚沼の里」などの新しい施設の産業観光、牧之通りなどの魅力を効果的に発信しながら誘客宣伝したことにより、平成 26 年度は 401 万人の観光客が訪れました。

しかし、人口減少により日本人の国内旅行者数は減少しており、今後も減少することが予想されるため、インバウンド観光*1 を推進し、海外へ向けて地域の魅力を効果的に発信するとともに、観光案内総合窓口の強化や案内標識の整備に加え、宿泊施設・観光施設における外国人観光客の受け入れ態勢を強化する必要があります。

施策の基本方針

○ 産業振興ビジョンに基づき、「自然」「文化」「歴史」「温泉」「食」などを融合して活用することにより、観光客の多様なニーズに対応し、四季それぞれの魅力を活かした観光振興を推進します。

○ 物語性を付加した情報発信により、イメージアップを図るとともに「南魚沼」のブランド化につなげます。

○ 雪国観光圏*2 地域と連携し、地域資源の発掘・開発を進めるとともに、圏域に散在する観光資源を結びつけ、広域的視野に立った観光振興を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
観光入込客数の増加	4,013,207 人	4,200,000 人	4,200,000 人	南魚沼市観光動態調査で把握
道の駅「南魚沼」入込客数の増加	404,329 人	515,000 人	520,000 人	南魚沼市観光動態調査で把握

＊1　インバウンド観光：訪日外国人による観光。
＊2　雪国観光圏：魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、群馬県みなかみ町、長野県栄村の 7 市町村で構成。
＊3　地域ブランディング：地域ブランドを構築すること。
＊4　グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において地域の人々と自然、文化との交流を楽しむ滞在型の観光行動。

施策の概要

◆地域資源を活かした四季観光の推進

自然・文化・歴史・温泉などの資源を活用し、物語性を付加した観光情報を発信することで地域ブランディング*3を促進し、四季観光の振興施策を推進します。

◆国際観光の推進

国際大学や観光協会と連携し、外国人観光客の受け入れ体制や情報発信の強化を図ります。また、雪国観光圏地域と連携し、広域観光を推進します。

◆道の駅「南魚沼」の有効活用

道の駅「南魚沼」を、観光情報・地域情報の発信拠点として機能強化し、観光客の利便性の向上を図ります。また、憩いの広場・休憩交流棟を市民が集まる場として活用し、観光客との交流を通じた地域活性化を図ります。

◆ニュー・ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズム*4をはじめ、コンテンツ・ツーリズム*5、スノー・ツーリズム、スポーツ・ツーリズム、インフラ・ツーリズム*6など新たな体験型・交流型の要素を地域資源に取り入れ、観光客の多様な需要に対応した誘客戦略を推進します。

◆食によるまちおこしの推進

南魚沼産コシヒカリに代表される「食」に着目し、各種事業者や市民団体と連携したまちおこしの取組を推進し、地域振興と誘客を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
地域資源を活かした四季観光の推進	▶ 地域資源の活用
国際観光の推進	▶ 国際観光の推進 ▶ 広域観光の推進
道の駅「南魚沼」の有効活用	▶ 情報発信の強化 ▶ 地域の活性化のための活用 ▶ 特産品の開発・販売体制の構築
ニュー・ツーリズムの推進	▶ ニュー・ツーリズムの推進
食によるまちおこしの推進	▶ 食によるまちおこしの推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P132 に掲載

＊5　コンテンツ・ツーリズム：地域に関わるコンテンツ（映画、テレビドラマ、小説、マンガ、ゲームなど）などを活用して、その「物語性」や「イメージ性」を楽しむ観光行動。

＊6　インフラ・ツーリズム：世界に誇るべき土木技術や優れた性能を有する土木構造物など特徴あるインフラ施設を観光資源として楽しむ観光行動。

５－４　商工業の振興

現状と課題

地域の特性を活かした地場産業の振興や企業誘致に加え、平成 23 年度からは、魚沼基幹病院の設置に合わせた企業立地促進法に基づく集積業種を指定し、積極的に企業誘致に努めています。また、平成 25 年度には企業立地促進条例の要件を緩和し、企業の投資への後押しを図っており、これによって 11 社の企業指定を行い、食料品製造関連事業の誘致や各種製造業の工場の増設、それに伴う雇用が創出されました。今後は、地域での起業・創業などへの支援を充実させながら、地域資源や特色を活かした事業や商品開発などの工業振興支援を講じる必要があります。

商業について、郊外型大規模店舗の進出が進み、商店街や中心市街地では、事業者の高齢化や後継者不足による廃業や店舗の閉鎖、取り壊しによる空き地化などが見られるようになってきました。今後は、起業や創業の場としての空き店舗の活用、後継者の発掘と人材の育成、図書館等の地域資源と有機的に連動した商店街の活性化に取り組み、賑わいのある中心市街地を再生することが求められます。

施策の基本方針

○ 少子高齢化が進む中、外部から労働力や資本の獲得を図りながら、起業や創業支援を充実させ、地域経済の発展を推進します。

○ 小規模商業者の経営への支援体制の整備を推進するとともに、中心市街地の商業、居住、交流を集積・活性化させるため、地域住民の総意による活性化計画の策定を進め、商業活動・商店街の魅力向上を図ります。

○ 既存企業への支援の充実に加えて、新たな分野・産業の創出への取組を積極的に支援します。また、企業誘致などによる計画的な地域産業の振興を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
商工会会員数の維持	1,714 人	現状維持	現状維持	各商工会総代会議案（補助金実績報告書）で把握
認定創業者数の増加	未実施	10 人	10 人	創業支援事業計画の実績報告で把握

施策の概要

◆中心市街地の活性化

来訪者・利用者が利用しやすい環境づくり、空き店舗への出店や起業・創業を支援し、中心市街地の賑わいの創出を図ります。

◆産業の育成支援

産業の経営基盤強化を図るとともに、新分野への進出や新技術の開発に取り組む企業や団体を積極的に支援します。

◆地域ラウンドテーブルによる産業支援

産官学金の連携による市内企業の販路拡大や事業拡大、起業・創業の取組を積極的に支援します。

施策の体系

施　策	主要な事業
中心市街地の活性化	► 総合力による中心市街地活性化 ► 空き店舗、空き地対策
産業の育成支援	► 企業支援制度の充実 ► 企業経営基盤の支援 ► 6 次産業創出の支援
地域ラウンドテーブルによる産業支援	► ニュー・ビジネス創出支援事業 ► 地域経済イノベーションサイクルの構築

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P133 に掲載

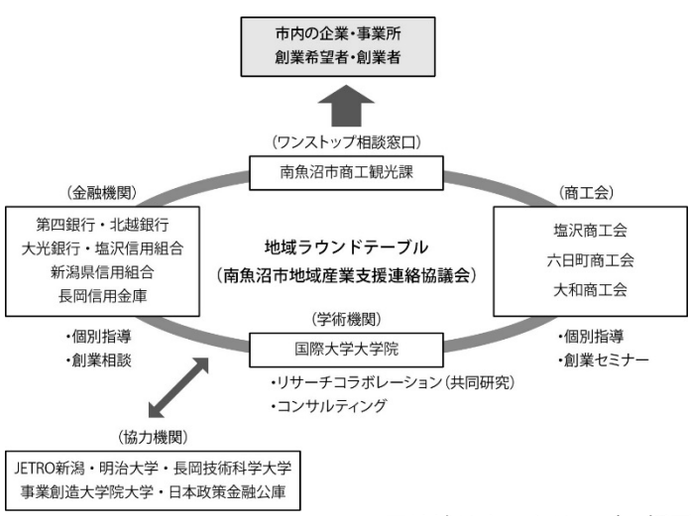

■地域ラウンドテーブル概要図

５－５　雇用の促進

現状と課題

産業構造や雇用環境の変化、働き方の多様化に対応するため、職業訓練共同施設を中心に、時代が求める人材の育成を進めており、その結果、平成 26 年度には 504 人が訓練を受講し、技術・技能の向上が図られました。また、企業立地奨励金の交付対象者数は目標を上回り、新規の常用雇用の促進が図られました。さらに女性の受講を支援するための託児サービスや、企業の人材育成を支援するための研修費補助制度などを設け、より受講しやすい環境整備を推進しています。

しかし、本市の人口推移を見ると、全人口に占める生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の割合は、平成 22 年度には 60.5%でしたが、人口減少の進行にともない、今後は減少すると予想され、地域における雇用者人口の確保が大きな課題となっています。

今後は地域経済を担う雇用者人口の確保に加え、雇用される側の希望職種や高学歴化に対応した雇用の場を確保する必要があります。

施策の基本方針

○ 職業訓練共同施設と連携して、労働者の技術・技能の向上を図るとともに、より多くの求職者が希望する就業ができるよう、雇用の創出を目指します。

○ 若者や UIJ ターン就職希望者それぞれの意向と能力を踏まえた的確な職業紹介と、職業能力習得の必要性についての広報や機会の確保などの支援を推進し、雇用ニーズの不一致や不適合の解消を図ります。

○ 次代を担う若者や外部からの就職希望者が安心して働き続けられる雇用の場の確保と、雇用される側の希望に合った業種・業態の企業の立地、集積を目指します。

○ 若者や女性の技術・技能の向上を図り、就職を支援します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
雇用促進奨励金の対象従業員数の維持	73 人	70 人	30 人	雇用促進奨励金の交付申請で把握
職業訓練共同施設の「在職者・求職者訓練」受講者数の維持	504 人	500 人	450 人	職業訓練法人南魚沼職業能力開発運営協会業務報告で該当する受講者数で把握
昼夜間人口比率*の増加	99.6% （H22）	100.0%	100.5%	国勢調査（5 年ごとに実施）で把握

施策の概要

◆職業能力の向上と雇用の場の確保

職業訓練共同施設と連携して、労働者の技術・技能を高め、産業を支える人材育成の支援を推進するとともに、雇用の場の安定的な確保を目指します。

◆若い世代のＵＩＪターン就職希望者支援

UIJ ターンや若者の就職支援を積極的に推進し、継続的な地域経済の活性化を図ります。また、雇用の場の確保と魅力の向上を目指します。

◆若者・女性への就職支援

若者や女性の職業訓練による技術・技能の習得・向上を図り、就職と職場への定着を支援します。

施策の体系

施　策	主要な事業
職業能力の向上と雇用の場の確保	► 職業訓練共同施設活性化事業 ► 雇用の場の安定確保 ► 雇用の情報提供と市民意識の把握
若い世代のＵＩＪターン就職希望者支援	► UIJ ターン就職希望者支援 ► 働く魅力の向上
若者・女性への就職支援	► 若者就職支援事業 ► 女性就職支援事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P134 に掲載

＊ 昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）100 人当たりの昼間人口。100 以下の場合は昼間人口が夜間人口より少ない状態。

第6章 行財政改革・市民参画

世界にひらく市民が誇りをもてるまち

6-1 行財政運営の効率化

6-2 協働のまちづくり

6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり

6-4 情報化の推進

6-5 交流の推進と国際化

6-6 共感と共生のまちづくり

6-7 総合的な人口減少対策の推進

６－１　行財政運営の効率化

現状と課題

合併以降、「新市まちづくり計画」に基づく施設建設やインフラ資本の整備を着実に進め、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、合併特例債などを有効活用した事業実施により、新しい南魚沼市のまちづくりを推進しています。

また、「財政健全化計画」及び「定員適正化計画」を定め、組織機構の改革や民間活力の導入など行財政改革を強く推進し、これによって、市民への影響を最小限にとどめながら、財政状況の改善が図られ、市職員数は平成 17 年度の 1,072 人から平成 26 年度には 127 人減少し 945 人となりました。

今後、公共施設や社会基盤の老朽化が進み、維持管理経費や改修費が増大することが見込まれる中、人口減少の進行にともない、市の財源確保が難しくなることが懸念されます。さらに、合併による特例措置が終了することに加え、これまでの積極的な投資的事業の実施による起債償還額の増加が財政を圧迫し、財政運営を硬直化させることが危惧されています。

このため、現在の市民サービスの水準を維持するためには、行政改革大綱による行財政改革を計画的に進め、投資的経費を縮減しながら、持続的な行財政基盤の構築を目指していく必要があります。

施策の基本方針

○ 社会情勢の変化により生じる新たな課題や人口減少の進行、公共施設の老朽化などの山積する諸課題に対し、多くの行政需要が見込まれますが、引き続き行政改革大綱に基づく行財政改革によって一層の行政事務の効率化・高度化と行政の質向上を図り、地方分権の推進体制を確立します。

○ 限られた財源を有効活用するにあたって、市民への分かりやすい情報提供と、合意形成を図りながら、計画的な行財政運営を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
財政健全化指標の適正化（実質公債費比率*1)	16.3%	18.0%以内	18.0%以内	財政健全化法により算出
財政健全化指標の適正化（将来負担比率*2)	155.0%	現状維持	現状維持	財政健全化法により算出

施策の概要

◆効率的・効果的な行財政運営

行政改革大綱による行財政改革を推進し、時代に合った行政システムの構築と事務、組織運営、公共施設管理の効率化を推進します。また、社会情勢や市民ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて財政計画の見直しを図り、行政需要の変動に弾力的に対応しながら、将来世代に過負担を強いることのない、健全な財政基盤の構築を目指します。

◆行政評価の活用

行政運営とその実施状況を明確に評価し、事業の計画的かつ効率的な進捗を図るとともに、その情報提供に努め、より分かりやすい行政運営を目指します。

◆職員の資質向上

各分野における職員の経験、知識、情報の共有や、専門的かつ実践的な研修の実施により、企画力・政策形成能力の向上等、「地方の時代」にふさわしい職員の育成と組織の活性化を図ります。

◆民間活力との協働

民間企業や NPO･ボランティアなどの市民団体との連携を推進し、指定管理者制度の活用や民間委託、民営化など、民間活力の積極的な導入を図り、施設やシステムの効率的・効果的運営を推進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
効率的・効果的な行財政運営	▶ 行政改革大綱の推進 ▶ 公共施設の効率化対策と機能整備
行政評価の活用	▶ 総合計画の推進と進行管理 ▶ 行政評価の実施
職員の資質向上	▶ 人事評価システムの推進 ▶ 職員の資質向上
民間活力との協働	▶ 民間委託、公設民営移行の推進

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P135 に掲載

＊1　財政健全化指標（実質公債比費率）：平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成 19 年度から、自治体の財政をチェックする健全化判断比率の 4 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の整備と情報開示が義務づけられました。このうち、実質公債比率とは、標準収入に対する借金返済額の割合の比率のこと。一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表します。

＊2　財政健全化指標（将来負担比率）：借金返済額など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したもの。

６－２　協働のまちづくり

現状と課題

まちづくりの推進には、行政だけでなく、地域住民をはじめ企業や団体などの協働が必要であり、それぞれが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という強い自治意識を持つことが重要です。

本市では 12 地区において地域づくり協議会を組織し、地区センターを拠点施設として整備しながら、地域コミュニティ活性化事業を推進しています。しかし、各地域では人口減少と少子高齢化が進行しており、ライフスタイルの多様化や社会情勢の変化と併せ、地域社会の結び付きが希薄化し、地域活動の維持が困難になりつつあります。

人口減少の進行にともなう各地域の課題を克服するためには、地区センターの活動拠点としての機能を強化するとともに、世代を超えた自治意識の高揚、伝統や文化の継承とコミュニティ活動の活性化を図ることで、地域への誇りや愛着をはぐくむことが必要です。また、地域の特性を活かしたコミュニティ活動を支援し、人材を育成するとともに、その取組を広く周知し、課題の克服に向けた目的意識を市民と行政が共有しながら、協働のまちづくりを推進する必要があります。

施策の基本方針

○ まちづくりを積極的に推進する市民主体の活動を支援し、市民と行政が課題について認識を共有するとととともに、協働で取組む体制づくりを推進します。

○ 自治組織をはじめとする地域コミュニティの活性化、地域で主導的役割を担う NPO やボランティア組織などへの活動支援を行い、地域住民の主体的活動を促進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市政懇談会への参加者数の増加	457 人	500 人	600 人	各会場の参加者実数で把握
地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額の増加	3,810 万円	4,300 万円	4,300 万円	各年当初予算額

施策の概要

◆市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保

市民の意見や主体的活動をまちづくりに反映できるシステムを整備し、市民のまちづくりへの意識を高めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進める体制づくりを推進します。

◆市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実

地区センターを拠点とした地域づくり協議会の活動を担う人材の育成と、中間支援組織の育成及び自立を支援することにより、持続可能な地域完結型社会の形成を目指します。

◆市民による幅広いボランティア活動の推進

市民のだれもが、「できる」「やりたい」ボランティア活動を、探す・調べる・選ぶ・参加する仕組みを構築します。

施策の体系

施　策	主要な事業
市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保	▶ 市民の声が活かされるシステムづくり事業
市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実	▶ 地域コミュニティ活性化事業
市民による幅広いボランティア活動の推進	▶ 地域に根ざしたボランティア活動の支援

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P136 に掲載

■地域づくり協議会 12 地区合同研修会

■市政懇談会（薮神地区）

６－３　災害に強い安全と安心のまちづくり

現状と課題

市内各所に大きな被害をもたらし、地域経済への多大な損失と、市民の安全な暮らしを脅した中越大震災や新潟・福島豪雨災害を契機として、災害への関心や、災害に強いまちづくりへの機運が高まり、地域の自主防災組織や緊急避難体制の強化、避難情報等伝達手段の整備を進めてきました。今後も、災害発生時の即応体制の強化など、自助・共助・公助の各分野において体制を確立し、互いに連携しながら災害に備える必要があります。

また、東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係機関との連絡体制の強化と市民への適切な情報提供、原子力災害の特殊性についての理解促進を図る必要があります。

近年、犯罪が複雑・凶悪化し、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪が社会問題となっています。地域における防犯体制の強化と市民一人ひとりの意識の向上を図り、犯罪に遭わない安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

施策の基本方針

○ 災害時の避難場所の整備や機能強化、公園などのオープンスペースの確保を図るとともに、安全な避難経路についての情報共有の仕組みづくりを推進します。
○ 市民の生命と財産を災害・犯罪から守ることを最優先しながら、災害発生時の被害軽減と未然防止のための体制強化を図ります。
○ 災害時の対応知識や避難場所、危険箇所等の周知に努め、市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域防災力の向上を目指します。
○ 救急救命士の養成強化に加え、市民へ応急手当の方法を普及促進し、救急車到着前からの効果的な応急手当による傷病者の救命率・社会復帰率の向上を目指します。
○ 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見と被害の軽減を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
救急講習受講者数の増加	3,661 人/年	H27~31 年度の累計 20,000 人	H27~36 年度の累計 45,000 人	年報統計資料による実数で把握
防災情報メール登録者数割合の増加	8%（4,585 人）	15%（8,900 人）	20%（11,800 人）	防災情報メールの登録者数で把握

施策の概要

◆防災体制の強化

緊急時の対応や危険箇所の周知など、地域ぐるみの取組体制を強化し、地域防災力の向上を図ります。また、防災情報メール、コミュニティ FM の活用を推進し、緊急時の情報伝達体制の強化、特に要配慮者への情報伝達の迅速化を図ります。

◆防犯、消防・救急体制の強化

地域ぐるみの防犯体制づくりを支援し、安全・安心なまちづくりを推進します。また、応急手当に関する知識と方法の普及により、傷病者の救命率・社会復帰率の向上を目指します。さらに、市民の防火意識の高揚を図るとともに、消防団員の活動時の安全性向上と円滑化を図ります。

◆避難所等の整備推進

避難施設等の耐震化を図り、避難所としての指定を推進します。また、耐震防火水槽やヘリポートの整備を推進し、災害発生時の火災や救助への対応力強化を図ります。

◆砂防施設整備の促進

砂防施設整備を促進し、安全な生活の維持と国土の保全を図るとともに、防災マップ等による地域の災害発生リスクに関する情報の共有と避難経路等の周知を図ります。

◆水害防止施設整備の促進

環境に配慮した河川整備を促進し、河川の氾濫による水害を防止するとともに、市民生活の安全確保を図ります。また、水防倉庫の整備や消防団の技術向上により、災害発生時の即応力の強化を図ります。

施策の体系

施　策	主要な事業
防災体制の強化	▶ 地域防災計画の推進 ▶ 情報伝達手段の整備・拡充
防犯、消防・救急体制の強化	▶ 地域防犯体制の支援 ▶ 応急手当の普及啓発 ▶ 消防団装備の充実 ▶ 消防車両及び施設の整備 ▶ 住宅防火対策の推進
避難所等の整備推進	▶ 避難所等の整備推進事業
砂防施設整備の促進	▶ 砂防事業 ▶ 急傾斜地崩壊危険箇所整備事業 ▶ 雪崩危険箇所整備事業
水害防止施設整備の促進	▶ 河川整備事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P137 に掲載

６－４　情報化の推進

現状と課題

合併以来取り組んできた高速インターネット接続環境の整備が平成 26 年度に完了し、個人のインターネット使用はもとより、企業においても ICT を活用した情報システムの構築が容易となりました。今後は、この通信インフラの高度利用について、行政サービスへの活用を調査研究していく必要があります。また、行政情報システムについては、セキュリティ面を確保しつつ経費の削減、機能の増強を図る必要があります。

市民が行政情報等を得る手段について、「まちづくりに関するアンケート調査」によると、市報が一番高い割合となっています。しかし、近年、高速化によるインターネット環境の向上やスマートフォンなどのモバイル端末の普及などにより、さまざまな方法で情報取得が可能になっていることから、本市でもモバイル端末で、閲覧可能な「i（アイ）広報紙」を導入しました。

情報化社会の成熟に伴い、より情報を得やすいウェブサイトの構築と情報発信を進め、情報取得の利便性向上に努める必要があります。

施策の基本方針

○ 高速通信の安定した供給を実現するため、周囲の利用状況や開発計画を把握しながら設備の維持増強を図ります。
○ 行政情報システムの最新動向と通信環境の調査を行い、システムの更新時期に合わせた最適なシステム調達に努めます。
○ パソコン・モバイル端末などの多様な情報端末から情報を探しやすく、利用しやすい市ウェブサイトの構築と情報発信を進めます。
○ 市ウェブサイトの補完として、フェイスブックなどからも情報発信を行うとともに、第二の市報として、モバイル端末で閲覧しやすい「i 広報紙」の利用促進を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市のウェブサイトアクセス数の増加（年間訪問延べ数）	782,868 回	850,000 回	900,000 回	市ウェブサイトのトップページ訪問数で把握
光ファイバー回線加入率の向上	60.45%	65%	65%	NTT 東日本より提供される加入者数で把握

施策の概要

◆高速インターネット網の活用

施設維持の最適化に留意しつつ、日常生活をはじめ、防災・防犯、観光など、さまざまな情報を市民と行政が共有できる低コストで利便性の高いアプリケーションの提供を検討します。

◆行政システムの高度化と市民サービスの向上

5 年ごとに更新する行政システムについて、新しい技術を積極的に取り入れたシステムを選定し、セキュリティの確保と経費面を両立させた効率的な導入運用を図ります。

◆「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実

あらゆる情報端末で利用者がより情報を探しやすく、利用しやすいウェブサイトを目指します。

◆多様化する情報発信ツールの有効利用

フェイスブックや i 広報紙など、多様化する情報発信ツールに対応し、充実した情報発信を推進します。また、さまざまな情報伝達手段により、分かりやすい行政情報の提供に努めます。

施策の体系

施　策	主要な事業
高速インターネット網の活用	▶ 光ファイバー設備の増強 ▶ 高速インターネット網の利活用促進
行政システムの高度化と市民サービスの向上	▶ 行政システムの高度化と効率化 ▶ 証明書発行業務の機械化
「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実	▶ 多様な情報端末に対応したウェブサイトの構築
多様化する情報発信ツールの有効利用	▶ 情報発信手段の充実

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P138 に掲載

６－５　交流の推進と国際化

現状と課題

本市では、豊かな自然環境や歴史文化などの地域資源を活かして、地域内外において多彩な交流が推進されています。

合併前からの友好親善都市（千葉県いすみ市、山形県米沢市、埼玉県さいたま市、埼玉県深谷市）や姉妹都市（オーストリア共和国セルデン町、ノルウェー王国リレハンメル市、ニュージーランド国アシュバートン郡）との交流が本市に引き継がれていることに加え、平成 26 年には埼玉県坂戸市及び富山県魚津市と友好親善都市として連携協定を締結しました。各友好親善都市とは行事やイベントに併せた交流や、行政課題、地域資源の情報共有を図るなど連携を深めています。

しかし、市民交流団体などでは構成メンバーの高齢化や事業の衰退が始まっており、今後、国際社会にひらかれたまちづくりを推進するためには、より幅広い世代の市民が民間交流に関わり、異なる文化に関心を持ち、国際理解を深め、コミュニケーション能力を向上させることが重要です。

施策の基本方針

○ 幅広い世代の相互交流による地域コミュニティの活性化を促進するとともに、市民主体の交流活動を支援します。

○ 高速交通網や情報通信網を活用した近隣自治体との連携、国内の友好都市など他地域との交流・連携を推進します。

○ 市民による地域コミュニティ活動をはじめとして、地域間交流や国際交流を積極的に支援し、人と人との交流を通して誇りや魅力が感じられる住みやすいまちづくりを推進します。

○ 姉妹都市や国際大学との交流・連携により、国際協力や国際知識、コミュニケーション能力を高める国際理解教育を推進し、グローバル社会に対応した人材の育成を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
近隣自治体からの「南魚スポーツパラダイス」への参加者数の増加	69 人	100 人	150 人	南魚スポーツパラダイス参加状況（年度末集計）で把握
国際理解教育活動事業への参加者数の増加	124 人	140 人	150 人	インターナショナル・ビレッジ、イングリッシュ・ビレッジ、中学生海外派遣者延べ数で把握

施策の概要

◆地域間交流の支援

地域づくり協議会相互の交流機会の拡大と連携強化により、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

◆広域連携の推進

近隣自治体との連携強化を図り、相互補完型の住みやすいまちづくりを推進します。

◆都市間連携の推進

国内の友好親善都市と情報を共有し、相互理解を深める交流をさらに推進するとともに、市民による交流活動を支援します。

◆国際化の推進

海外の姉妹都市との交流や市民主体の国際交流団体、国際大学等との連携により、市民の国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際社会にひらかれたまちづくりを推進します。

◆次代を担う子ども達の国際理解教育の推進

小学校の「国際科」授業や、インターナショナル・ビレッジ、中学生の海外派遣等を継続し、さまざまな体験活動を通して、グローバル社会に対応できる国際感覚を身につけた子ども達を育成します。

施策の体系

施　策	主要な事業
地域間交流の支援	▶ 地域コミュニティ活性化事業【再掲】
広域連携の推進	▶ 近隣自治体との連携推進事業
都市間連携の推進	▶ 都市間連携推進事業
国際化の推進	▶ 国際交流推進事業
次代を担う子ども達の国際理解教育の推進	▶ 成長や興味に応じた国際理解教育

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P139 に掲載

６－６　共感と共生のまちづくり

現状と課題

市民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権に関する正しい理解と行動を促すために、さまざまな機会において人権についての教育や啓発に取り組んでいます。しかし、「人権問題に関する市民意識調査」（平成 25 年）によると、障がい者、女性、子ども、高齢者など比較的身近な人権問題への関心が高い一方で、外国籍の人々、同和問題などの人権問題については関心が低く、関心や認知、理解の状況に偏りがあるため、継続的な教育や啓発を実施する必要があります。また、インターネットの匿名性を悪用した深刻な人権侵害も発生しており、多様な対策が求められるようになっています。

現代の複雑かつ急激な社会環境の変化に柔軟に対応し、将来へ夢と希望をつなぐ活力あるまちをつくりあげるためには、男女共同参画の推進が必要不可欠です。しかし、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が広まる一方で、未だに意識や社会習慣の中に男女の役割に対する固定観念が根強く残っている状況があります。

家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた継続的な取組が求められています。

施策の基本方針

○ 子どもから大人までだれもが互いの人権を尊重し、人権に関する正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりを目指します。

○ 性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、それぞれの個性と能力を発揮し、認め合い、共に責任を分かち合い、仕事、家庭、地域社会のバランスのとれた暮らしができる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市の審議会・委員会等の女性登用率の向上	22.9%	30%	35%	審議会や委員会委員における女性委員の人数で把握
行政区における区長・執行部役員の女性割合の増加	3%（H27）	5%	7%	行政区長報告用紙で把握

施策の概要

◆人権尊重のまちづくりの推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重する考えを持ち、行動できる社会の実現を目指し、さまざまな場面や機会において人権教育・啓発を積極的に推進します。また、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、講演会、研修会や広報紙の活用、パンフレット等を通した啓発活動に取り組みます。併せて、関係機関相互の連携を強化しながら、人権問題に関するさまざまな相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

◆男女共同のまちづくりの推進

事業所や市民団体への情報提供を図るとともに、連携した活動を展開し、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において、平等に参画できる環境整備のためのさまざまな啓発活動を実施します。

施策の体系

施　策	主要な事業
人権尊重のまちづくりの推進	▶ 人権尊重の推進事業
男女共同のまちづくりの推進	▶ 男女共同参画推進プラン事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P140 に掲載

■男女共同参画市民会議公開講座

６－７　総合的な人口減少対策の推進

現状と課題

国勢調査における本市の人口は、平成 7 年の 66,118 人以降減少を続け、平成 22 年には 61,624 人となりました。これは昭和 45 年と同程度の人口となります。しかし、昭和 45 年と平成 22 年の人口構成を比較すると、年少人口（15 歳未満）は半減し、生産年齢人口も減少する一方、老年人口（65 歳以上）が大幅に増加しています。この傾向は、団塊世代が老年期を迎える今後ますます顕著になると見込まれます。また、出生数が半減しているため、今後しばらくの間は人口減少と高齢化の進行が避けられません。

将来の人口を展望しながら、子どもを安全・安心に産み育てることができる環境づくりの推進による若い世代の定住と都市圏からの移住、UIJ ターンを促進する施策に取り組むことで、働き手、担い手を確保し、まちの活力を維持し続けながら、人口規模の維持を目指す必要があります。

施策の基本方針

○ 出産・子育て・教育など幅広い分野の切れ目のない支援により、出産、子育ての負担感を軽減するとともに、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進め、若い世代の定住促進を図ります。

○ 人口の自然増と社会増の好循環を生み出すために、UIJ ターンなどの移住施策を推進するとともに、年齢に関わらず、だれもが心身ともに元気に暮らせる安全・安心なまちづくりを推進します。

○ 人口減少の進行に対応する施策について、行政と民間企業、教育機関、金融機関、医療機関、市民団体が連携した総合的な推進体制を構築し、時代に合った一体的な取組を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
年間の出生人数の増加	451 人	470 人	475 人	県人口移動調査で把握
年間の転出者数と転入者数の差の減少	転出超過 237 人	転出超過 200 人以下	転出超過 100 人以下	県人口移動調査で把握

施策の概要

◆若い世代の交流機会の拡大

市民団体や民間企業、関係機関との連携により、若い世代の出会いや恋愛・婚活を支援する体制づくりを進めます。また、若い世代の出会いの機会や結婚への意識を高めるため、地域の特性を活かした婚活パーティーや出会いに必要なスキルアップ講座を開催します。

◆若い世代の移住・定住の促進

産官学金医労言*の関係機関と連携・協力し、移住者への支援体制を構築します。また、若い世代の定住を促進するため、若者を対象とするワークショップや懇談会を開催し、得られた意見を施策に活かすとともに、地域づくり協議会や市民団体等が行う定住促進事業を支援します。

◆シニア世代の移住の促進

高齢になっても健康に過ごせる生活環境と、必要に応じて継続的な支援や介護が受けられる体制を整備し、東京圏等からの活動的な高齢者（アクティブシニア）の移住を促進します。

施策の体系

施　策	主要な事業
若い世代の交流機会の拡大	▶ 出会い・婚活を支援する体制づくり
若い世代の移住・定住の促進	▶ 移住者へのサポート体制構築 ▶ 総合的な定住促進事業
シニア世代の移住の促進	▶ 地域資源を活かした移住促進事業

※ 主要な事業の詳細は「第Ⅳ編　資料」P140 に掲載

＊ 産官学金医労言：産業界、行政機関、教育機関、金融機関、医療機関、労働団体、メディア。

第Ⅳ編 資料

第１章　主要な事業

１　保健・医療・福祉

1-1　こころとからだの健康づくりの推進

施　策	主要な事業	事業概要
市民参加による健康づくりの環境整備	**健康に対する意識づくりの推進**	市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って積極的に健康づくりに取り組めるように、健康推進員をはじめとする地区組織や地域づくり協議会と協働した活動を展開します。そのために、本市の健康課題を踏まえた分かりやすい指導や研修を行い、計画的に人材を養成します。
妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	**母子保健事業の充実**	保健・医療・福祉がより連携し、支援が必要な妊婦へ早期に対応することにより、妊婦が安心して産み育てられる環境を整えます。 「こんにちは赤ちゃん訪問」（2 か月児全戸訪問）、各種健診や教室の実施により、育児支援・障がい児療育の充実を図ります。 学校や保健所と連携し、思春期の性教育などによる、望まない妊娠の予防を推進します。
生活習慣病の発症予防、重症化予防	**健診内容の充実、効果的な保健指導等の推進**	健診内容の充実を図るとともに、健診データ等の分析・活用により、効果的な保健指導及び健康教育を推進します。
	健診受診の促進と適切な健康情報の提供	健診及び健康に関する適切な情報の提供により、継続的な受診を勧めるとともに、さまざまな事情により受診行動につながらない人への働きかけを行い、受診促進を図ります。
	歯科保健事業の推進	80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標に、家庭・保育園や認定こども園・学校・職場と連携し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた歯科保健事業を推進します。
地域社会が連携したこころの健康づくり	**自殺予防対策の推進**	自殺の要因となりえるうつ病や統合失調症等の精神疾患や自殺予防に関する正しい知識を市民が持ち、その予防や周囲の人々への早期の対応ができるよう、専門医や関係機関と連携し、自殺予防対策の普及啓発を行います。 また、専門相談会の継続と関係職員の相談対応能力の向上を図ります。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
特定健診（国保ドック・集団健診）受診率の向上	55.3%	51.0%	52.1%	52.2%	50.8%	49.8%
特定健診肥満者（BMI25 以上）割合の減少	男性 23.8%	22.5%	22.6%	22.7%	22.9%	24.2%
	女性 19.7%	20.3%	19.2%	19.9%	20.1%	20.1%
自殺者数の減少（過去 10 年間の平均人数）	25 人	24 人	24 人	23 人	22 人	22 人

1-2　地域完結型保健医療体制の充実

施　策	主要な事業	事業概要
地域医療体制の充実	**魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携強化**	体系的な医療体制充実のために、魚沼基幹病院、市立病院・診療所、民間医療機関の機能・役割分担を明確にし、医師会を含めた連携強化に取り組みます。
	魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）の充実	地域の医療機関間の安全で効率的な連携を推進させるための魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）への市民の加入を促すとともに、機能の充実を図ります。
持続可能な市立病院の運営	**市立病院等の経営安定化**	市立病院（南魚沼市民病院・ゆきぐに大和病院）等の持続的な運営体制を構築するため、医師・医療スタッフの充実に努めます。また、役割分担に応じた機能の充実と経営の安定化を図り、患者本位の診療方針の確立による安全・安心の医療の提供に努めます。
予防医療・在宅医療の推進	**保健との連携強化による予防医療の充実**	魚沼基幹病院をはじめとする医療機関と母子保健事業の連携により、安心して妊娠・出産・子育てができる包括的な支援体制を構築します。
	介護との連携強化による在宅医療の推進	南魚沼市民病院に訪問看護ステーションやホームケアステーションを設置し、医療機関と連携した在宅医療を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加	平成 25 年度より事業実施				1,324 人	4,946 人

1-3　子育て環境の充実

施　策	主要な事業	事業概要
地域で支える子育て支援の充実	**地域子育て支援拠点事業**	乳幼児と保護者を対象とした子ども同士のふれあいや遊びの場「ほのぼの広場」をはじめ、子育て相談や情報提供、子育ての仲間づくりなど、子育て支援を総合的に行う場の充実を図ります。また、父親や祖父母が参加しやすい環境づくりを進めます。
	ファミリーサポートセンター事業	子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いをしたい人（提供会員）が会員となり、会員同士で支えあう有償ボランティア組織の円滑な運営を図るとともに、組織体制の強化と会員の増加に努め、地域の中で支えあう子育てを推進します。
	全天候型遊びの広場の設置	既存施設の有効利用により、主に小学生以下の児童と保護者が、のびのびと遊ぶことができる屋内広場の早期設置の検討を進めます。
保育サービスの充実	**特別保育事業などの整備充実**	民間事業者との連携を強化し、民間保育園の受け入れや公立保育園の統合等を進め、延長保育、乳児保育、休日保育などのニーズに対応した保育サービスの向上に努めます。
放課後児童の健全育成の推進	**放課後児童クラブ（学童クラブ）・放課後子ども教室の充実**	就学児童の健全な育成を図るため、学童クラブと放課後子ども教室を学校内に整備し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供します。
子育て家庭への支援の充実	**子育てにかかる経済的負担の軽減**	国や県の制度を有効に活用し、医療費や保育料などの子育てにかかる経済的負担を軽減します。
	要支援児の支援体制等の充実	発達支援事業「遊びの教室」において、遊びを通じて発達を促す方法を伝えるとともに、保護者の不安の解消と、保育園などでの円滑な生活を支援します。また、家庭相談窓口の充実や新たな支援方法の構築に努めます。
	要保護児童の支援体制の充実	児童虐待の防止を図るとともに、要保護児童の早期発見・早期対応による支援の充実を図るため、「南魚沼市要保護児童対策地域協議会」を活用した事業の推進と体制の強化を進めます。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
認可保育所に占める公立保育園の割合	89%	89%	88%	88%	85%	85%
放課後子ども総合プランの実施か所数の増加	平成 26 年度より事業実施					0 か所

1-4　障がい者福祉の充実実

施　策	主要な事業	事業概要
相互理解と共に支えあう社会の推進	**広報啓発活動の推進**	障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の必要性について周知を図ります。また、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、さまざまな機会をとらえて障がい者との交流や福祉に対する啓発を進めます。
	連携ネットワークの充実	保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による支援を総合的に提供するため、官民協働による連携ネットワークの充実を図ります。
自立支援と社会参加の促進	**障がい福祉サービスの充実**	障がい者が自立した日常生活、社会生活を送れるように、総合的な障がい福祉サービスを提供します。また、地域の実情に応じたサービスの提供体制の充実を図ります。
	社会参加の促進	障がい者が積極的に社会と関わりながら、いきいきと暮らし続けるために、市民や関係団体と連携して必要な支援を行うとともに、社会参加を促進します。
	雇用と就業の推進	ハローワークや関係団体との連携を強化し、障がい特性に応じて、個々の能力を発揮して働けるよう、雇用の促進と就労支援を進めます。
障がいの早期発見・早期対応の推進	**障がい児支援の充実**	障がいの疑いがある子どもが、地域の中で健やかに成長できるよう、保健、医療、福祉、教育の連携による早期発見、早期療育・治療を図るとともに、発育の状況に応じた切れ目のない支援に努めます。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
居宅介護サービスの１人当たり利用時間数の増加	8.1 時間/月	8.1 時間/月	8.5 時間/月	9.9 時間/月	10.6 時間/月	10.8 時間/月
生活介護サービスの１人当たり利用日数の増加	15.4 日/月	16.9 日/月	19.0 日/月	19.3 日/月	19.0 日/月	19.3 日/月

1-5　高齢者福祉・介護の充実

施　策	主要な事業	事業概要
介護予防の充実	地域性を活かした介護予防活動の充実	地域性を活かした柔軟な介護予防事業の展開により、参加者の増加を図るとともに、介護を必要としない体づくりと認知症予防の支援に努めます。
安心して利用できる介護サービスの充実	「地域包括ケアシステム」の構築	医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築します。
	在宅介護サービスの充実	既存の団体等を活用し、市独自の人員基準や内容での展開による訪問型サービスの充実を促し、きめ細かな支援体制を構築します。また、要介護の状況に応じて、可能な限り自立した生活が自宅で続けられるよう、南魚沼市民病院と連携し、定期巡回・随時対応型サービスの体制整備に取り組みます。
高齢者の社会参加と自立支援	就業機会の確保	高齢者が自らの経験や技能を活かし、生きがいをもって充実した生活をおくれるよう、南魚沼シルバー人材センターと連携し、就業機会の確保を図ります。
	生涯学習、ボランティア活動への参加促進	関係機関・団体等と連携し、高齢者が意欲を持って参加できる趣味・スポーツ・学習活動やボランティア活動の場を提供し、参加を促進します。
	高齢者福祉サービスの提供	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域で安心して生活を続けるための支援とサービスを提供します。
共に支えあう環境づくり	地域でつくる高齢者の安全・安心の推進	高齢者が地域で安全・安心に暮らすために、行政区、関係機関・団体等と連携し、高齢者の虐待防止や特殊詐欺などの犯罪被害を防止する活動を推進します。
	認知症高齢者等の見守り支援	認知症についての正しい知識を普及させるとともに、早期相談・発見・対応できる体制の充実を図ります。また、高齢者見守り活動など地域全体で共に支えあう環境づくりを推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期高齢者の要介護認定率の減少	3.3%	3.4%	3.3%	3.1%	3.0%	2.9%
筋力づくり教室参加率の増加（65～79 歳）	5.3%	5.3%	5.9%	6.8%	6.9%	9.0%

1-6　地域で支えあう福祉の充実

施　策	主要な事業	事業概要
市民主体の地域活動への支援	老人クラブ活動への支援	高齢者の主体的な活動を推進するため、各地区の老人クラブ活動を支援します。
	サロン活動への支援	居場所づくり・仲間づくりなど市民の主体的な活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、地域住民や高齢者・障がい者・子育て中の親子が集うサロン活動を支援します。
	ボランティアセンター事業の推進	助けあい活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体間の連携や情報共有を進め、ボランティアセンター活動の活性化と担い手の育成に努めます。
	地域活動への参加促進	地域福祉活動への市民の参加を促進するため、社会福祉協議会と連携し、認識と理解を深める周知を行うとともに、参加のきっかけづくりや交流・学習などの機会の提供を推進します。
社会福祉団体との連携強化	社会福祉団体との連携強化	地域福祉の推進のため、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生委員児童委員、老人クラブ等の各種団体との連携を強化します。
生活困窮者への支援	支援体制の整備	複合的な要因で生活に困窮している市民の自立を促すため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備を進めます。
	子どもの学習支援	親から子への貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭の子どもの学習支援と生活支援を進めます。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ふれあい・いきいきサロンの参加者数の増加	18,006 人	19,782 人	17,914 人	17,143 人	17,161 人	18,538 人

2　教育・文化

2-1　学校教育の充実

施　策	主要な事業	事業概要
学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進	幼児教育の充実事業	生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育の充実によって、体と心のバランスのとれた子ども達をはぐくみます。 また、地域での自然体験等を通して「不思議だな」と感じる心をはぐくみます。
	教育改革推進事業	地域と連携した教育ボランティアの活用や各校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進するとともに、日本語支援講師や ALT の活用による国際理解教育、英語教育の質向上を推進します。 また、全国標準学力検査の結果等により学力状況を把握しながら授業の改善に努め、学力向上に努めます。
	特別支援教育事業	一人ひとりのニーズに応える特別支援教育を推進するため、介助員を配置し、適切な指導と必要な支援を行います。
	学校相談体制の充実	義務教育期の児童・生徒の実態に基づいた小・中学校における相談・指導・支援体制の充実により、不登校等の児童・生徒の減少を図ります。
	教育課程特例校事業	国際大学等との連携や ALT、国際理解人材バンク登録者を活用し、すべての小学校で、教育課程特例校制度*の指定による「国際科」の授業を実施し、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力を育成します。
幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進	自立の育成	幼児期の終わりから児童期（低学年）にかけて「三つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）を育成できるよう、幼児期のアプローチカリキュラム、小学校でのスタートカリキュラムの取組を推進します。
いじめや不登校対策の推進	いじめの防止対策事業	「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校、行政、児童相談所、警察など関係機関との連携を円滑に進め、いじめ、不登校の実態把握、分析結果の情報共有を図りながら、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
	子ども相談体制の充実 【再掲】	義務教育期の児童・生徒の不安や悩みに寄り添う相談体制の充実とともに、適応指導教室の充実を図り、不登校児童・生徒に対する適切な指導・支援に努めます。
学校教育施設の整備	小・中・支援学校設備等整備事業	タブレット端末などを活用した授業の推進のため、学校の情報機器の更新整備を行います。
	学校給食センター再編整備事業	学校給食センターの再編や大規模改修、民間活用について、保護者や地域へ早い段階から情報提供と説明を行い、計画的な整備推進に努めます。
	老朽施設大規模改修事業	少子化の影響による小学校統合を視野に入れた年次計画を立て、吊天井などの非構造部材の耐震化や大規模改修を計画的に推進します。
小・中学校の連携強化	小・中学校連携教育実践研究事業	小・中学校 9 年間の継続した教育ができるよう、中学校区ごとの小・中学校による学習指導研修会を実施し、児童・生徒の「自立・自律」をはぐくむための学校・地域・関係機関の「連携」と「かかわり」のあり方について研究する取組を推進します。

高等教育との連携・交流支援	**国際大学・北里大学保健衛生専門学院・長岡技術科学大学との連携**	保育園、認定こども園、小・中学校と北里大学保健衛生専門学院等の高等教育機関との相互連携や交流事業を推進します。また、国際理解教育の一環として国際大学留学生との連携を促進します。長岡技術科学大学との連携による「小中学校教員研修講座」への教員の参加や児童・生徒の学校施設見学、出前講座等の取組を推進します。
総合教育会議の充実	**総合教育会議の開催**	総合教育会議において、教育環境の整備や地域特性に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策を検討します。また、市長と教育委員会との円滑な意思疎通を図り、市の教育課題や目指す姿を共有しながら、市民の声を反映した教育行政を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
学級生活に満足している子どもの割合が 60%を超える学級の増加	平成 22 年度より実施	67.5%	70.2%	69.8%	74.7%	61.9%
家庭学習を目標時間以上達成している子どもの割合が 70%を超える学級の増加	平成 22 年度より実施	小学校 74.5%	80.3%	76.2%	81.9%	87.2%
		中学校 31.0%	40.4%	27.3%	21.6%	48.1%

＊ 教育課程特例校制度：文部科学大臣が学校教育法施行規則第 55 条の 2 に基づき、学習指導要領等によらない教育課程を、学校を指定して編成し、実施することを認める制度で、本市では全小学校を指定し、全学年で国際化の授業を実施。

2-2　生涯学習の充実

施　策	主要な事業	事業概要
生涯学習機会の充実	**教養講座の充実**	市民のだれもが参加できる多様な教養講座の充実を図ります。
	図書館主催事業の充実	立地条件、館としての魅力を活かした教養講座等の主催事業の充実を図ります。
	市民カレッジ（仮称）事業の推進	生涯にわたって継続的に、だれでも、いつでも、さまざまな分野の知識が得られ、体験できる環境を整備するため、「学びの郷 南魚沼プラン」としての市民カレッジ（仮称）事業を推進します。
生涯学習施設の整備	**生涯学習センター（仮称）設置事業**	だれもがいつでも学び、集い、交流できる生涯学習センター（仮称）の設置を推進します。
	図書館の充実	蔵書の拡充や利用しやすさの向上により、乳幼児から高齢者まで幅広い市民が本に親しみ、学び、情報を得やすい「知の拠点」としての図書館の機能充実を図ります。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公民館 1 講座当たり参加者数の増加	188 人	202 人	211 人	165 人	145 人	153 人
市民 1 人当たり図書館蔵書貸出冊数の増加	1.5 冊	1.5 冊	1.5 冊	1.6 冊	1.5 冊	3.2 冊

2-3　地域文化の振興

施　策	主要な事業	事業概要
地域文化の振興	**文化振興事業**	各地域および各団体の文化活動を支援するとともに、新潟大学人文学部との連携協定や南魚沼市民会館等を活用した市民の文化活動により、世代間の交流促進、地域の伝統文化の保護や継承、文化活動への参加促進と充実を推進します。また、文化施設を適切に管理しながら、施設ごとに特徴づけをして効率的かつ効果的に活用し、質の高い文化芸術の発信に努めます。
地域文化・伝統の継承と推進	**郷土史編さん事業**	地域の歴史を記録として後世に残すため、郷土史編さん事業を推進します。
	公文書保存事業	将来の貴重な歴史的資料となる現代の公文書の保存に関する調査研究と、収集された資料の活用及び保存を進めるとともに、後世に継承するための公文書館の設置等を検討します。
	国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業	ユネスコ無形文化遺産である越後上布の価値と継承の重要性を積極的に発信するとともに、その技術の保存と継承者の育成を推進します。
	浦佐毘沙門堂裸押合祭習俗保存活用事業	典型的な裸押合いの習俗を残す県内でも数少ない祭りの保存に努めるとともに、その情報を積極的に発信し、国指定重要無形文化財の指定を目指します。
文化財の保護と活用	**国指定史跡坂戸城跡整備事業**	石垣の修復事業に取り組みます。
	県指定文化財維持管理事業	県指定文化財の適切な保護と管理に努めるとともに、その活用を推進します。また、蟻子山古墳群、飯綱山古墳群、余川中道遺跡の調査と保存を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
社会文化施設利用者数の増加	132,139 人	121,391 人	105,841 人	90,092 人	95,604 人	96,874 人
博物館等の利用者数の増加	27,863 人	22,280 人	31,621 人	37,275 人	31,739 人	36,140 人

2-4　生涯スポーツの推進

施　策	主要な事業	事業概要
体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進	**インターネット予約システム構築事業**	インターネットを利用した予約システムの構築によって、施設稼働率の向上と、体育施設を気軽に利用できる環境づくりを目指します。
総合型地域スポーツクラブの充実	**総合型地域スポーツクラブ支援事業**	指導者の確保、スポーツ・ツーリズムの推進、新たな冬季スポーツへの挑戦等、民間の情報発信力や運営能力を活かした事業の充実を支援します。また、市内 2 団体目の総合型地域スポーツクラブ設立を目指します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市民 1 人当たり指定管理体育施設の利用回数の増加	4.82 回	4.96 回	4.83 回	5.09 回	4.95 回	4.98 回
学校開放体育館稼働率の向上	未把握	未把握	未把握	未把握	53.3%	51.3%

2-5　地域・家庭教育の充実

施　策	主要な事業	事業概要
家庭の教育力向上の推進	**家庭教育支援事業**	子育てや家庭教育を安心して行えるよう、市民・団体・行政が協働し、親の育ちを応援する体験型の学習機会の提供や、多くの保護者が参加する機会を捉えての情報提供など、さまざまな状況に応じての支援を推進します。
青少年の健全育成の推進	**青少年健全育成推進事業**	青少年育成南魚沼市民会議を中心とした取組や、青少年育成指導員の活動を推進します。
家庭が地域とつながる取組の推進	**学校・家庭・地域の連携促進事業**	家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」による「しゃべり場サロン」などの保護者が気軽に立ち寄れる家庭教育支援の場や、学校支援地域本部によるふるさとへの愛着と誇りをはぐくむ地域ぐるみの教育支援を推進し、学校・家庭・地域の連携を促進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家庭教育関係事業の参加者数の増加	2,700 人	3,525 人	5,840 人	5,563 人	7,227 人	5,307 人

2-6　子ども・若者やその家族への支援の充実

施　策	主要な事業	事業概要
不登校の子どもへの支援の充実	**子ども相談体制の充実**	義務教育期の児童・生徒の不安や悩みに寄り添う相談体制の充実とともに、適応指導教室の充実を図り、不登校児童・生徒に対する適切な指導・支援に努めます。
ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実	**若者相談体制の充実**	中学校卒業から 39 歳までのニート、ひきこもり、高校中退者、困り感のある若者などの社会参加が困難な若者の自立を支援するため、居場所の提供とともに、かかわり、寄り添う支援や相談体制の充実を図ります。
困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実	**家族相談窓口の設置**	不安や悩みを持つ子ども・若者の家族に対する家族相談窓口の設置や、関係機関との支援ネットワーク整備を図り、「寄り添い」を重視した体制づくりを推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
不登校発生率の減少	小学校 0.46%	0.42%	0.43%	0.44%	0.51%	0.62%
	中学校 3.52%	2.67%	3.69%	3.94%	3.69%	3.43%
若者相談窓口の相談件数等の増加	若者相談件数 21 件	22 件	17 件	35 件	42 件	34 件
	居場所利用者 2 人	4 人	3 人	8 人	12 人	11 人
家族相談窓口の相談件数の増加	未実施					

2-7　地域に根ざした野外・環境教育の推進

施　策	主要な事業	事業概要
野外・環境教育の推進	**子ども自然教室**	地域住民の協力による子ども自然教室を開催し、豊かな自然を活かしたさまざまな体験活動を通して、子ども達の生きる力をはぐくみます。
	青少年育成会事業	各地区青少年育成会事業の中で、クリーン作戦、生物調査、野鳥観察、天文教室などを通した野外・環境教育への取り組みを促進します。また、子ども達と地域が一体となって環境に対する理解と行動を深め、それを次世代へと繋げられる地域社会の構築を推進します。
	自然環境・雪・地域の地理的特性への理解教育の推進	市独自の社会科副読本を活用し、ふるさと南魚沼市の自然についての環境教育、地理的特性や「文化としての雪」を学び雪に親しむ教育、防災教育、伝統文化を伝える教育などの充実を図ります。
連携活動の支援・推進	**ボランティアスタッフ・ジュニアリーダーの養成**	青少年育成会や子ども会の連携活動を推進するため、ボランティアスタッフやジュニアリーダーの養成に努めます。
	ネットワーク支援事業の推進	青少年育成会や子ども会等が、学校、地域とともに地域に根ざした野外・環境教育活動を実施できように、関連する諸団体を結ぶネットワークづくりを推進し、指導者同士の情報共有や連携を促進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数の増加	3,851 人	3,937 人	4,290 人	3,943 人	3,277 人	1,438 人
子ども会連絡協議会へ参加する子ども会数の増加	39 団体	39 団体	37 団体	36 団体	34 団体	29 団体

3　環境共生

3-1　自然環境の保全

施　策	主要な事業	事業概要
自然環境の保全	身近な生き物と共生できる環境の保全と創造	貴重な動植物の保護に努めるとともに、生態系に考慮した環境配慮対策を進め、身近な生き物との共存を推進します。
	身近な水辺環境づくり推進事業	自然な形態を残す河川の保全、河川などの水辺環境の適切な維持管理を推進するとともに、市民等による水辺クリーン運動などを支援します。
	湧水継承保全事業	湧水の PR に努め、観光資源化や地域の特産商品としての湧水の活用を推進するとともに、市民との協働による保全に努めます。
	森林環境保全育成事業	地域の持つ森林の多面的機能への理解を深め、親しめる環境教育を推進するとともに、地元産木材や間伐材の利用を促進し、森林環境の保全を推進します。また、県が行う『にいがた「緑」の百年物語―木を植える県民運動』と連携し、森林環境保全育成活動のための募金活動を実施します。
	カーボンオフセット制度活用事業	地域の森林の保全と、より効果的な整備推進のために、カーボンオフセット制度の活用を図ります。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
河川水 BOD 値の水準維持	1.4mg/L	1.5mg/L	0.9mg/L	1.2mg/L	0.8mg/L	1.0mg/L
カーボンオフセットクレジット「銘水の森」販売量の増加*	平成 25 年度より事業実施				13 t	50 t

＊ 単年度数値のため、基本計画における「施策の達成目標・指標値」の「H26 現在値」（H25~26 年度の累計販売量）とは異なります。

3-2　循環型社会の推進

施　策	主要な事業	事業概要
循環型社会のための体制の確立	環境基本計画推進事業	「南魚沼市環境基本計画」の推進によって、市民・事業者・行政が自らの問題として環境保全を意識し、連携・協力して取り組むことを目指します。
	事業者の環境 ISO やエコアクション 21 取得の推奨	国・県が進める環境 ISO やエコアクション 21 の市内事業者による取得を推奨し、環境保全意識の向上を促進します。
ごみ減量化とリサイクルの推進	ごみ減量化の推進	生ごみの分別処理とレジ袋及び事業系紙ごみの削減について周知を徹底し、ごみの減量化を図ります。
	リサイクルの推進	資源ごみの分別回収のさらなる推進とともに、資源物回収補助事業を実施し、リサイクル率の向上を目指します。
	ディスポーザーの活用	市内の一部下水道処理施設で下水汚泥を利用した消化ガス発電施設の稼動（平成 28 年度末予定）に向け、ディスポーザーの使用を市民に推奨し、家庭の生ごみ排出量の削減と資源化を図ります。
効率的なごみ処理体制の推進	ごみ処理・し尿処理施設の効率的な維持管理の推進	新たに建設するし尿・汚泥等を県流域下水道施設へ投入する施設や、ごみ処理施設の効率的な維持管理を推進します。また、ごみの不法投棄、不適正処理の防止と監視に努めます。
	新たなごみ処理施設の整備	新たなごみ処理施設の建設に向け、魚沼市、湯沢町と、ごみの分別、収集・運搬、処理方法について検討を行います。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家庭系ごみの１人当たり搬入量の減少	565g/日	594g/日	632g/日	623g/日	637g/日	623g/日
事業系ごみの１人当たり搬入量の減少	472g/日	474g/日	533g/日	408g/日	437g/日	417g/日
リサイクル率の向上	16.0%	15.9%	12.9%	16.3%	16.2%	16.7%

3-3　省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

施　策	主要な事業	事業概要
省エネルギーの推進	**省エネルギー事業**	省エネルギー社会の実現に向け、市民、事業者、行政の協働による啓発活動を推進するとともに、広報活動を強化します。
新エネルギーの活用	**エネルギー転換事業**	新エネルギーの調査研究を推進し、太陽光などの代替エネルギーの普及に努めます。特に国内有数の豪雪地帯であることを活かした雪氷冷熱利用や、地下水に依存しない再生可能エネルギー等による消融雪方法の研究を推進します。
バイオマスタウン構想の推進	**バイオマスの地域内循環活用**	「バイオマスタウン構想」に基づき、地域の自然環境、産業構造などと調和したバイオマスの循環活用を進め、環境への負荷軽減と循環型社会の実現を目指します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブの新規設置台数の増加	46 台	65 台	80 台	126 台	102 台	85 台

3-4　生活環境の向上

施　策	主要な事業	事業概要
安全な生活環境の向上	**生活環境保全推進事業**	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤沈下の典型７公害の防止対策について日常的な観測体制の充実を図り、県と連携した公害防止対策に取り組むとともに、不適切な廃棄物処理の防止対策を推進します。
地盤沈下対策の継続・強化	**地盤沈下対策事業**	地下水利用による消雪のための井戸の新設が禁止されている地盤沈下地域を対象に、宅地内雪処理施設の整備にかかる費用の一部を補助し、冬期の生活空間と安全の確保を図ります。また、地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進するとともに、地盤沈下防止意識高揚のための市民、事業所への啓発活動を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地盤沈下量の減少（過去５年間の平均値）	2.7cm	2.3cm	1.48cm	1.96cm	1.96cm	2.02cm

4　都市基盤

4-1　計画的な土地利用の推進

施　策	主要な事業	事業概要
都市計画の推進	**立地適正化計画の推進**	居住・商業・福祉などの都市機能の立地、公共交通の充実についてまちの将来の姿を示す立地適正化計画の策定に向け、地域住民と行政の協働による検討を進めます。
国土調査事業の推進	**国土調査事業の推進**	土地の保全、開発及びさらなる土地利用が見込まれる六日町地区中心市街地を優先し、計画的に調査を実施します。
都市公園の活用と充実	**公園長寿命化計画の策定**	計画的な予防保全（点検、補修、補強等）による長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの平準化と縮減を図ります。市民の利用しやすい公園機能を確保することにより、明るく健やかな空間を維持します。
まちなみ景観の形成	**まちなみ景観づくりの推進**	地域住民と行政の連携により、地域のまちなみと調和した景観づくりを体系的、効果的に進める取組を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合併後の平坦地国土調査済面積割合の増加	未把握	7.4%	12.5%	17.0%	21.0%	25.7%

4-2　ひとにやさしいまちづくり

施　策	主要な事業	事業概要
公共交通体系の確保・維持	**市内交通ネットワーク整備事業**	市民バスについて継続的に見直しを行い、持続可能な体制整備を推進します。また、鉄道や道路との有機的な連携を図りながら公共交通体系の整備を推進します。
円滑な道路網の整備	**基幹広域交流軸整備事業**	広域交流の基幹となる国道などの道路網の整備を促進します。
	主要幹線整備事業	本市の骨格を形成する主要地方道や一般県道など、主要な幹線道路の整備を促進します。
	市内ネットワーク道路網整備事業	幹線道路へのアクセス道路や生活道路など、市民の生活に密着した市道の安全性と利便性を向上させ、人と環境に優しい市内道路ネットワークの機能充実を推進します。
災害や雪に強い道づくり	**スノートピア道路事業（流雪溝整備）**	地下水のくみ上げによる地盤沈下が深刻化している六日町地区中心市街地の除排雪のため、流雪溝を整備し、地盤沈下の抑制を図ります。また、未供用路線について、整備に向けた運用や計画の見直しを行うとともに、必要水量の確保のために新たな水利権の取得を目指します。
	消雪パイプリフレッシュ事業	雪に強い道路交通網を確保するため、老朽化が進む消融雪施設の計画的更新を図ります。
	道路防災整備（雪寒）事業	雪崩などの災害を回避し、四季を通じて安全に道路が利用できるように、道路防災設備の計画的な維持を図ります。
道路施設の計画的な修繕	**橋りょう長寿命化修繕事業**	長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕工事を計画的に推進します。
	道路ストック点検	5年ごとに道路施設点検を実施し、計画的な道路施設の維持管理を図ります。
交通安全対策の推進	**交通安全教育の推進**	交通指導員・警察・交通安全協会等と連携し、保育園、認定こども園及び小・中・支援学校での交通安全教室を実施します。また、高齢者の加害事故減少に向けた交通安全教育とともに、運転免許証の自主返納を促すための支援を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市民バスの市民１人当たり利用回数の増加	1.22 回*	1.14 回	1.09 回	1.03 回	0.92 回	0.87 回
交通事故件数の減少（過去 5 年間の平均事故件数）	263 件	241 件	226 件	216 件	211 件	192 件

＊大和地区のデータがないため推計値。

4-3　住環境の整備

施　策	主要な事業	事業概要
住みやすい住環境の提供	**住生活基本計画の策定**	住生活基本計画を策定し、若者や子育て世代の定住を促すとともに、誰もが住みやすい住環境づくりを推進します。
	公営住宅整備事業	安全・安心で快適な住環境整備のために、老朽化した公営住宅の、長寿命化計画に基づく計画的な改修を推進します。
	住宅改修支援事業	バリアフリー化などに配慮した安心して快適に暮らせる住環境づくりのために、融資貸付制度などを活用した増改築を支援します。また、個人住居の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修の費用を支援するとともに、長寿命化住宅、長期優良住宅、省エネルギー化住宅の周知啓発や各種相談・アドバイス体制の充実を図ります。
	アスベスト除去支援事業	アスベストの飛散を防止し安心して生活できるように、民間建築物のアスベスト含有調査及び除去工事に対する支援を推進します。
雪への対処機能強化	**克雪住宅推進事業**	住宅の屋根や、地盤沈下区域内の宅地、事業所の屋根、敷地等の克雪化への重点的な支援によって、克雪の住環境整備を推進します。
	スノートピア道路事業（流雪溝整備）【再掲】	地下水のくみ上げによる地盤沈下が深刻化している六日町地区中心市街地の除排雪のため、流雪溝を整備し、地盤沈下の抑制を図ります。また、未供用路線について、整備に向けた運用や計画の見直しを行うとともに、必要水量の確保のために新たな水利権の取得を目指します。
空き家バンクの整備	**空き家の利活用体制の構築**	関係機関と情報共有し、空き家を有効に利活用するための情報発信の体制づくりを推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
克雪屋根改修補助件数の増加	3 件	17 件	7 件	6 件	13 件	8 件
宅地内融雪施設設置補助件数の増加	3 件	1 件	5 件	5 件	8 件	3 件

4-4　上下水道の整備

施　策	主要な事業	事業概要
安定した持続可能な水道事業の推進	**水道施設の計画的な更新・再構築**	水道事業のアセットマネジメント（資産管理）*の実践により、水道施設の計画的な更新や再構築を検討します。また、施設の長寿命化対策や畔地浄水場の縮小により、更新事業費の削減を目指します。
	老朽管の更新	老朽管の更新を計画的に進め、耐震化率や有収率の向上を目指します。
	緊急水源の確保	災害時でも安定して安全な水が供給できるよう、旧水道水源のうち効率良く取水できる施設の再利用を図るなど、災害時の緊急水源の確保に努めます。
	民間活力の導入	サービスの向上と経営の効率化を図るため、上下水道料金に関する業務を民間に委託します。また、民間資金の活用による施設整備や運営等、官民連携による運営基盤の強化や経営の効率化を検討します。
豊かな水環境をはぐくむ汚水処理の推進	**公共下水道事業**	国の下水道長寿命化支援制度*を活用して既存施設の計画的な修繕・更新を行います。また、処理場、ポンプ場など重要施設の耐震化対策を行います。 六日町地区中心市街地の浸水対策として寺裏雨水幹線都市下水路などの整備を推進します。
	汚水処理体系の整備再編	効率的な汚水処理を目指し、農業集落排水の公共下水道への統合を計画的に推進します。
	浄化槽市町村整備推進事業	公共下水道と農業集落排水の整備地域以外において浄化槽の整備を推進します。

＊ 水道事業のアセットマネジメント（資産管理）：持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動。

＊ 下水道長寿命化支援制度：日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道の事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した「長寿命化対策」を含めた計画的な改築を推進するための事業制度として創設（国土交通省）。これにより、「下水道長寿命化計画」の策定に係る費用及び同計画に基づく計画的な改築・更新が支援されます。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
上水道有収率の向上	77.8%	79.9%	78.6%	79.5%	79.6%	77.9%
配水管の耐震化率の向上	0.4%	0.7%	1.4%	2.2%	3.2%	5.0%
下水道水洗化率の向上	78.3%	78.8%	80.4%	81.5%	82.8%	86.0%

5　産業振興

5-1　農業の振興

施　策	主要な事業	事業概要
農地集積化の推進	人・農地プラン推進事業・農地中間管理事業	「人・農地プラン」と「農地中間管理事業」を有効に活用するとともに、農業者への周知を図り、農地の集積化と農業者の生産組織化・法人化を推進します。
特産品の販売促進と 6 次産業化の支援	特産品の販売促進	南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品をさまざまな場面で宣伝するとともに、関係団体と協働しながらブランド力の向上を図り、販売を促進します。
	6 次産業化の支援	JA や直売所をはじめ、商工業等とも連携した 6 次産業化を支援するとともに、新商品の開発や販路の開拓に取り組みます。
畜産業と水産業の支援	畜産業の支援	生産性の向上、コスト削減等による経営体質の強化を支援します。また、南魚沼広域有機センター等の活用による耕畜連携と循環型農業を推進します。
	水産業の支援	錦鯉の品質向上を支援するとともに、水産資源の活用や生産支援を推進します。
農業基盤の整備	経営体育成基盤整備事業	圃場や農道の整備等により、農地の機能を向上させる農業生産基盤の充実を図ります。
	農村地域防災減災事業	農業生産活動の維持と農地災害防止のため、農業用施設等の防災・減災整備を推進します。
	用排水基盤の整備	ため池の耐震化、基幹水利施設や用排水路の更新等により、用排水基盤の整備を推進します。
	多面的機能支払交付金事業	農業・農村が持つ、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するために、地域の共同活動への交付金支給などによる支援を促進します。
農業の担い手育成支援	農業振興対策補助事業	持続性のある農業経営ができるように、新規就農者への支援事業等の補助事業を活用し、次代の農業を担う人材育成を支援します。
環境保全型農業の推進	環境保全型農業直接支援対策事業	環境保全型農業の確立のため、有機物の資源化の推進や、南魚沼広域有機センターの活用を図ります。
食の安全の推進	農業振興対策補助事業	安全・安心な南魚沼産農産物の生産に取り組むとともに、パンフレット、ポスター、WEB サイト等による消費者への情報提供を推進し、消費者と生産者の相互理解を図ります。
鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害防止総合対策事業	対策組織・猟友会等と協働し、被害を受けにくい環境づくりや、ハコワナ・電気柵の設置などによる鳥獣被害の防止対策を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
経営農地面積 7ha 以上の稲作農家（高度担い手農家）数の増加	78 戸	83 戸	87 戸	93 戸	99 戸	108 戸

5-2　林業の振興

施　策	主要な事業	事業概要
森林資源の活用と林業基盤の整備	**森林資源活用事業**	主に集落有林・生産森林組合林を対象に、利用間伐について研究し、資源の有効利用の可能性を検証します。 また、森林資源の活用を目指し、ペレットストーブ等設置補助金制度や「南魚沼の木で家づくり事業」の補助金制度の充実を図るとともに、周知と利用を促進します。
	林道整備事業	木材の搬出や生産の効率化のため、林道整備を推進します。
林地の保全と機能誘導	**民有林保育事業**	私有林・共有林を対象に、育成整備や間伐材の利用促進、地域の里山・奥山の森林保全整備の推進を支援します。
	分収造林事業	地域資源として重要な森林を維持するため、市行造林地*を対象に、山林所有者等との協議により計画的かつ継続的な保育を推進するとともに、今後必要な保育水準を検討し、林地の機能誘導に取り組みます。
治山事業の推進	**地すべり防止事業**	地すべり危険箇所における防災施設の整備や老朽化しつつある施設の点検調査を推進するとともに、必要に応じた長寿命化対策を検討します。
	県営・市営治山事業	山地の荒廃防止や荒廃地の復旧を行うとともに、林地の維持を推進し、地域の山地保全を図ります。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
間伐材の利用量の増加	147t	280t	129t	272t	233t	247t
地元産木材の利用量の増加	2,177 m^3	1,066 m^3	608 m^3	2,307 m^3	4,135 m^3	1,018m^3

＊ 市行造林地：土地所有者と市が分収目的をもって、市営で造林・保育すること。

5-3　観光の振興

施　策	主要な事業	事業概要
地域資源を活かした四季観光の推進	**地域資源の活用**	自然・文化・歴史・温泉など、さまざまな資源を活用し、四季それぞれの魅力を活かした観光客誘致を推進します。地域資源に物語性を付加した情報発信により、南魚沼ブランドを構築するとともに、イメージアップを図ります。
国際観光の推進	**国際観光の推進**	国際大学や観光協会と連携し、多言語に対応したパンフレットや HP の作成、受け入れ体制研修会などを実施します。
	広域観光の推進	雪国観光圏と連携し、案内標識の整備や広域観光ルートの形成を進めます。
道の駅「南魚沼」の有効活用	**情報発信の強化**	多数の観光客が訪れる道の駅「南魚沼」の情報発信力を強化し、観光客の利便性向上を図ります。
	地域の活性化のための活用	憩いの広場の遊具増設の検討や休憩交流棟の活用により、地域の活性化を推進します。
	特産品の開発・販売体制の構築	農業分野との連携を図り、地域資源を活用した新たな特産品の開発を支援するとともに、外国人観光客を対象とした販売体制の構築を推進します。
ニュー・ツーリズムの推進	**ニュー・ツーリズムの推進**	スノーシューツアーなどの雪国体験プログラムの開発、スポーツ施設を活用した合宿の誘致、農村の暮らしを体験・学習できる体験観光など、新たな視点による誘客の強化を図ります。また、地域資源を有効に活用してコンテンツ産業と結び付けた、物語性のある地域の新たな魅力を発信し、観光誘客を推進します。 さまざまなイベントの参加者と地域との交流を促進するとともに、特産品、周辺観光などへの波及を図ります。
食によるまちおこしの推進	**食によるまちおこしの推進**	「食」に着目して各種事業者や団体と連携し、地域振興と観光誘客を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
観光入込客数の増加	4,665,980 人	3,258,480 人	3,001,480 人	3,497,160 人	3,737,420 人	4,013,207 人
道の駅「南魚沼」入込客数の増加	平成 24 年度より事業実施			258,936 人	365,790 人	404,329 人

5-4　商工業の振興

施　策	主要な事業	事業概要
中心市街地の活性化	総合力による中心市街地活性化	中小企業基盤整備機構などの助言を得ながら、商工会や商店街、地域住民などの地域の総合力により、「稼ぐ力」を引き出す活性化方針の合意形成を進めます。
	空き店舗、空き地対策	商店街後継者の発掘や第二創業、新規出店を支援する施策を整備し、空き店舗や空き地の解消を目指します。
産業の育成支援	企業支援制度の充実	企業立地促進条例の見直しや新たな支援策を制定することにより、新規産業や小規模企業を支援する制度の拡充を図ります。
	企業経営基盤の支援	各種融資制度の見直しを行い、企業の経営基盤を支援する制度の充実を図ります。
	6 次産業創出の支援	農業分野との連携を図り、地域の特産品、農産品、自然環境などを有機的に結び付けた特色ある新商品開発やそれらを活用した 6 次産業の創出を支援します。
地域ラウンドテーブルによる産業支援	ニュー・ビジネス創出支援事業	産官学金の連携（地域ラウンドテーブル）を活用し、市内企業の販路拡大や事業拡大に向けた取組を支援するとともに、課題の共同研究や創業支援セミナーの実施、講演会の開催により人材育成と企業活動の活性化を図ります。
	地域経済イノベーションサイクルの構築	地域の資源・人材・資金等を活用することで、民間事業者による新たな事業の実現化を促す地域経済循環型産業構造（地域経済イノベーションサイクル）を構築し、産業力の底上げと地域資源の付加価値を高め、交流人口を増加させる取組を進めます。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
商工会会員数の維持	1,830 人	1,806 人	1,768 人	1,752 人	1,742 人	1,714 人
認定創業者数の増加	未実施					

5-5　雇用の促進

施　策	主要な事業	事業概要
職業能力の向上と雇用の場の確保	**職業訓練共同施設活性化事業**	職業訓練共同施設との連携により、産業構造や雇用環境の変化、働き方の多様化、少子高齢化などに対応した新たな職業能力開発事業を推進します。
	雇用の場の安定確保	公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、安定的な雇用の場の確保を図ります。
	雇用の情報提供と市民意識の把握	ICT 等を活用して、企業や社員を紹介する情報などを積極的に提供することにより、求職者と企業の相互理解を図ります。 また、雇用に関する市民の希望や意見の把握に努め、雇用のミスマッチの解消を図ります。
若い世代のＵＩＪターン就職希望者支援	**UIJ ターン就職希望者支援**	UIJ ターン就職希望者への積極的な広報活動を進めるとともに、希望者の要望や状況に応じた具体的な支援の実施により、地域の労働力の確保と地域経済の活性化を図ります。
	働く魅力の向上	若い世代の高学歴化に伴い、雇用条件や職種とのアンマッチが起きていることから、雇用条件の改善を進め、働きたいと思える環境づくりを推進します。
若者・女性への就職支援	**若者就職支援事業**	企業や勤労者からの要望を踏まえた職業訓練プログラムの提供により、就職に有利な技能の習得や人材育成を進め、若者の就業能力向上を支援するとともに、職場定着を促します。
	女性就職支援事業	育児休業などの子育てと仕事を両立する支援制度の PR と利用の促進により、離職せずに妊娠・出産・育児等ができる環境の整備と、離職経験者の再就職を促す職業訓練の充実や制度の整備を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
雇用促進奨励金の対象従業員数の維持	26 人	43 人	43 人	60 人	41 人	73 人
職業訓練共同施設の「在職者・求職者訓練」受講者数の維持	541 人	480 人	348 人	494 人	586 人	504 人
昼夜間人口比率の増加	98.6% (H17)	99.6%	国勢調査（5 年ごとに実施）で把握			

6　行財政改革・市民参画

6-1　行財政運営の効率化

施　策	主要な事業	事業概要
効率的・効果的な行財政運営	行政改革大綱の推進	平成 23 年度に改定した行政改革大綱に基づき、引き続き、「人件費の抑制、内部経費の削減、投資経費の抑制、行政水準の明確化、繰出金見直し、公債費の縮減、歳入の確保」について、あらゆる分野で財政の健全化に努めます。
	公共施設の効率化対策と機能整備	公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の効率的な運営、機能整備を推進するとともに、人口減少社会へ対応するため、老朽化や利用状況等の分析による施設の統廃合を検討します。
行政評価の活用	総合計画の推進と進行管理	総合計画の進行管理を図るため、施策ごとに設定した指標について、年度ごとに進行状況を管理し、結果を公表します。また、指標の妥当性についても検証を行います。
	行政評価の実施	都市行政ネットワーク会議分析*1 のベンチマーク*2 による評価を継続するとともに、総合計画指標の進行管理を行うことで施策の進捗状況を把握します。
職員の資質向上	人事評価システムの推進	職員の資質向上を目指し、人事考課制度のさらなる活用による職員の自己啓発意識を高めるとともに、所属長が責任を持つ職場研修を行い、部下育成・人材育成を計画的に実施します。
	職員の資質向上	専門研修を効率的、体系的に実施することにより、実務能力や市民ニーズへの的確な対応能力の向上を図り、「地方の時代」にふさわしい高度な専門能力、合意形成力を持つ職員の養成を目指します。
民間活力との協働	民間委託、公設民営移行の推進	民間企業等の識見や経験を活かした施設の有効活用や効率的な施設運営を目指すとともに、民間委託、指定管理者制度等による公設民営への移行を推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財政健全化指標の適正化（実質公債費比率）	22.1%	20.7%	19.1%	17.5%	16.9%	16.3%
財政健全化指標の適正化（将来負担比率）	167.4%	155.9%	158.1%	159.9%	153.9%	155.0%

＊1　都市行政ネットワーク会議：都市自治体のマネジメント改革を推進するため、行政評価や行政改革手法について研究、情報交流を行う場として、総合研究開発機構（NIRA）、（財）日本都市センター、地方シンクタンク協議会等により設立された機関で、現在、本市を含めて全国約 80 の地方自治体がこれに参加しています。

＊2　ベンチマーク：評価するための指標のことであり、上記会議では、「NIRA 型ベンチマークモデル」という評価手法を使用して行政評価を行っています。

6-2　協働のまちづくり

施　策	主要な事業	事業概要
市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保	**市民の声が活かされるシステムづくり事業**	審議会などへの委員公募、市民の声の募集、まちづくり会議や出前説明会、各地域での市政懇談会開催などで、政策形成段階から、施策の妥当性・実効性の検証に市民の声を活かす仕組みとして確立します。
市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実	**地域コミュニティ活性化事業**	地域の特性を活かした地域おこし活動の支援を進めるため、12 地区の地区センターを拠点とした地域づくり協議会の機能充実と、中間支援組織の創設による推進体制及び地域間連携の強化を図り、地域コミュニティの活性化を推進します。
市民による幅広いボランティア活動の推進	**地域に根ざしたボランティア活動の支援**	幅広い分野のボランティア活動への、より多くの市民の参加を促すため、地域づくり協議会などと情報共有しながら仕組みづくりを進めます。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市政懇談会への参加者数の増加	750 人	645 人	566 人	545 人	622 人	457 人
地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額の増加	2,920 万円	2,920 万円	3,470 万円	3,520 万円	4,198 万円	3,810 万円

6-3　災害に強い安全と安心のまちづくり

施　策	主要な事業	事業概要
防災体制の強化	**地域防災計画の推進**	地域防災力の向上を図るため、「南魚沼市地域防災計画」に基づき災害予防、応急対策及び復旧対策の体制整備を推進します。また、防災訓練、自主防災リーダー研修等の実施による自主防災組織の強化と人材育成を支援します。
	情報伝達手段の整備・拡充	災害情報の収集と、市民への確実な伝達のため、防災無線の維持管理を推進するとともに、情報伝達体制のさらなる整備・拡充を図ります。
防犯、消防・救急体制の強化	**地域防犯体制の支援**	地域における市民主体の防犯体制づくりを支援します。
	応急手当の普及啓発	応急手当に関する知識と技術を普及させ、傷病者の救命率・社会復帰率の向上を図ります。
	消防団装備の充実	消防団員の安全確保と消防団活動の強化のため、ライフジャケット等の災害時の装備の充実を図ります。
	消防車両及び施設の整備	消防車両及び施設の適正管理を推進するとともに、計画的な更新による消防体制の充実を図ります。
	住宅防火対策の推進	市民への住宅等防火指導を行うとともに、住宅用火災警報器の設置を促進します。
避難所等の整備推進	**避難所等の整備推進事業**	公共施設の耐震化を進め、避難所の確保を図ります。
砂防施設整備の促進	**砂防事業**	斜面の崩壊や土砂流出による災害を防ぎ、地域の安全を確保するため、必要箇所への適切な砂防施設整備と既存施設の維持を図ります。
	急傾斜地崩壊危険箇所整備事業	崩壊の危険性がある箇所への適切な施設整備を推進します。
	雪崩危険箇所整備事業	雪崩の危険性がある箇所への適切な施設整備を推進します。
水害防止施設整備の促進	**河川整備事業**	水害のない環境づくりで市民生活の安全･安心を確保するため、河川整備の促進と維持を図ります。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
救急講習受講者数の増加	3,482 人	4,187 人	3,490 人	3,246 人	4,137 人	3,661 人
防災情報メール登録者数割合の増加	平成 24 年度より事業実施			未把握	未把握	8% （4,585 人）

6-4　情報化の推進

施　策	主要な事業	事業概要
高速インターネット網の活用	光ファイバー設備の増強	開発計画が確認された地域の光収容数を逐次調査し、開発計画に合わせた光収容数の不足分の増強を図ります。
	高速インターネット網の利活用促進	市民向けサービスへの高速インターネットの利用に関する調査研究を行い、地域に即したサービスの提供を検討します。
行政システムの高度化と市民サービスの向上	行政システムの高度化と効率化	住民記録や税、福祉関連などの行政システムの更新に合わせ、機能、セキュリティ、コスト面に重点を置いた見直しを行い、その高度化と効率化を図ります。
	証明書発行業務の機械化	住民票等証明書の発行について一層の機械化を推進し、市民の利便性向上を図ります。
「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実	多様な情報端末に対応したウェブサイトの構築	CMS*更新を契機に（平成 28 年 3 月）、急速に利用が進むモバイル端末に対応し、利用者が情報を得やすく、利用しやすいウェブサイトの構築を目指します。
多様化する情報発信ツールの有効利用	情報発信手段の充実	モバイル端末の急速な普及とともに多様化する情報発信ツールに対応するため、市公式ウェブサイトの情報を補完するフェイスブックによる情報発信や、広報紙の 2 次利用として「ｉ広報紙」の利用を促進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市のウェブサイトアクセス数の増加（年間訪問延べ数）	566,369 回	505,061 回	515,932 回	604,957 回	692,840 回	782,868 回
光ファイバー回線加入率の向上	平成 22 年度より事業実施	21.23%	42.28%	51.51%	57.37%	60.45%

＊ CMS（Contents Management System）：コンテンツマネジメントシステム。ウェブサイトを管理・更新するシステムのこと。

6-5　交流の推進と国際化

施　策	主要な事業	事業概要
地域間交流の支援	**地域コミュニティ活性化事業【再掲】**	地域の特性を活かした地域おこし活動の支援を進めるため、12 地区の地区センターを拠点とした地域づくり協議会の機能充実と、中間支援組織の創設による推進体制及び地域間連携の強化を図り、地域コミュニティの活性化を推進します。
広域連携の推進	**近隣自治体との連携推進事業**	近隣自治体との公共施設やスポーツ施設の相互利用や、共通課題への取組を共同で進め、相互補完型の圏域形成を図ります。
都市間連携の推進	**都市間連携推進事業**	国内の友好親善都市の歴史や文化の情報を共有し、相互理解を深めるとともに、市民参加型の交流事業の実施や市民団体などによる交流の取組を支援し、交流人口の増加を図ります。
国際化の推進	**国際交流推進事業**	市民を主体とした姉妹都市交流の推進と国際交流団体の活動支援を行います。また、国際大学や市民ボランティア団体等との連携により、市民の英語力や国際理解力の向上を図ります。
次代を担う子ども達の国際理解教育の推進	**成長や興味に応じた国際理解教育**	国際大学等との連携や ALT、国際理解人材バンク登録者を活用し、国際感覚に優れた心豊かでたくましい児童・生徒の育成を図ります。また、すべての小学校での「国際科」授業や中学生の海外派遣など、子ども達の成長に合わせ、興味のある対象に応じた国際理解教育の機会を提供します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
近隣自治体からの「南魚スポーツパラダイス」への参加者数の増加	79 人	75 人	82 人	69 人	80 人	69 人
国際理解教育活動事業への参加者数の増加	158 人	154 人	123 人	140 人	149 人	124 人

6-6　共感と共生のまちづくり

施　策	主要な事業	事業概要
人権尊重のまちづくりの推進	**人権尊重の推進事業**	人権擁護委員による人権相談業務のさらなる充実を図り、関係機関との連携を密にしながら、人権啓発ネットワークの整備拡充を図ります。また、互いの人権を尊重し、思いやりのある社会の実現に向け、「人権教育・啓発推進計画」に基づく人権思想の普及啓発活動をさまざまな場面で推進し、市民の参加を促進します。
男女共同のまちづくりの推進	**男女共同参画推進プラン事業**	社会のあらゆる場面において、男女が互いの人格や生き方を尊重しあい、共に輝く豊かな地域社会の実現に向け、「男女共同参画プラン」に基づく啓発活動と環境づくりを推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市の審議会・委員会等の女性登用率の向上	21.9%	23.4%	23.1%	21.5%	22.9%	22.9%
行政区における区長・執行部役員の女性割合の増加	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握

6-7　総合的な人口減少対策の推進

施　策	主要な事業	事業概要
若い世代の交流機会の拡大	**出会い・婚活を支援する体制づくり**	市民団体や民間企業等との連携により、若い世代の結婚や恋愛への希望をかなえるための支援体制づくりを進めるとともに、出会いや結婚を支援する婚活パーティーや講座などを開催します。
若い世代の移住・定住の促進	**移住者へのサポート体制構築**	移住を総合的に支援する体制を構築し、ICT を活用したコンテンツの発信、交流事業やセミナーの開催などにより、移住希望者への積極的なアプローチを図ります。
	総合的な定住促進事業	若い世代が地域に愛着や誇りを感じ、住み続けたくなるまちづくりを目指し、妊娠・出産・子育てへの支援充実を図り、子どもを育てやすい環境の整備と社会の形成、活力あるまちづくりを推進します。 また、賑わいを創出するイベントや事業の実施、支援により、定住促進につながるまちの魅力向上に努めます。
シニア世代の移住の促進	**地域資源を活かした移住促進事業**	教育機関や医療機関を含めた地域資源を活用しながら、アクティブシニアの移住を促進します。 また、移住者の生涯学習や国際理解活動等への参画を促進することで、移住者のやりがいの増進とともに地域の力としての活躍を促し、新たな活力に満ちたコミュニティづくりを推進します。

指標の名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年間の出生人数の増加	485 人	512 人	534 人	477 人	469 人	451 人
年間の転出者数と転入者数の差の減少	転出超過 402 人	転入超過 32 人	転出超過 269 人	転出超過 287 人	転出超過 275 人	転出超過 237 人

第２章　総合計画策定のあゆみ

１　総合計画審議会への諮問

南 魚 企 画 第 69 号
平成 27 年 10 月 29 日

南魚沼市総合計画審議会
　　会長　佐　藤　昂　一　様

南魚沼市長　井　口　一　郎

第 2 次南魚沼市総合計画（案）について（諮問）

第 2 次南魚沼市総合計画を策定するにあたり、南魚沼市総合計画審議会条例（平成 16 年条例第 12 号）第２条の規定により、別添の第 2 次南魚沼市総合計画（案）についてご審議願い、忌憚のないご意見をいただきますよう諮問申し上げます。

２　総合計画審議会からの答申

平成 27 年 10 月 29 日

南魚沼市長　井　口　一　郎　　様

南魚沼市総合計画審議会
　　会長　佐　藤　昂　一

第 2 次南魚沼市総合計画（案）について（答申）

平成 27 年 10 月 29 日付け南魚企画第 69 号で諮問のありました標記の件について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、提案された第２次南魚沼市総合計画（案）については、原案どおり進めることで異議がないことを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程で各委員から出された意見・提案を十分に尊重し、配慮されるよう要望します。

3　総合計画審議会委員名簿

任期：平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
公募委員任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

区 分	氏　名	地 域	備 考
識見を有する者	小野塚　昭治	塩沢	(一社)南魚沼市観光協会　会長
	川島　亜紀子	大和	(一社)育ちの種　代表理事
	◎佐藤　昂一	六日町	六日町工業クラブ　顧問
	佐藤　吉昭	大和	(公財)池田記念スポーツ文化財団　顧問
	鈴木　省三	六日町	六日町商工会　会長
	高野　修一	大和	(一社)雪国青年会議所　前理事長
	○髙野　孝子	塩沢	NPO法人エコプラス　代表理事
	髙橋　四郎	六日町	南魚沼市体育協会　会長
	田中　せつ子	大和	男女共同参画市民会議　前会長
	戸田　要一	六日町	南魚沼市民生委員・児童委員
	町田　誠	塩沢	金城の里指定管理者　(有)まちだプランニング　代表取締役
	三原　伸子	六日町	南魚沼市食生活改善推進員協議会　会長
公募委員	笠原　章	六日町	
	髙橋　俊夫	塩沢	
	山岸　健一	六日町	

◎会長　○副会長

4　総合計画策定体制

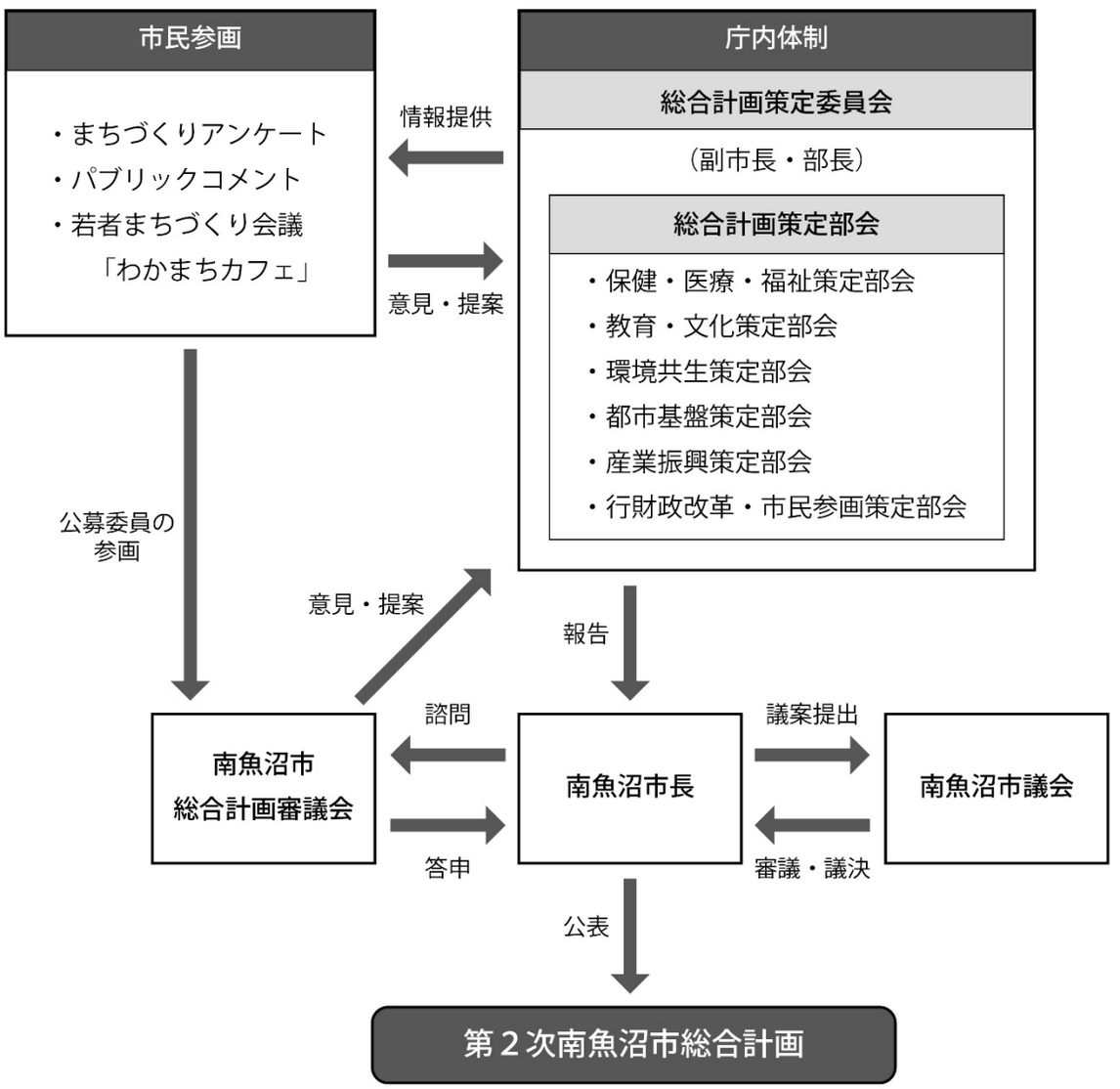
市民参画
・まちづくりアンケート
・パブリックコメント
・若者まちづくり会議
「わかまちカフェ」
情報提供
意見・提案
庁内体制
総合計画策定委員会
（副市長・部長）
総合計画策定部会
・保健・医療・福祉策定部会
・教育・文化策定部会
・環境共生策定部会
・都市基盤策定部会
・産業振興策定部会
・行財政改革・市民参画策定部会
公募委員の参画
意見・提案
報告
諮問
答申
議案提出
審議・議決
南魚沼市総合計画審議会
南魚沼市長
南魚沼市議会
公表
第２次南魚沼市総合計画

5　総合計画策定経過

日付	総合計画審議会	庁内、市議会等	備　　考
平成 26 年 9 月 5 日～30 日		【事務局】まちづくりに関する 市民アンケート実施	平成 27 年 1 月公表
10 月～		【事務局】第 2 次総合計画策定方針の検討	
11 月 15 日		【若者まちづくり会議】 平成 26 年度第 1 回わかまちカフェ	
12 月 4 日	平成 26 年度第 2 回審議会 ○第 2 次総合計画策定方針について 審議		審議会委員 12 名
12 月～		【事務局】基本構想（素案）の検討	
平成 27 年 1 月 15 日	委員公募		
1 月 18 日		【若者まちづくり会議】 平成 26 年度第 2 回わかまちカフェ	
2 月 27 日		【庁内】主要事業検討会議 ○策定スケジュール及び基本構想（案）の 作成 ○庁内に総合計画策定委員会及び策定部会 を設置	策定委員会委員： 職員 15 名
3 月 2 日	公募委員決定（3 名） （任期 H27.4.1～H28.3.31）		
4 月 2 日	平成 27 年度第 1 回審議会 ○策定スケジュールの審議 ○基本構想（案）の審議と承認		審議会委員 15 名
4 月～5 月		【総合計画策定部会】起草作業 ○第 1 次総合計画の施策、目標の検証と課 題整理	策定部会：6 部会 職員 54 名
6 月 1 日		【総合計画策定委員会】第 1 回策定委員会 ○基本構想（案）による施策の方向性検討	
6 月		【総合計画策定部会】起草作業 ○分野ごとの体系整理及び基本計画（案） 作成	
7 月 1 日		【総合計画策定委員会】第 2 回策定委員会 ○基本計画（案）の内容検討	
7 月 27 日	平成 27 年度第 2 回審議会 ○基本計画（案）の審議		
8 月 3 日		【総合計画策定委員会】第 3 回 策定委員会 ○第 2 回審議会での意見を踏まえた修正内 容の検討	
8 月 20 日～ 9 月 15 日		パブリックコメント（意見募集）実施	11 名から 15 件の 意見（同意見 7 件）
8 月～9 月		【総合計画策定部会】起草作業 ○第 2 回審議会やパブリックコメントでの 意見を踏まえた修正・確認	
9 月 26 日		【若者まちづくり会議】 平成 27 年度第 1 回わかまちカフェ	
10 月 2 日		【総合計画策定委員会】第 4 回 策定委員会 ○第 2 次総合計画の庁内における最終検討	
10 月 29 日	平成 27 年度第 3 回審議会 ○諮問 ○第 2 次総合計画の審議 ○答申		
12 月 8 日		【市議会】本会議において基本構想を議決	
平成 28 年 3 月		第 2 次南魚沼市総合計画を公表	

第 2 次南魚沼市総合計画

自然・人・産業の和で築く 安心のまち

発　行　新潟県南魚沼市
〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1
電話　025-773-6672
E-MAIL　kikaku@city.minamiuonuma.lg.jp

編　集　南魚沼市 総務部 企画政策課

発行日　平成 28 年 3 月

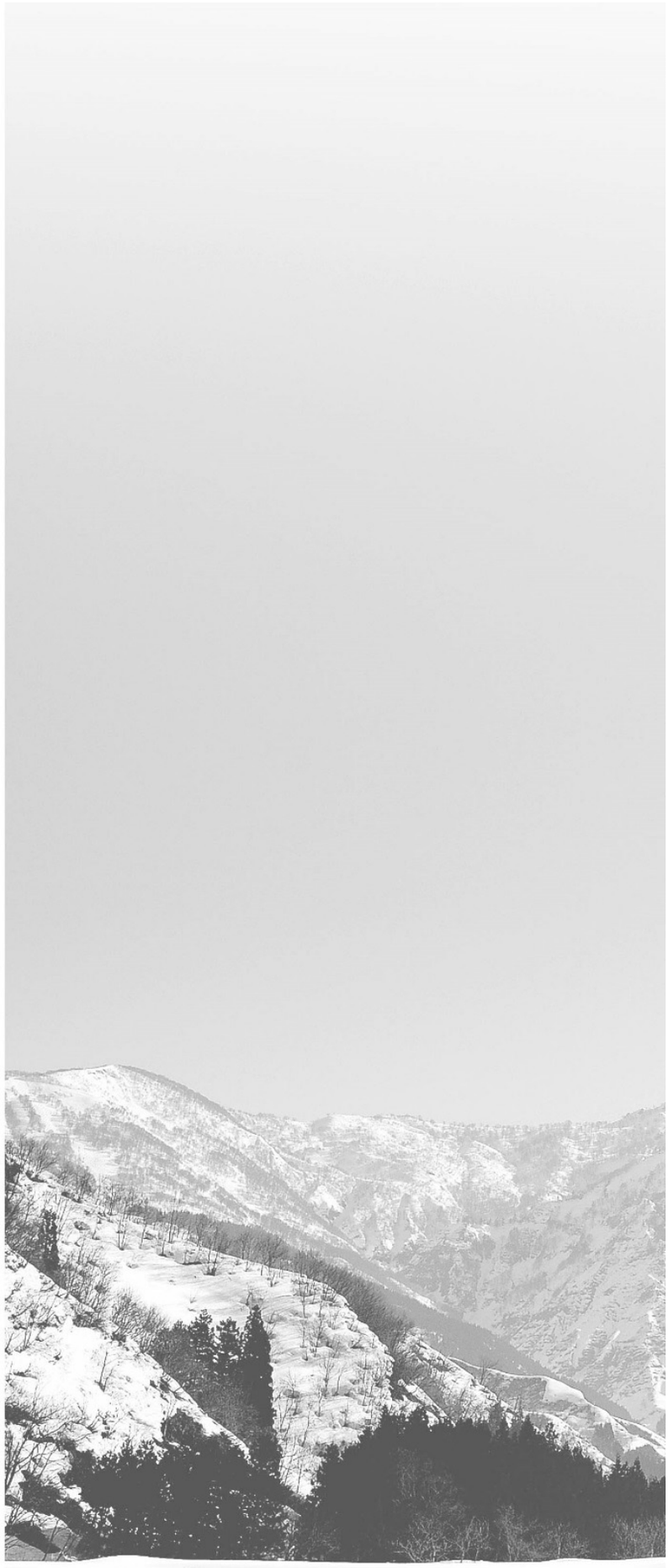

photo : h design project

第２次南魚沼市総合計画

平成２８年３月

新潟県南魚沼市